

政 経 研 究

第四十八卷 第二号 2011年10月

論 説

鳥取県の平成の大合併の経過とその後

——鳥取県の広域行政の実体をモデルとして——

山田光矢

一九九〇年代アメリカの貿易政策と
合衆国輸出入銀行 (Eximbank) の役割

山城秀市

研究ノート

ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構

——ボッシュ公益財団とクルップ公益財団——

吉森賢

論 説

都道府県別の tax wedge と所得格差

坂本直吉
坂本直吉
樹良

政経研究 第四十七巻第四号 目次

論 説

東アジアにおける新しい地域主義

——EAC構想におけるサブリージョンとしてのGMSとNEAS——

… 佐渡友 哲

一九七〇年代後半から八〇年代アメリカの貿易収支赤字の拡大とEximbankの活動

… 山城 秀市

新疆「七・五」事件と中国のインターネット規制 … 山本 賢二

日米対立の史的構図 ……………… 秦 郁彦

懐疑と実践

——アレクシス・ド・トクヴィルによる「新しい政治学」——

… 杉本 竜也

三位一体の改革と経済波及効果を考慮した地域別帰着分析

——二〇〇五年全国地域間表を用いた分析——

… 斎藤 英明

研究会報告要旨

【平成二三年度第一回公共政策研究会 平成二三年九月一四日】

行政広報とコミュニケーション戦略

… 岩井 義和

政経研究 第四十八巻第一号 目次

論 説

イギリス新救貧法原理の形成過程に関する研究 …… 矢野 聡

政治における不祥事と利益誘導政治 ……………… 岩崎 正洋

これからの人材マネジメントの使命 ……………… 谷田部 光一

日米対立の史的構図（二・完） ……………… 秦 郁彦

研究ノート

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』

二〇一〇年社会関係資本全国調査の概要

… 稲葉 陽二

研究会報告要旨

【平成二三年度第二回公共政策研究会 平成二三年二月一〇日】

国民の要望に応える警察活動の推進に向けて

… 那須 修

——理論と実務の融合の上にある警察の在るべき姿——

鳥取県の平成の大合併の経過とその後

——鳥取県の広域行政の実体をモデルとして——

山田光矢

- 一 平成の大合併までの鳥取県内の市町村および郡の変遷
- 二 全国総合開発計画と鳥取県の三地域
- 三 定住自立圏と鳥取県内三地域の特徴
- 四 中国地方や関西広域連合と鳥取県の今後

一 平成の大合併までの鳥取県内の市町村および郡の変遷

鳥取県は、中国山地の北側にあつて、東は兵庫県、西は島根県、南は岡山・広島の両県に接し、北は日本海に面し

鳥取県の平成の大合併の経過とその後（山田）

た、総面積が三五〇七・二六平方キロメートルで、東西約一二〇キロメートル、南北約二〇〇〜六〇キロメートルの東西に細長い県である。より詳しく説明すれば、鳥取県の東端は八頭郡若桜町大字落折で東経一三四度三二分、西端は日野郡日南町大字新屋で東経一三三度八分であり、東西の距離は一二六キロメートルとなる。南端は日野郡日南町大字豊栄で北緯三五度三分、北端は岩美郡岩美町大字陸上で北緯三五度三分であり、南北の距離は六一・八五キロメートルとなる^①。鳥取県の面積は日本の四七都道府県の四一位であり、平均面積約八千平方キロメートルの半分以上の細長く規模の小さい県である。

明治元年当時の鳥取藩は、旧因幡国の八郡(邑美郡・法美郡・岩井郡・八上郡・八東郡・智頭郡・高草郡・気多郡)と旧伯耆国の六郡(河村郡・久米郡・八橋郡・汗入郡・会見郡・日野郡)で構成されていた。これは現在の鳥取県の領域と同じである。明治四年七月の廃藩置県の際には、旧因幡国の八郡と旧伯耆国の六郡の鳥取藩の領域に、旧播磨国の三郡の一部を加える形で鳥取県が誕生した。同年一月に播磨国の三郡は姫路県(後の兵庫県)に編入されたが、逆に一二月にもともと松江藩の管轄に属し、廃藩置県で浜田藩の管轄区域とされた旧隠岐国が島根県から鳥取県に編入された。しかし明治九年八月に鳥取県は島根県に合併され消滅している。鳥取県と島根県は境港や中海を挟んで影響しあっていたことがうかがえる。

旧鳥取県民が熱心に再置運動を行ったことが実り、明治一四年九月に旧因幡国の八郡と旧伯耆国の六郡の領域は島根県から分離独立し再び鳥取県となった。明治元年の鳥取藩を鳥取県として再興した後は、鳥取県は内部での郡や市町村の合併を繰り返してはきたが、県境を変えるような動きに遭遇することはなかった。明治の大合併の流れの中、明治二一年の「市制・町村制」の影響を受けて、明治二二年一〇月一日に邑美郡と法美郡から鳥取市が誕生し、鳥取

県は一市・四町・二三三村の合計二三八市町村（二四郡）となった。明治二三年の「府県制」「郡制」制定を受けて、鳥取県では明治二九年四月に郡の再編が実施され、旧因幡郡の八郡は、邑美郡と法美郡と岩井郡が合併して岩美郡に、八上郡と八東郡と智頭郡が合併して八頭郡に、高草郡と気多郡が合併して気高郡となり、三郡に再編された。他方、旧伯耆国の六郡は、河村郡と久米郡と八橋郡が合併して東伯郡に、汗入郡と会見郡が合併して西伯郡となり、合併しなかった日野郡とあわせて三郡に再編された。その結果鳥取県は一市六郡となった。旧伯耆国の領域は西伯郡と東伯郡・日野郡の二つの区域が並立する形となった。

その後も鳥取県内の市町村では徐々に合併が進み、大正一四年一〇月一日には鳥取市と六つの郡の一八七町村の合計一八八市町村となった。昭和二年に西伯郡から米子市が誕生した。第二次世界大戦後の昭和二五年一〇月でも、鳥取県内の市町村は、鳥取市と米子市の二市のほか六郡に二三町一四五村が置かれ、合計一七〇の市町村が存在していた。明治の大合併以降、第二次世界大戦終了時までには、鳥取県内の市町村数は合併により、約三分の二に減少したことがわかる。

昭和の大合併のために、三年間の時限法である町村合併促進法が施行された昭和二八年一〇月一日に倉吉市が誕生した。これによって鳥取県は鳥取市と米子市と倉吉市のそれぞれが地域の中核的機能を担う体制が確立されたといえる。昭和の大合併前期の昭和三〇年一〇月の鳥取県の市町村は三市三二町二二村（六郡）の合計五六市町村であった。昭和三十一年四月一日には境港市が誕生した。昭和三十一年六月に五年間の時限法である新市町村建設促進法が施行を受けて鳥取県の市町村合併が継続され、昭和三五年一〇月の鳥取県の市町村数は四市三三町四村（六郡）の合計四〇市町村となった。鳥取県内の市町村は合併によって約四分の一に再編されたのである。昭和四五年一〇月に鳥取県の市

町村数は四市三一町四村（六郡）の合計三九市町村となり、鳥取県で平成の大合併推進直前の平成一六年八月三十一日まで継続された。

昭和四五年から平成一六年八月三十一日までの、鳥取県の市町村の状況を郡単位でみると以下の通りとなる。市は鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の四市である。鳥取市に隣接する岩美郡には岩美町、国府町、福部村の二町一村が、八頭郡には若桜町、智頭町、郡家町、船岡町、八東町、川原町、用瀬町、佐治村の七町一村が、気高郡には気高町、鹿野町、青谷町の三町が存在した。倉吉市に隣接する東伯郡には羽合町、東郷町、泊村、北條町、大栄町、東伯町、赤碕町、関金町、三朝町の八町一村が存在した。米子市に隣接する西伯郡には中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村、西伯町、会見町、岸本町の七町一村が存在した。日野郡には溝口町、江府町、日野町、日南町の四町が存在していた。境港市は米子市と隣接しているが他の市町村とは接しておらず、中海を挟んで鳥根県と隣接している²⁾。

鳥取県の四市三一町四村体制の実情を、平成一二年の国勢調査の人口で見ると、鳥取市一五万四三九人、米子市一三万八七五六六人、倉吉市四万九七一一一人、境港市三万六八四三人で、市部には三七万五七四九人が住んでおり、県民全体の六割強が市部に住んでいた。岩美郡の岩美町は一万四〇一五人、国府町は八六二〇人、福部村は三四五一人であり、八頭郡の若桜町は四九九八八人、智頭町は九三三八三人、郡家町は一万九人、船岡町は四六六四人、八東町五五七二人、河原町は八三八二人、用瀬町は四三二四人、佐治村は二八三五五人であり、気高郡の気高町は一万四人、鹿野町は四五九四人、青谷町は八〇九五五人であった。東伯郡の羽合町は七七七七人、東郷町は六五五八人、泊村は三〇五六人、北條町は七八六五人、大栄町は九〇五〇人、東伯町は一万二〇九八人、赤碕町は八三四四人、関金町は四三二六人、三朝町は七九二一人であった。西伯郡の中山町は五二三三人、名和町は七五九八人、大山町は六七三〇人、淀江町は

図1 鳥取県内の市町村



鳥取県の平成の大合併の経過とその後（山田）

<市>	<岩美郡>	<八頭郡>	<東伯郡>	<西伯郡>	<日野郡>
鳥取市	岩美町	八頭町	湯梨浜町	日吉津村	日南町
米子市		若桜町	三朝町	大山町	日野町
倉吉市		智頭町	北条町	南部町	江府町
境港市			琴浦町	伯耆町	

- 平成 16 年 9 月 1 日に東伯町と赤碓町は合併して琴浦町となりました。
- 平成 16 年 10 月 1 日に羽合町、泊村、東郷町は合併して湯梨浜町となりました。
- 平成 16 年 10 月 1 日に西伯町と会見町は合併して南部町となりました。
- 平成 16 年 11 月 1 日に鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町は合併して鳥取市となりました。
- 平成 17 年 1 月 1 日に岸本町と溝口町は合併して伯耆町となりました。
- 平成 17 年 3 月 22 日に倉吉市と関金町は合併して倉吉市となりました。
- 平成 17 年 3 月 28 日に大山町、名和町、中山町は合併して大山町となりました。
- 平成 17 年 3 月 31 日に米子市、淀江町は合併して米子市となりました。
- 平成 17 年 3 月 31 日に郡家町、船岡町、八東町は合併して八頭町となりました。
- 平成 17 年 10 月 1 日に北条町、大栄町は合併して北条町となりました。
- 平成 17 年 10 月 1 日に鳥取市は特例市に移行しました。

出典：http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=9577

表1 鳥取県の平成の大合併の流れ

平成16年8月31日までの鳥取県内市町村				平成17年10月1日以降の鳥取県内市町村							
市／郡	市町村名	人口	人口比	市／郡	市町村名	人口	人口比	面積	面積比	備考	
	鳥取市	150,439	24.52%		鳥取市	195,957	32.98%	765.66	21.83%	合併で拡大	
岩美郡	岩美町	14,015	2.28%	岩美郡	岩美町	12,922	2.17%	122.38	3.49%		
	国府町	8,620	1.40%							鳥取市と合併	
	福部村	3,451	0.56%								
八頭郡	若桜町	4,998	0.81%	八頭郡	若桜町	4,072	0.68%	199.31	5.68%		
	智頭町	9,383	1.52%		智頭町	8,266	1.38%	224.61	6.40%		
	郡家町	10,009	1.63%		八頭町	八頭町	19,386	3.26%	206.71	5.89%	合併
	船岡町	4,664	0.76%								
	八東町	5,572	0.90%								
	河原町	8,382	1.36%								鳥取市と合併
	用瀬町	4,324	0.70%								
佐治村	2,835	0.46%									
気高郡	気高町	10,004	1.63%							鳥取市と合併	
	鹿野町	4,594	0.74%								
	青谷町	8,095	1.31%								
鳥取県東部	小計	249,385	40.66%	鳥取県東部	小計	240,603	40.50%	1518.67	43.28%		
	倉吉市	49,711	8.10%	東伯郡	倉吉市	50,830	8.55%	272.15	7.76%	合併で拡大	
東伯郡	関金町	4,316	0.70%		東伯郡	湯梨浜町	17,670	2.97%	77.95	2.22%	合併
	羽合町	7,767	1.26%								
	東郷町	6,558	1.06%			北栄町	16,208	2.72%	57.15	1.63%	合併
	泊村	3,056	0.49%								
	北条町	7,865	1.28%			琴浦町	19,276	3.24%	139.92	3.99%	合併
	大栄町	9,050	1.47%								
	東伯町	12,098	1.97%								
	赤碕町	8,344	1.36%			三朝町	7,314	1.23%	233.46	6.65%	
三朝町	7,921	1.29%									
鳥取県中部	小計	116,686	19.02%	鳥取県中部	小計	111,298	18.73%	780.63	22.26%		
	米子市	138,756	22.62%		米子市	148,915	25.06%	132.21	3.77%	合併で拡大	
	境港市	36,843	0.60%		境港市	36,108	6.07%	28.79	0.82%		
西伯郡	淀江町	9,081	1.48%	西伯郡	大山町	17,825	3.00%	189.79	5.41%	合併	
	中山町	5,233	0.85%								
	名和町	7,598	1.23%		日吉津村	3,249	0.54%	4.16	0.12%		
	大山町	6,730	1.09%								
	日吉津村	2,971	0.48%								
	西伯町	8,168	1.33%		南部町	11,684	1.96%	114.03	3.25%	合併	
	会見町	4,042	0.65%								
岸本町	7,271	1.18%	伯耆町	11,740	1.97%	139.45	3.98%	郡をまたいだ合併			
日野郡	溝口町	5,392	0.87%	日野郡	江府町	3,361	0.56%	124.66	3.55%		
	江府町	3,921	0.63%		日野町	3,809	0.64%	134.02	3.82%		
	日野町	4,516	0.73%		日南町	5,489	0.92%	340.87	9.72%		
日南町	6,696	1.09%									
鳥取県西部	小計	247,218	40.31%	鳥取県西部	小計	242,180	40.76%	1207.98	34.44%		
	合計	613,289			合計	594,081		3507.28			

註1 平成の大合併以前と、合併後の定住自立圏以外の人口は『市区町村プロフィール』鳥取県を参照した。

註2 平成の大合併以降の人口は、定住自立圏関連市町村は総務省『全国定住自立圏の取り組み』を参照した。

九〇八一人、日吉津村は二九七一人、西伯町は八一六八人、会見町は四〇四二人、岸本町は七二七一人であった。日野郡の溝口町は五三九二人、江府町は三九二一人、日野町は四五一六人、日南町は六六九六人であった。^③

鳥取県の市町村は、平成の大合併が終了した平成一七年一〇月一日に、図1や表1のように、四市一四町一村の合計一九市町村となり、現在に至っている。鳥取県の市町村合併の歴史を見ると、戦前は県東部を占める旧因幡国と、県西部に位置する伯耆国をそれぞれ対象に行われてきた。その中心が鳥取市と米子市であった。昭和の大合併期に、鳥取県の水産業の中心である境港が市へ昇格し、東西に長い鳥取県の中間部の中心市として倉吉市が設置された。それゆえ鳥取県は、鳥取市を中心とした県東部と、倉吉市を中心とした県中央部と、米子市を中心とした県西部が並立することになった。また日本海に面した県北部と、中国山脈に接する農山村が中心の県南部の間にも地域的な特徴の相違がみられる。

鳥取市は周辺の岩美郡と八頭郡と気高郡の町村との合併を推進した。その結果、岩美郡の国府町、福部村、八頭郡の川原町、用瀬町、佐治村、気高郡の気高町、鹿野町、青谷町は、平成一六年一月一日に合併によって鳥取市の一部となった。岩美郡では岩美町だけが町として残った。八頭郡では郡家町と船岡町と八東町が平成一七年三月三十一日に合併して八頭町となった。若桜町と智頭町はそのまま町として残った。また気高郡は構成していた三つの町が鳥取市の一部となったことで消滅した。この地域は一市・四町となった。

倉吉市と接している郡は、以前の郡の合併の影響もあって東伯郡だけである。倉吉市は一部江府町と接してはいるが、単純に言えば岡山県と東伯郡に囲まれている地域である。東伯郡の八市一町の中で倉吉市と合併したのは、岡山県と江府町と接していた関金町だけであったことから、東伯郡に囲まれた倉吉市は岡山県や江府町と接するように

なった。平成の大合併の中で、関金町は平成一七年三月二二日に倉吉市の一部となり、東伯郡の中では三朝町だけは合併しなかった。他の町村をみると、平成一六年九月一日に東伯町と赤碕町は合併して琴浦町となり、同年一〇月一日には羽合町と泊村と東郷町が合併して湯梨浜町となり、一年後には北条町と大栄町が合併して北栄町となった。その結果、この地域も東部と同様に一市・四町で構成されることになった。

米子市は平成一七年三月三日の合併によつて西伯郡の淀江町を取り込んだ。西伯郡では唯一日吉津村だけは合併しなかった。平成一六年一〇月一日に西伯町と会見町が合併して南部町となり、一七年三月二八日には中山町と名和町と大山町が合併して大山町となった。唯一郡を超えて合併をしたのが西伯郡岸本町と日野郡溝口町で、合併して伯耆町となり西伯郡の区域となった。日野郡で合併したのは溝口町だけであり、日南町と日野町と江府町はそのまま残った。境港市も合併はしなかった。その結果、西部地域は二市・六町・一村で構成されることになった。米子市と日本海で囲まれる形で、鳥取県で唯一の村である日吉津村が残った。

平成の大合併後の鳥取県内の市町村の人口と面積は以下ようになった。鳥取市は岩美郡の国府町と福部村、八頭郡の川原町と用瀬町と佐治村、気高郡の気高町と鹿野町と青谷町と合併した結果、人口は一九万五九五七人で県の三三・〇%、面積は七六五・六六平方キロメートルで県の二一・八%となった。岩美郡岩美町は一万二九二二人で二・二%、一三三・三八で三・五%となった。八頭郡の郡家町と船岡町と八東町が合併してできた八頭町は一万九三八六人で三・三%、二〇六・七二で五・九%となり、若桜町は四〇七二人で〇・七%、一九九・三二で五・七%、智頭町は八二六六人で一・四%、一二四・六一で六・四%となっている。

倉吉市は関金町と合併し五万八三〇人で八・六%、一二七二・一五で七・八%となった。東伯郡の三朝町は七三二四人

で一・二%、一三三・四六で六・七%、東伯町と赤碓町の合併で誕生した琴浦町は一万九二七六人で三・二%、一三九・九二で四・〇%、羽合町と泊村と東郷町の合併で誕生した湯梨浜町は一万七六七〇人で三・〇%、七七・九五で二・二%、北條町と大栄町の合併で誕生した北栄町は一万六二〇八人で二・七%、五七・一五で一・六%となっている。

米子市は淀江町を取り込み人口一四万八九一五人で二五・一%、一三二・二一で三・八%となった。境港市は三万六一〇八人で六・一%、二八・七九で〇・八二%となっている。西伯郡で唯一合併しなかった日吉津村は三二四九人で〇・六%、四・一六で〇・一%となっている。西伯町と会見町の合併で誕生した南部町は一万一六八四人で二・〇%、一一四・〇三で三・三%となり、中山町と名和町と大山町が合併した大山町は一万七八二五人で三・〇%、一八九・七九で五・四%となり、西伯郡岸本町と日野郡溝口町の合併で誕生し西伯郡に属することになった伯耆町は一万一七四〇人で二・〇%、一三九・四五で四・〇%となった。合併しなかった日野郡の日南町は五四八九人で〇・九%、三四〇・八七で九・七%、日野町は三八〇九人で〇・六%、一三四・〇二で三・八%、江府町は三三六一人で〇・六%、一二四・六六で三・六%となっている。⁽⁴⁾

都道府県内の市町村数の実態は、一七九市町村を抱える北海道から一五市町村を抱える富山県までさまざまであり、平均は三六・六市町村となっている。鳥取県の一九市町村は、石川県や滋賀県や山口県とともに四〇位である。大分県が一八市町村で四四位であり、一七市町村の福井県と香川県が続いている。鳥取県より少ない市町村数の県は四県しか存在しない。ただし鳥取県より市町村数が少ない都道府県で、面積が鳥取県以下の県は香川県だけである。鳥取県より面積が小さい都道府県は上から佐賀県、神奈川県、沖縄県、東京都、大阪府、香川県の順であり、面積が小さく人口の多い都道府県ではあまり平成の大合併は進展していなかった。

市の数が最多なのは四〇市の埼玉県で、最少は四市の鳥取県である。鳥取県に次ぐのは島根県と徳島県と香川県であるがそれでも八市であり、鳥取県が極端に少ない。町の数が最多なのは一二九町の北海道であり、最少は三町の大分県である。ただし第二位が三一町の福島県であり、北海道が突出している。北海道を除く四六都府県の町の平均数は一三・六町であり、鳥取県の一四町はほぼ平均数といえる。村の数は最多の長野県の三五村からゼロの一三県までさまざまである。村が一つの府県は鳥取県をふくめて一〇の府県が存在し、日本のほぼ半数の府県が一村かゼロ村となっている。平均が四村であることから見て、鳥取県は村の数の少ない県ということになる。⁵⁾なお、鳥取県の市部には県人口の七割強が住んでいるが、これは人口の都市集中というよりも、合併の結果という側面が強い。

二 全国総合開発計画と鳥取県の三地域

鳥取県の人口は五九万四〇八一人で四七都道府県の中で最も少ない。四六位は人口七十一万人強の島根県であり、人口五十万人台の都道府県は鳥取県だけである。面積も前述のように約三五〇七平方キロメートルで全国四一位であり、小規模な都道府県の一つである。ただし人口密度は全国平均の三四三人の約半分の一六八・五五人であるが、全国で三七位であり、面積の割に人口が極端に少ないわけではない。⁶⁾

歴史からみると、鳥取県は旧因幡国と旧伯耆国の二国で誕生した。旧因幡国の圏域の面積は県内の四三・三%の一五一八・六七平方キロメートルであり、旧伯耆国は五六・七%の一九八八・五九平方キロメートルである。旧播磨国の圏域の人口は、県の総人口の約四〇・五%の二四万〇六〇三人であり、旧伯耆国は約五九・五%の三五万三四七八人である。人口も面積もほぼ四対六の割合になっている。それゆえ旧因幡国の区域は鳥取県の「東部地域」とされ、若

干広域で人口も多い旧伯耆国の区域は、鳥取県が縦長なこともあって、東部に隣接し鳥取県の総面積の二二・三%、人口の一八・七%占める旧東伯郡の区域は「中部地域」とよばれ、中部と鳥根県に隣接する残りの区域は「西部地域」とされる。鳥取県は、県の面積・人口ともほぼ四〇%ずつを占める「東部」と「西部」、その中間でほぼ二〇%を占める「中部」の三地域によって構成されているのである。

市町村合併が適切な規模の基礎自治体を創設するわけではない。まして、基礎自治体の適正規模の標準が存在するわけでもなく、地方公共団体の規模は地方自治に対する理念や社会的な状況などによって大きく異なる。昭和の大合併で創設された新しい市町村も、戦後復興策である社会的インフラストラクチャーの復興整備とその拡充策などによつて、時代との齟齬をきたすようになっていった。鉄道網や道路網そして港湾や空港の復興整備と拡張などは、人々の日常生活や経済活動の領域を拡大させた。こうした生活空間の拡大とそれに対応したサービス等の提供のために、基礎自治体の多くは複数の一部事務組合などを組織し、広域的行政への対応をはかった。その結果、昭和四二年に二二〇二組合であった一部事務組合は、昭和四九年には三〇三九組合まで増加した。当時の三二五六市町村で一部事務組合構成団体数は二万五九八八市町村であり、一組合当たりの構成団体数は約八・六市町村であり、一つの市町村は平均八つの一部事務組合に加盟していた。

その後一部事務組合は減少し始め、平成二〇年には一四四九団体となり、一つの市区町村は平均六・三の一部事務組合等に参加している^①。一部事務組合の減少の主な原因として、市町村合併の進展と昭和四九年の複合一部事務組合制度の導入がある。郡は昭和二二年に六一二存在したが、平成一八年には四〇八、平成二三年には三七七まで減少している。昭和の大合併や平成の大合併の影響もあり、郡を単位あるいは郡を超えた広域的な市の形成や、郡の合併や

統合などによって郡そのものが減少していった。

戦後復興は三大都市圏の発展を促し、地域間格差を拡大していった。そこで、日本の地域間の均衡ある発展を基本目標として策定された、昭和三七年度の「全国総合開発計画」(二全総)は、一五の新産業都市と六つの工業整備特別地域を設定し、この二一地域を中心に地方圏の総合的な開発を実施することを目的とした政策を展開した。これが拠点開発方式である。その一つとして鳥取県と島根県をまたいで設定されたものが「中海新産業都市」である。

鳥取県側では米子市、境港市、西伯郡西伯町・会見町・岸本町・伯仙町・日吉津村・淀江町・大山町・名和町・中山町、日野郡溝口町が指定された。これは現在の米子市と境港市と大山町と南部町と伯耆町に相当する地域であり、日野郡に属していた溝口町が西伯郡の岸本町と合併して伯耆町となり伯耆郡の一部となった一因と考えられる。島根県側では松江市、出雲市、安来市、平田市、八束郡鹿島町・島根村・美保関町・東出雲町・玉湯町・宍道町・八束村・簸川郡斐川町・大社町が指定された。これは現在の松江市の一部、出雲市の一部、安来市の一部である。この計画が、中海を挟んだ鳥取県と島根県の産業発展などの関係の、戦後の方向性の礎となったことが理解できる。⁽⁸⁾

交通通信網の発展整備は人々の行動範囲をさらに拡大させ、それに呼応する形で展開された政策の一つが昭和四四年の「新全国総合開発計画」(新全総)である。新全総において自治省(当時)は、人口集中地域である中心都市と過疎化がみられる周辺市町村の一体化した地域開発や行政施策の遂行の必要性などを前提に、三大都市圏を除く地域に広域市町村圏を設定した。全国の七〇九一万四三五六人が居住する二九三二市町村に三三八圏域が設定された。広域市町村圏一圏域の平均人口は二二万一千人で平均市町村数は九であった。一部事務組合における一組合の構成市町村数が八・六団体であり、一部事務組合の圏域と広域市町村圏の圏域にはある程度の類似性があることがうかがえる。⁽⁹⁾

建設省（当時）は、単数もしくは複数の広域市町村圏を単位として「地方生活圏」を設定した。

昭和四八年のオイルショックとその後の低成長期への移行の影響を受けて、昭和五二年に閣議決定された「第三次全国総合開発計画」（三全総）は、中心政策の一つとして「モデル定住圏計画」を提示し、全国に四四の「モデル定住圏」を設定した。バブル期の昭和六二年に設定された「第四次全国総合開発計画」（四全総）は、総合保養地整備法と地方拠点都市整備法を制定し、全国に四二のリゾート地域と八一の地方拠点都市地域を設定した。ただし国土交通省は、平成一六年二月に四二の「リゾート基本計画」の廃止を含めた抜本的見直しを指示した。その結果一二の基本計画が廃止された。また平成二二年三月三一日をもって「広域市町村圏」と「ふるさと市町村圏」は廃止され、「定住自立圏」に移行することになった。¹⁰

鳥取県の三地域には、昭和四四年に鳥取中部広域市町村圏、翌四五年に鳥取県東部広域市町村圏、四六年に鳥取県西部広域市町村圏が設置された。それらはすべて「地方生活圏」、「ふるさと市町村圏」（平成二二・二三年廃止）、「定住自立圏」（「西部」だけは米子市と境港市のみ）の指定を受けている。ただし、鳥取中部が「モデル生活圏」と平成一九年に「特定地域経済活性化対策推進地域」に指定されたのに対して、鳥取県東部は平成五年に西部は平成六年に「地方拠点都市地域」に指定されている。また鳥取県西部を中心に平成三年に「ふるさと大山ふれあいリゾート構想」によるリゾート整備も実施されている。

このことから、鳥取中部は第一次産業を中心とした自然環境豊かな生活圏域と考えられ、他の二つの地域は産業の発展を前提に地域開発に向かうべき地域と考えられていることがわかる。ただし鳥取県東部は鳥取市を中心として一体化型の発展を目指すべき地域とされているのに対して、西部は内部の地域的特性によって異なった対応もみられ、

農山村としての存在を重視せざるを得ない地域と、鳥根県との関連を重視しながら発展していくことを目指している地域が併存している。

表2のように、鳥取県に現存する一部事務組合のうち、広域市町村圏設置以前から継続されているものは、昭和二九年設置の、鳥取県内の全町村を構成団体とする「鳥取県町村消防災害補償組合」、米子市と日吉津村を構成団体とする「米子市日吉津村中学校組合」、昭和三三年に設置された鳥取県と鳥根県が構成団体とする「境港管理組合」、昭和三六年の鳥取県内の全町村と四組合が構成団体となっている「鳥取県町村職員退職手当組合」、昭和四六年の南部町と伯耆町を構成団体とする「南部町・伯耆町清掃施設管理組合」と日野町と江府町と日南町を構成団体とする「日野町江府町日南町衛生施設組合」である。これらを大別すると、鳥取県内の全市町村が構成団体となる資金管理に関する団体と、鳥取県と鳥根県によって設立された組合以外は、すべて鳥取県西部に位置する市町村が関連する組合である。鳥取県西部地域内の特殊性がうかがえる。

ただし、鳥取県内に設置された一部事務組合はこれだけではなかった。三つの広域市町村圏の管理組合がすべて複合一部事務組合であることは、これらの地域を単位として、そこに存在していた複数の一部事務組合を解散して一つの複合一部組合を設置したことがわかる。広域市町村圏の設置は、複合一部事務組合の設置による一部事務組合の整理を目的の一つとしたものであり、鳥取県内の一部事務組合もそうした流れの中で整理されていったことがわかる。¹¹⁾

昭和四四年に設置された鳥取中部広域市町村圏には、昭和四六年に「中部市町村共同施設管理組合」（昭和五二年に「中部広域行政管理組合」に名称変更）が一部事務組合として設立された。この中部広域市町村圏は昭和五二年の「第三次全国総合開発計画」下で「モデル定住圏」とされ、平成元年には「ふるさと市町村圏」に指定され、平成一三年に

表2 鳥取県の一部事務組合

一部事務組合の名称	構成団体名	設立年月日	共同処理事務
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市、岩美郡・八頭郡の町	S46.12.20	地域拠点都市地域基本計画、ふるさと市町村圏計画、し尿処理、消防、不燃物処理、可燃物処理施設の建設、火葬場、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、障害認定審査、休日急患歯科診療業務運営、最終処分場跡地利用、汚泥運搬事務、県からの移譲事務(【1】火薬類の消費等に係る許可 【2】液化石油ガス設備工事届の受理)
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市、境港市、西伯郡、日野郡の町村	S 47. 6. 1	ふるさと市町村圏計画、不燃物処理、広域福祉センター、消防、視聴覚ライブラリー、病院群輪審制病院運営、広域観光、火葬場、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、障害認定審査、し尿処理、可燃物処理、県からの移譲事務(【1】火薬類の消費等に係る許可 【2】液化石油ガス設備工事等の受理)
八頭環境施設組合	鳥取市、八頭町、若桜町、智頭町	H13.4.1	ごみ処理
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	南部町、伯耆町	S 46. 4. 1	ごみ処理
日野町 江府町 日南町衛生施設組合	日野町、江府町、日南町	S46.10.20	し尿処理、ごみ処理
鳥取県町村消防災害補償組合	全町村	S 29.10. 1	消防団員及び水防団員に係る損害補償
鳥取県町村職員退職手当組合	全町村、鳥取中部ふるさと広域連合ほか4組合	S 36. 7. 8	退職手当
米子市日吉津村中学校組合	米子市、日吉津村	S29.10.20	中学校
玉井斎場管理組合	境港市、島根県松江市	H6.12.21	火葬場
日野病院組合	日野町、江府町、伯耆町	H 8. 3.21	病院
境港管理組合	鳥取県、島根県	S 33. 4. 1	境港の管理運営

鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を参照し作成した。

表3 鳥取県の広域連合

広域連合の名称	構成団体名	設立年月日	共同処理事務
鳥取中部ふるさと広域連合	倉吉市、東伯郡の町	H10.4.1	ふるさと市町村圏計画、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防、交通共済、固定資産評価審査、滞納整理、休日急患診療所、病院群輪審制病院運営、介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定)、県からの移譲事務(【1】火薬類の消費等に係る許可 【2】液化石油ガス設備工事届の受理)
南部箕蚊屋広域連合	南部町、伯耆町、日吉津村	H11.7.19	介護保険(要介護、要支援認定に係る審査、判定に関するものを除く)老人保健福祉計画、県からの移譲事務(指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者の指定)
鳥取県後期高齢者医療広域連合	鳥取県内全市町村	H19.2.1	後期高齢者医療制度に係る、被保険者の資格管理に関する事務、医療給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務

鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を参照し作成した。

は「特定地域経済活性化対策推進地域」に指定（平成一六年に再指定）されている。圏域の事務の共同処理の主体は、平成一〇年に「鳥取中部ふるさと広域連合」に移行し、現在では、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防、交通災害共済、固定資産評価、滞納整理、休日診療所、介護認定審査事務、広域観光等の推進に関する共同処理事務、鳥取県からの権限移讓事務などを実施している。¹²⁾

構成団体を現在の市町村で示すと、倉吉市と三朝町と琴浦町と湯梨浜町と北栄町の一市・四町であり、面積七八〇・六三平方キロメートル、人口二万二九八人であり、他に一部事務組合もなく、かなり一体化した形で行政サービスを提供している圏域であることがわかる。広域市町村圏の設置は、「おおむね人口一〇万人以上の規模を有することを標準とし、次の要件を具備した日常生活圏を形成し、また形成する可能性を有すると認められる地域について行う」ものとされている。中部広域市町村圏は人口からいえば、まさにこの最低条件を満たす圏域ということが出来る。合併は目指さずに「一部事務組合」から「広域連合」へと組織を改編したことは、今後の中部地域の協力関係の強化を目指した施策として評価できる。¹³⁾

昭和四五年に、鳥取市と岩美郡全域と八頭郡全域と気高郡全域で設定されたものが、「鳥取県東部広域市町村圏」である。この圏域は平成五年に「鳥取県東部地方拠点都市地域」に指定され、翌年には「ふるさと市町村圏」となっている。圏域の運営主体は、昭和四六年に不燃物処理を目的として設置された「鳥取県東部広域行政管理組合」であり、現在は複合一部事務組合として、鳥取県東部地方拠点都市地域に関連事務、地域振興事業関連事務、し尿処理、消防、不燃物処理、可燃物処理、火葬場、介護関連事務、鳥取県からの権限移讓事務などを実施している。¹⁴⁾

鳥取市の現在の人口は一九万五九五七人ではあるが、平成一二年の国勢調査の数字を合併後にあてはめた場合には

二〇万七四四人であり、平成一七年一月一日の住民基本台帳による人口が二〇万二一五五人であることから、人口二〇万人以上を条件とする特例市への移行の申請を行い、平成一七年一〇月一日に特例市への移行を実現させている。この結果、鳥取県の東部地域は特例市である鳥取市を中心に広域行政が展開される下地が形成されたことになる。ただし、鳥取市が名実ともに特例市であるためには、東部地域の一部との合併を模索する必要がある¹⁵⁾。

昭和四六年に設置されたものが、米子市と境港市と西伯郡全域と日野郡全域で設定された「鳥取県西部広域市町村圏」である。現在の市町村名でいえば、米子市と境港市と南部町と大山町と伯耆町と日南町と日野町と江府町と日吉津村の二市・六町・一村で構成される圏域である。この運営主体が四七年に設置された「鳥取県西部広域行政管理組合」という一部事務組合である。ここでは広域市町村圏関連事務、不燃物処理、広域福祉センター、消防、病院、視聴覚ライブラリー、火葬場、介護関連事務、し尿処理、ごみ焼却、鳥取県からの権限移譲事務などを実施している¹⁶⁾。圏域内の一部地域は平成三年に「リゾート地域」に指定され、圏域の他の一部地域は「中海圏域地方拠点都市地域」に指定されている。これらが西部圏域と一体化したものでないところに、西部地域の特性が認められる。

昭和四七年以降に設立された鳥取県内の一部事務組合は、平成六年の境港市と島根県松江市を構成団体とする「玉井斎場管理組合」、平成八年の日野町と江府町と伯耆町を構成団体とする「日野病院組合」、平成一三年の鳥取市と八頭町と若桜町と智頭町を構成団体とする「八頭環境施設組合」の三組合である。また表3のように鳥取県の広域連合は、平成一〇年四月一日「鳥取中部行政管理組合」を改組して設立された「鳥取中部ふるさと広域連合」、平成一一年七月一九日に設立された「南部箕蚊屋広域連合」、平成一九年二月一日に「鳥取県後期高齢者医療広域連合」の三つである。

この現存する一四の一部事務組合(二団体)と広域連合(三団体)のうち、鳥取県と島根県を構成単位とするものは一団体、鳥取県や県内全市町村を単位とするものが三団体、三地域をそれぞれ単位とするものが三団体、東部地域の一部を単位とするものが一団体、西部地域の一部を単位とするものが五団体、西部地域の一部と島根県の市町村を単位とするものが一団体となっている。東部は二団体、中部は一団体であるのに比べて西部は七団体であり、鳥取県と島根県で組織する「境港管理組合」も西部地域に関連する組合(団体)と考えると、西部地域は八団体となり地域の特殊性が認められる。鳥取県西部地区には、昭和三三年から鳥取県と島根県を構成団体とする「境港管理組合」が一部事務組合として設定されており、境港が両県にまたがる重要な経済施設であることがわかる。また境港市と島根県松江市を構成団体とする「玉井斎場管理組合」も一部事務組合として設定されており、境港市の経済圏域が鳥取県内だけにとどまっていなかったことを示している¹⁷⁾。

第四次全国総合開発計画における「特定保養地域整備法」に基づいて形成された、「ふるさと大山ふれあいリゾート構想」の対象地域は、鳥取県西部全域と、合併前の町村名でいうと中部に位置する赤碕町・東伯町・大栄町・関金町である。ここでは「①大山を中心とする山、海の自然、温泉、文化・歴史等を生かした通年型の総合保養施設の形成と、②中国横断道等高速交通体系を生かした都市住民の保養地として整備し、地域と滞在者との交流関係を醸成するリゾートコミュニティの創生」がうたわれている¹⁸⁾。中海圏域地方拠点都市地域は当初、米子市と境港市を中心に、西伯郡に位置する町村のうち西伯町、会見町、岸本町、淀江町で形成された。平成七年に大山町と日野郡の溝口町が追加指定された。平成の大合併の結果、地方拠点都市の圏域は米子市と境港市と西伯郡に位置する三町一村で構成されることになった¹⁹⁾。

三 定住自立圏構想と鳥取県内三地域の特徴

市町村合併が地方行政に内在する問題を明確に解決できるわけではない。地方公共団体のあるべき面積や人口の標準は存在しない。身近な行政を考慮すれば基礎自治体は狭い範囲が理想となり、効率的な行政を考えた場合一定規模の確保が求められる。平成の大合併においても、積極的に大規模化を推進した地域から、合併を拒否し狭域的な町村の継続を望んだ地域までさまざまな対応がみられる。ここには地域のアイデンティティをどのような区域で考えるかという問題もみられる。一定の広域的なエリアを基準として内部で狭域的なエリアに配慮するか、狭域的なエリアを基準として一部事務組合や広域連合などの設置を通じて広域的なあるいは共同処理が求められる行政に対応するかが問題となる。

市を単位として考えた場合、鳥取県には表4のように二つの市に地域審議会が設置されている。鳥取市は合併した旧国府町、旧福部村、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧気高町、旧鹿野町、旧青谷町を単位に、それぞれ旧町村の名称を付けた地域審議会を設置した。米子市でも合併した旧淀江市を区域とする米子市淀江地区審議会を設置した。中部は広域連合の組織や機構の改定等を通じて、圏域としてのアイデンティティの確立に努めるとともに、合併以前の町村や集落のアイデンティティの確保を図る必要がある。

平成の大合併の結果を受け、合併をしなかった地域や不十分な合併しか実施できなかった地域、合併した新たな広域型市町村の内部関係の整理、あるいは単純に新たな広域行政の推進などを目的として、総務省が設定したものが定住自立圏である。そのモデルが昭和の大合併後に設定された広域市町村圏や大都市周辺地域広域行政圏と考えられる

表4 鳥取県内の地域審議会（平成23年4月1日現在）

市町村名	合併方式	合併期日	旧市町村名	地域審議会の名称	人口	人口の割合	面積	面積の割合
鳥取市	編入合併	H16.11.1.	鳥取市	設置せず	148,824	76.2%	237.2	31.0%
			国府町	国府地域審議会	8,735	4.5%	93.4	12.2%
			福部村	福部地域審議会	3,234	1.7%	34.9	4.6%
			河原町	河原地域審議会	7,702	3.9%	83.6	10.9%
			用瀬町	用瀬地域審議会	3,855	2.0%	81.6	10.7%
			佐治村	佐治地域審議会	2,391	1.2%	79.9	10.4%
			気高町	気高地域審議会	9,272	4.8%	34.3	4.5%
			鹿野町	鹿野地域審議会	4,205	2.2%	52.8	6.9%
			青谷町	青谷地域審議会	7,106	3.6%	67.9	8.9%
				地域審議会の合計			46,500	23.8%
米子市	新設	H17.3.31.	米子市	設置せず	139,585	93.8%	106.41	80.0%
			淀江町	米子市淀江地域審議会	9,304	7.2%	25.8	20.0%

註1 鳥取市の人口は『鳥取市公式ウェブサイト』『町別世帯数・人口平成23年4月30日現在の住民登録』を参照した。

米子市の人口は「米子市町別人口世帯数統計表平成23年7月1日現在を参照した。

鳥取市の合併前町村の面積は「wikipedia」の各町村項目を参照し整理した。

が、平成の大合併終了後、総務省は「定住自立圏構想の推進にあたって、『広域行政圏計画策定要綱』と『ふるさと市町村圏推進要綱』を、平成二十二年三月三十一日をもって廃止する旨の総務省事務次官通知」を、各都道府県知事と各指定都市市長へ送付し、昭和の大合併と其後の広域的行政制度からの転換を強調している⁽²⁰⁾。

平成二十二年四月一日に施行された定住自立圏は、総務省が平成二十一年一月二六日に公表した「定住自立圏構想推進要綱」によってスタートした。定住自立圏の要件は、①定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び周辺にある市町村（以下「周辺市町村」という。）の区域の全部、または②定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部のいずれかである。特に②は広域的な市町村の合併を経た市に関する特例であり、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を周辺地域として設定されるものである。それゆえ定住自立圏は、中心市と周辺市町村の一对一の協定締結の積み重ねることによって形成され

表5 定住自立圏の実態（平成23年3月31日現在）

	数	中心市	圏域数	条件等
中心市	243			人口：5万人程度（少なくとも4万人以上）、中夜間人口比率：1以上
中心市宣言都市	69		66	複眼型中心市が重複
定住自立圏の圏域	54		54	共生ビジョン・形成協定締結等（56市・54圏域）（延べ216団体）
県境型圏域	4	松江市・米子市、備前市、中津市、都城市	4	松江市・米子市は複眼型中心市圏域でもある
複眼型中心市圏域	3	松江市・米子市、四万十市・宿毛市、名寄市・土別市（予定）	2	名寄市・土別市は中心市宣言のみ
合併1市圏域	17	由利本荘市、大館市、横手市、伊勢崎市、旭市、西尾市、浜田市、出雲市、山口市、下関市、今治市、八女市、唐津市、五島市、山鹿市、薩摩川内市、宮古島市	17	政策分野別の取り組み状況 市町村間の役割分担による生活機能の強化 医療53圏域、福祉36圏域、教育43圏域、産業振興49圏域、環境15圏域 市町村間の結びつきやネットワークの強化
一般型圏域	31		31	地域公共交通47圏域、ICTインフラ整備・利活用28圏域、交通インフラ整備30圏域、治山致傷30圏域、交流移住40圏域
共生ビジョン策定済み	48			圏域マネジメント能力の強化
形成協定締結・形成方針策定	8			合同研修・人事交流43圏域、外部専門家の招へい19圏域
中心都市宣言のみ実施済み	13			

註1 松江市・米子市は県境型で複眼型という特殊な形態を有する圏域であることがわかる。

註2 総務省『全国の定住自立圏の取り組み状況について』を参照して整理した。

ただし、愛知県西尾市は4月1日に合併し、一般型から合併1市圏域型への移行手続き中のため、この表では合併1市圏域型とした。

る圏域のことであり、そこでは、「集約とネットワーク」による中心市への圏域全体に必要な都市機能の集約的な整備し、周辺市町村に必要な生活機能を保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を通じて、分権型社会にふさわしい安定した社会空間の地方圏への創出を目的としているものである²¹。

中心市は「生活に必要な都市機能の一定の集積があり、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であり、圏域全体のマネジメントを担う都市」とされている。中心市の原則は人口五万人程度以上であるが、少なくとも四万人超が理想とされ、例外として、隣接する二つの市の人口の合計が四万人を超えるときは二つの市を合わせて一つの中心市とみなすこととなっている。後者を複眼型という。また昼夜間人口比も一以上であることも求められている。また単独の定住自立圏では地域活性化の推進が困難な場合

表6 定住自立圏の現状

標準タイプ(県境型・複眼型を含む)の定住自立圏				合併1市圏域型の定住自立圏			
圏域名(中心市)	構成市町村数	人口	面積	対象市	合併前の市町村数	人口	面積
北しりべし(小樽市)	1市4町1村	177,053	1,348.56	大館市	1市2町	82,504	913.7
釧路(釧路市)	1市4町1村	243,932	4,123.41	由利本荘市	1市7町	89,555	(最大)1,209.08
西いぶり(室蘭市)	3市3町	208,160	1,356.16	横手市	1市5町2村	103,625	693.04
上川中部(旭川市)	1市7町	399,888	2,793.93	伊勢崎市	1市2町1村	202,447	139.33
宗谷(稚内市)	1市8町1村	78,452	(最大)4,625.09	旭市	1市3町	70,643	(最小)129.91
網走市大空町(網走市)	1市1町	(最少)50,347	814.62	西尾市	1市3町	163,232	160.34
八戸圏域(八戸市)	1市6町1村	348,205	1,328.50	浜田市	1市3町1村	63,046	689.6
石巻圏域(石巻市)	2市1町	221,282	723.43	出雲市	2市4町	146,307	543.48
大崎(大崎市)	1市4町	218,298	1,523.95	山口市	1市5町	199,297	1,023.31
湯沢雄勝地域(湯沢市)	1市2町	76,737	1,225.04	下関市	1市4町	(最少)290,693	716.14
南相馬市・飯館村(南相馬市)	1市1村	79,559	628.63	今治市	1市10町1村	173,983	419.85
ちちぶ(秩父市)	1市4町	114,596	892.5	八女市	1市2町2村	73,262	482.53
本庄地域(本庄市)	1市3町	57,880	199.82	唐津市	1市6町2村	131,116	487.48
長岡地域(長岡市)	3市1町	376,416	1,168.37	五島市	1市5町	(最少)44,765	420.81
南信州(飯田市)	(最多)1市3町10村	175,523	1,904.09	山鹿市	1市4町	57,726	296.67
みのかも(美濃加茂市)	1市4町	82,103	236.17	薩摩川内市	1市4町4村	102,370	683.5
刈谷(刈谷市)	3市1町	297,616	(最小)110.87	宮古島市	1市3町1村	53,493	204.57
旧員弁郡(いなべ市)	1市1町	72,343	242.24	小計	18市72町14村	2,048,064	9213.34
湖東(彦根市)	1市4町	153,174	392.16	平均	1市4.2町1村	120,474.35	541.96
北はりま(西脇市)	1市1町	68,257	317.62				
鳥取・因幡(鳥取市)	1市4町	247,469	1,518.67				
鳥取県中部(倉吉市)	1市4町	113,177	780.61				
中海圏域(米子市・松江市)	4市(複眼県境型)	440,678	1,154.89				
東備西播(備前市)	2市1町(県境型)	109,638	535.39				
徳島東部地域(徳島市)	2市9町1村	449,555	770.51				
阿南市・1市2町	1市2町	74,346	1,115.18				
瀬戸・高松広域(高松市)	1市5町	(最少)509,749	744.82				
幡多地域(四万十市・宿毛市)	3市2町1村(複眼型)	101,277	1,561.95				
高知中央広域(高知市)	4市	463,546	1,099.30				
久留米広域(久留米市)	4市2町	465,712	467.78				
有明圏域(大牟田市)	3市	249,001	263.55				
伊万里・有田地区(伊万里市)	1市1町	79,760	320.82				
九州周防灘地域(中津市)	4市2町(県境型)	227,404	1,429.83				
都城広域(都城市)	3市1町(県境型)	272,557	1,443.72				
延岡圏域(延岡市)【日向圏域を含む】	2市5町2村(圏域重複型)	255,036	3,183.87				
日向圏域(日向市)【延岡圏域内】	1市2町2村(圏域重複型)	95,233	1,629.28				
大隅(鹿屋市)	3市5町	220,550	1,713.78				
合計	67市107町20村	7,874,509	45,689.11				
平均	1.8市2.9町0.5村	212,824.57	1,234.84				

定住自立圏全域		
タイプ	人口	面積
一般型	7,874,509	45,689.11
合併1市圏域型	2,048,064	9,213.34
総計	9,922,573	54,902.45
平均	183,751.35	1,016.71

註1 定住自立圏の名称が不明確なところは中心市の名称を用いた。

註2 定住自立圏の現状と人口は総務省「全国の定住自立圏の取組状況について」(平成23年3月31日現在)を参照した。なお愛知県西尾市は平成23年4月1日幡豆郡三町を編入合併したので合併1市圏域型に入れた。また中海圏域の松江市と東出雲町は平成23年8月1日に合併したので4市とした。

註3 面積は「データと雑学で学ぼう 都道府県市町村」の「都道府県プロフィール」(<http://uub.jp/>)を参照した。

註4 延岡圏域内部に設置されている日向圏域定住自立圏も独立した圏域としたので、面積はその分増加している。

表7 鳥取県（一部鳥根県を含む）の定住自立圏の現状

鳥取・因幡定住自立圏		人口	人口比	面積	面積比
中心市	鳥取市	195,957	81.4%	765.66	50.4%
周辺市町村	岩美町	12,922	5.4%	122.38	8.1%
	若桜町	4,072	1.7%	199.31	13.1%
	智頭町	8,266	3.4%	224.61	14.8%
	八頭町	19,386	8.1%	206.71	13.6%
	計	240,603		1518.67	
鳥取県中部定住自立圏		人口	人口比	面積	面積比
中心市	倉吉市	50,830	45.7%	272.15	34.9%
周辺市町村	三朝町	7,314	6.6%	233.46	29.9%
	湯梨浜町	17,670	15.9%	77.95	10.0%
	琴浦町	19,276	17.3%	139.92	17.9%
	北栄町	16,208	14.6%	57.15	7.3%
	計	111,298		780.63	
中海圏定住自立圏		人口	人口比	面積	面積比
中心市	米子市	148,915	33.9%	132.21	11.4%
周辺市町村	境港市	36,108	8.2%	28.79	2.5%
(鳥取側計)	小計	185,023	42.1%	161	13.9%
鳥根県側	松江市・安来市	254,635	57.9%	993.89	86.1%
	計	439,658		1154.89	

注1 人口は総務省「全国の定住自立圏の取り組み状況」参照

注2 面積は「市区町村プロフィール」鳥取県参照

表8 【参考】鳥取県西部広域行政管理組合の現状

市/郡	市町村名	人口	人口比	面積	面積比
市部	米子市	148,915	61.5%	132.21	10.9%
	境港市	36,108	14.9%	28.79	2.4%
西伯郡	大山町	17,825	7.4%	189.79	15.7%
	南部町	11,684	4.8%	114.03	9.4%
	日吉津村	3,249	1.3%	4.16	0.3%
西伯郡/日野郡	伯耆町	11,740	4.8%	139.45	11.5%
日野郡	江府町	3,361	1.4%	124.66	10.3%
	日野町	3,809	1.6%	134.02	11.1%
	日南町	5,489	2.3%	340.87	28.2%
	計	242,180		1207.98	

注 町村の人口と面積は「市区町村プロフィール」鳥取県参照

が考えられることから、定住自立圏には複数の定住自立圏の広域的連携が求められている。それゆえ定住自立圏には、中心市と周辺市町村が、自らの意思で一对一の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域であることが望まれている。

定住自立圏は先行団体として二二圏域が設定された。中心市の要件を満たすものは二四三市とされているが、表5のように実際に中心都市宣言をした市は六九団体である。その中で実際に定住自立圏共生ビジョン策定を終えた市は四八団体・定住自立圏形成協定締結または定住自立圏形成方針策定までを終えた市は八団

体、中心市宣言のみ実施団体が二三団体となっている。ただし、明確に定住自立圏に取り組んでいる中心市は六六団体である。それは複眼型中心市圏域が二圏域存在するためである。それゆえ実際の定住自立圏の圏域は五四である。また県境型圏域が四圏域、合併一市圏域が一七存在する。その詳細は表6のとおりである。

鳥取県には表7のように三つの定住自立圏が設定されている。鳥取県では平成二十二年三月九日に倉吉市が、四月三十日に米子市が鳥根県松江市と一緒に、六月五日に鳥取市が中心市宣言を行っている。倉吉市と三朝町、琴浦町、湯梨浜町、北栄町から構成された、いわゆる鳥取中部ふるさと市町村圏を区域とする、「鳥取県中部定住自立圏」は、最初の二二圏域の一つであり、まさに日本の草分けの一つの定住自立圏である。ここでは福祉や教育や産業振興、広域観光の推進などが生活機能の強化にかかわる政策分野のテーマとして掲げられている。鳥取市と岩美町、智頭町、若桜町、八頭町から構成された、いわゆる鳥取東部ふるさと市町村圏を区域とする「鳥取・因幡定住自立圏」は、倉吉市を中心市とする定住自立圏と同様に、県内を三つに区分する圏域の一つを対象としたものである。ここでは、医療や産業振興や環境などを生活機能の強化にかかわる政策分野のテーマとして掲げられている。

第三のものは「中海地域定住自立圏」である。これは米子市と松江市を中心市とし、境港市と安来市と東出雲町の四市・一町で構成する、全国に二つしかない複眼型定住自立圏の一つであり、かつ県境を越えて圏域が設定されている全国に四つしかない県境型圏域の定住自立圏の一つである。すなわち全国唯一の複眼型で県境型の定住自立圏である。鳥取県の視点からいえば米子市を中心市として境港市と構成する、鳥根県の視点からいえば松江市を中心市として安来市と構成する定住自立圏である。米子市の人口は一四万九千五百八十四人で面積は一三三・二二平方キロメートル、境港市は三万六千四百五十九人で二八・七九平方キロメートル、松江市は一六万四千八百九十一で二六四・〇二、安来市は三万五千二〇

人で一二〇・七八である。松江市と東出雲町は平成二三年八月一日に合併したので、八月一日以降は四市構成となった。全体の人口は三八万一四五九人で、面積は五四五・八平方キロメートルとなっている。人口はほぼ半分であるが、面積は鳥取県が三割、島根県が七割という構成になっている。²³

この前提となったものが前述の一全総による「中海新産業都市」である。四全総においては、「地方拠点都市地域」が中海新産業都市を区分するような形で鳥取県に「中海圏域地方拠点都市地域」が、島根県には当初「出雲地方拠点都市地域」が、後にそれを拡大して「出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」が設定されている。現在の松江市、出雲市、安来市、雲南市、飯南町、斐川町（平成二三年一〇月一日出雲市と合併の予定）から構成される地域である。そこには新事業創出促進法（旧テクノポリス法）で「宍道湖中海周辺地域高度技術工業集積地域」が設定されているが、この圏域は現在の松江市と合併前の安来市、出雲市、平田市、斐川町、大社町、大東町、加茂町、八雲村からなり、「出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」の一部から形成されている。

「中海地域定住自立圏」の前身となったものが「中海市長会」であり、平成一九年七月に米子市、松江市、境港市、安来市で発足した。その後平成二〇年七月に東出雲町がオブザーバー参加した。平成二〇年一〇月に四市・一町による定住自立圏構想先行実施団体に決定され、平成二二年四月には米子市と松江市が定住自立圏構想の共同宣言を行い、一〇月には四市・一町で定住自立圏形成協定を締結、二二年三月には「中海圏域定住自立圏共生ビジョン」と「中海圏域振興ビジョン」を作成した。圏域の第一の特徴として、ラムサール条約登録湿地である「中海・宍道湖」があり、豊かな自然と歴史文化の里であり、西日本のゲートウェイとしての高い潜在力が強調されている。生活機能の強化に係る政策分野として、医療、福祉、教育、産業振興その他がうたわれている。東出雲町の松江市との合併により四市

となった。⁽²⁴⁾

このように、鳥取県西部は中海を挟んで島根県との関係性が強い。「中海地域定住自立圏」を見れば圏域は狭いが、「中海新産業都市」や中海を挟んだ二つの「地方拠点都市地域」から見れば、かなり広範な圏域となる。境港を中心とした漁業や、周辺の工業地域、さらに大山から中海や宍道湖をへて出雲へ至る広範な圏域ということもできる。「鳥取県西部」はこうした視点に立った広域的な行政を展開していく必要がある。

ただし、表8からもわかるように、鳥取県の西部地域は若干複雑な地域構造を有していることから、別に考えてみる必要がある。地域的特性に応じた活動を考えた場合、旧来の郡を単位とした相互協力と広域行政への対応も重視していかざるをえない。前述のように、西伯郡の町村部では、南部町と伯耆町と日吉津村で構成する南部箕蚊屋広域連合や南部町と伯耆町による清掃施設管理組合、米子市と日吉津村の中学校組合、日野郡では構成三町による衛生施設組合があり、両郡をまたぐ形で、日野町、江府町、伯耆町による日野病院組合があるが、大山町を含んだ一部事務組合や広域連合は存在しない。今後、大山町を含んだ広域行政を確立していくことも考える必要が出てくるものと思われる。

また表9のように、鳥取県の一一の構造改革特区のうち、平成一八年の第一〇回の認定回で設置された「鳥取県西部地区福祉輸送特区」は、鳥取県内で唯一複数の市町村すなわち西部地域を構成団体とする特区であった。この特区政策は規制緩和の全国展開によって平成一九年に取り消されてはいるが、鳥取県西部地域では圏域の一体的な行政サービスの展開が試みられていることを伝えている。

米子市と境港市と西伯郡に属する南部町、大山町、伯耆町、日吉津村と、日野郡に属する日南町、日野町、江府町

表9 鳥取県の構造改革特区

政策主体	特区の名称	認定年月日	認定回	備考
伯耆町	ほうき農村交流どぶろく特区	H21.7.17	第20回	
鳥取市	鳥取市保育所臨時保育士の任用期間延長による保育事業充実特区	H19.3.30	第13回	
鳥取県	鳥取県温泉熱利用発電研究開発特区	H18.7.3	第11回	
智頭町	はぐみ給食再生特区	H17.7.19	第8回	
湯梨浜町(旧羽合町)	保育の充実による若者支援特区	H15.11.28 (H16.6.21)	第3回 (変更5回)	
鳥取市	「地域に生きる活力ある学校づくり」鳥取市湖南小中一貫教育特区	H19.11.22	第15回	(H20.7.9 取消) 規制緩和の全国展開による
米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町	鳥取県西部地域福祉輸送特区	H18.3.31	第10回	(H19.3.30 取消) 規制緩和の全国展開による
鳥取県	イノシワな猟免許取得促進特区	H17.7.19	第8回	(H19.7.4 取消) 規制緩和の全国展開による
鳥取市	鳥取砂丘観光特区	H17.7.19	第8回	(H18.7.3 取消) 規制緩和の全国展開による
江府町	江府町南大山農業活性化ブルーベリー特区	H16.6.21	第5回	(H17.11.22 取消) 規制緩和の全国展開による
米子市	早期幼児教育特区	H15.8.29	第2回	(H20.7.9 取消) 規制緩和の全国展開による

構造改革特区 / 企画課 / とりネット / 鳥取県公式サイト (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146563>) を参照して作成した。

の二市・六町・一村で構成される西部地域は、他の二つの一市・四町村から構成される地域とは若干性格を異にする圏域といえる。日本海を前にしながら中海を鳥根県の二市一町（松江市、安来市、東出雲町）と囲んでおり、特殊な利害関係を共存させている。さらに、米子市に隣接する西伯郡に属する南部町、大山町、伯耆町、日吉津村は米子市とのつながりが強い。反面、日野郡に属する日南町、日野町、江府町は人口密度の低い典型的な山間部の農村地域という共通性を有する圏域であって、それぞれの特性を生かした広域行政の展開が望まれている地域といえる。

米子市は人口密度が高い。西伯郡で唯一合併しなかった日吉津村は村全体が日本海と米子市に取り囲まれており、人口密度の高さは米子市のベッドタウンとなっていることを示している。

西伯郡では合併が進んだが、日野郡では溝口町が西伯郡の岸本町と合併して西伯郡に属することになった伯耆町の誕生以外は見られない。合併しなかった日野郡の日南町と日野町と江府町は典型的な農村型の集落を単位とする地方公共団体である。また県の北西で島根県と接する境港市の人口は三万六一〇八人で昭和の大合併のときの市町村合併の特例（人口要因が五万人から三万人に減少された）で市となったことがわかる。県西部地域の複雑な関係がここから読み取ることができる。

四 中国地方や関西広域連合と鳥取県の今後

鳥取県は道州制案を見ると「中国州」あるいは「中国・四国州」に含まれる。民主党の「マニフェスト」に「道州制」の言葉がなかったことから、道州制確立に向けた日本各地の地方公共団体の歩みは明確なものにはなっていない。東日本大震災は広域的な連携の必要性を認識させたことは事実であるが、その主体として「道州」の確立に向けた動きが明確になっているとはいえない。近隣の都道府県相互の協力関係の確立と、大規模災害を視野に入れた遠隔地同志の地方公共団体の協力関係の確立の動きなどのほうが進展しているといえるような傾向がみられる。そうした中で道州制とは異なった視点で平成二二年一月一日に設立されたものが「関西広域連合」である。

「関西広域連合」と「関西州」ではその性格が大きく異なる。道州制が都府県統合を前提として国からの権限移譲を受けるものであることから、多くの府県で県庁所在地一極集中化傾向がみられることからみて、関西州の州都（例えば大阪）の一局集中となる可能性も考えられる。それゆえ構成各府県と政令指定都市の主体性を維持しながら必要な広域行政の実施主体、すなわち国から出先機関を中心として実施されている権限の受け皿機関として「関西広域連

合」は設立された。ただし関西圏にある二府四県のうち奈良県は参加せず、四つの政令指定都市も参加しなかった。代わりに徳島県と鳥取県が参加する形で「関西広域連合は設立された。その結果「関西広域連合」の構成府県は、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県の二府・五県の七府県となった。

関西広域連合の設立の狙いは以下の三点である。その第一が「分権型社会の実現へ！」であり、それは「中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域的な自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを、関西が全国に先駆けて立ち上げ、地方分権の突破口を開きます」と説明されている。第二は「関西全体の広域行政を担う責任主体！」で、その目的は「東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備やドクターヘリによる広域的な救急体制の確保をはじめ、将来的には関西の競争力を高めるための交通・物流基盤の一体的な運営管理などを目指し、関西が一丸となって広域行政を展開します」と説明されている。第三が「国の出先機関の仕事の受け皿づくり！」であり、その実現のためには「各団体の個性や資源を有効に活用するとともに、出先機関を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、国と地方の二重行政を解消。関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指します」と説明²⁵されている。

「関西広域連合」は、当初は、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、資格試験・免許等、職員研修の七分野からスタートし、「成長する広域連合」として、将来的には、港湾の一体的な管理や国道・河川の一体的な計画・整備・管理等を目指し、あわせて、国の出先機関の受け皿として、国からの事務、権限移譲の早急な実現を目指している。そうした中で、奈良県は、県独自に受けるべき権限移譲を広域連合が受けることを問題として参加を見合わせたのである。徳島県は関西圏との距離的あるいは地理的な関係の強さを考慮し、資格試験・免許以外の六項目に参加し

ている。鳥取県は観光・文化振興と医療の二分野のみに参加した。なお、鳥取県と愛媛県の間では危機事象発生時に
おける「相互応援協定」を締結している。²⁶⁾

鳥取県での聞き取り調査の中で、本来は関西圏の府県を対象に設立されるべき「関西広域連合」に鳥取県が参加したの
は、鳥取市を中心とした「鳥取・因幡定住自立圏」の都合があるとの指摘をうけた。中国地方を平行に走る、山
陰自動車道と中国縦貫自動車道と山陽自動車道という高速自動車道から、鳥取市へは中国横断道姫路鳥取線が、山陽
自動車道からは播磨ICで、中国縦貫自動車道からは佐用ICで接続している。鉄道では鳥取市は山陽本線で京都・
大阪と直結しており、鳥取県東部地域を対象とした場合には、因美線から姫新線を経由して関西圏へ行くことも、智
頭鉄道經由を経由して関西圏や東京へ行くことも可能である。智頭鉄道のキャンペーンも売り上げも関西圏との関連
性の強さを強調しており、鳥取県東部は関西圏との関連性が強い。鳥取市を中心に関西広域連合へ参加した理由の一
つにこの経済圏のつながりがあることは疑いない。²⁷⁾

鳥取県西部は島根県との関係が強いことは前述のとおりである。「中海圏域定住自立圏」はそのシンボルといえる。
米子市は岡山や倉敷を経由して山陽自動車道とつながり、落合JCT等を通じて中国縦貫自動車道とつながっている。
鉄道では伯備線で倉敷と接続している。観光は大山から境港を経由し中海を挟んで出雲方面とつながり、島根県との
結びつきが強い。中国州が設置された場合、州都は岡山市か広島市となる可能性が高く、瀬戸内を中心にした政策が
中心となる可能性が高い。かつて日本海側は裏日本とよばれ、発展する太平洋や瀬戸内海に面した表日本と対比され
てきた。日本海側の繁栄を考えれば、中海圏域定住自立圏を中心とした地域発展策の推進が必要となる。

中海圏域定住自立圏の人口は三八万一四五九人、面積は五四五・八平方キロメートルであるが、中海をまたいで設

定されていた二つの旧地方拠点都市地域を対象にすれば、鳥取県側の「中海圏域地方拠点都市地域」が、人口二二万九五二一人、面積六〇八・四三であり、島根県側の「出雲・宍道湖・中海地方拠点都市地域」が、人口四七万一七〇八人、面積二四一四・三二であり、合計人口七〇万二二二九人、合計面積三〇二二・六五平方キロメートルとなり、政令指定都市ともなりうるかなり大きな圏域ということになる。鳥取県側を鳥取中部地域とした場合には、人口で一万二六五九人、面積で五九九・五五平方キロメートルが加わることになる。中国地方の日本海側の拠点となるべき力を備えた地域ということになる。

このように鳥取県においては、関西圏とのつながりの中で地域発展を模索している鳥取市や鳥取県東部地域と、島根県との相互協力の協力によって地域活性化を模索している米子市や鳥取県西部地域では、向いている方向が異なっていると言わざるを得ない。そうしたはざまにあつて倉吉市を中心とした中部地方は、田園都市としての落ち着きのある発展を模索していくことが必要となる。こうした流れを見ると、鳥取県は三つの定住自立圏を中心に、各地域がそれぞれ影響を受ける地域との連携の中で地域おこしを行いつつ、圏域全体の発展を考察していく必要がある。

鳥取県には第三種空港である鳥取空港と、共用空港である美保（米子・米子鬼太郎）空港という二つの空港がある。近隣では兵庫県には第三種空港である神戸空港と公共用飛行場である但馬空港、島根県には第三種空港である出雲空港と石見空港が、岡山県にも第三種空港である岡山空港がある。鳥取県内に限っても鳥取空港と美保（米子）空港をとおして、鳥取市を中心とする鳥取県東部と米子市や境港市を中心とする鳥取県西部が、空港で日本の主要都市とながることで集客競争をおこなっている。飛行場を核とした広域的交流による関西圏と中国地方への集客、中国地方の特に日本海側を中心とした集客に努力することも必要である。その時にも鳥取県東部と鳥取県西部では若干方向性

への異なりもみられる。

「鳥取県の将来ビジョン」の中の「鳥取県はどこに活路を見出す」には、「北東アジアへの窓口」、「近畿圏域とながる」ほか四つのビジョンが示されている。「北東アジアへの窓口」では、「環日本海をはじめとする『大交流新時代』へ踏み出し、本県が、人・物の西日本における、北東アジア地域への窓口となることを目指します」とのスローガンのもと、米子空港と韓国・仁川空港との間の定期便を利用した空の「北東アジアゲートウェイ構想」と、境港と東海そしてウラジオストクへの定期貨客を利用した海の「北東アジアゲートウェイ構想」が掲げられている。また「近畿圏とつながる」では「中国地方の一員であることに加え、グレーター近畿（京阪神を中核とした広域的経済圏）の一員として地域間連携を進め、販路拡大、情報発信強化などに打って出る取り組みを推進します」というスローガンで、鳥取県と近畿圏域との関連性強化の重要性を強調している⁽²⁸⁾。

鳥取県はまさに鳥取市と米子市という二眼を軸にした県ということが出来る。両者は東部と西部の中心都市でもあり、両者がいかにして県全体の発展を、倉吉市を中心とする中部地域にも配慮しながら行っていくかが、今後の課題といえよう。

註

(1) 鳥取県の位置については、鳥取県企画統計課編『平成20・21年鳥取県統計年鑑』（平成22年刊）鳥取県の「2 位置」を参照し整理した。

(2) 鳥取県の歴史と市町村の変遷については、鳥取県企画統計課編『鳥取県勢要覧』（平成二三年度版）鳥取県、鳥取県企画統計課編『平成20・21年鳥取県統計年鑑』（平成22年刊）鳥取県、市区町村変遷履歴情報・市制町村制施行時の情報【鳥取県】

(http://uub.jp/upd/s_tottori.html) 等を中心に整理した。なお、市町村数の統計は五年おきとなっているため、実際の合併年度や合併数は正確ではない。以下、同一項目についてはこれらの資料を参照した。

(3) 鳥取県の平成一二年の国勢調査における各市町村の人口は、『平成15・16年鳥取県統計年鑑』(平成17年刊)の「付録1 市町村制一覧」を参照した。

(4) 鳥取県の面積は鳥取県企画統計課編『鳥取県勢要覧』(平成二二年度版) 鳥取県を参照して整理した。

(5) 鳥取県の平成の大合併の結果については、鳥取県自治振興課鳥取県内の市町村合併の状況(平成一七年一〇月一日)の中の「鳥取県内の市町村合併の状況」と「鳥取県内の市町村合併前の状況」(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=12516>)を参照して整理した。

(6) 鳥取県の市町村数と他の都道府県との比較は「都道府県市町村」のなかの「都道府県プロフィール」(<http://arc.uub.jp/arc/>)等を参照して整理した。

(7) 一部事務組合に関しては、「暮らしと政治」編集部編『新地方自治ハンドブック：制度編』伯林書房一九九一年や総務省編『地方財政白書』(平成二三年版)等を参照して整理した。

(8) 中海新産業都市の区域に関しては「新産業都市と工業整備特別地域」(<http://www.nisnet.ne.jp/~andou/zensou/1sangyou.htm>)を参照した。

(9) 広域市町村圏に関しては、自治省行政局振興課監修『平成6年度改正 広域行政圏要覧』第一法規、平成七年を参照した。以下同じ。

(10) 平成20年12月26日付け総行応第39号、総務事務次官から各都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知「定住自立圏構想推進要綱について」内の「広域行政圏計画策定要綱」及び『ふるさと市町村圏推進要綱』の廃止に関する事務次官通達」、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)を参照した。

(11) たとえば鳥取中部では昭和四六年一〇月に『倉吉市以外9か町村衛生管理組合』、『倉吉市外9か町村ごみ処理場管理組合』、『倉吉市外9か町村交通災害共済組合』、『倉吉市外9か町村畜産物処理流通改善施設管理組合』を解散し、同年一月に

『中部市町村共同処理管理組合』を設立している。他の組合も同様の措置をとっている。鳥取中部に関しては「鳥取中部ふるさと広域連合」のホームページ (<http://www.chubu-furusato-tottori.jp>) を参照して整理した。

(12) 「鳥取中部ふるさと広域連合」ホームページ参照。

(13) 広域市町村圏に関しては平成一四年四月二六日の総務事務次官通達の「広域行政圏計画策定要綱」(www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html) を参照した。なお「広域行政圏施策の概要」によれば、平成二〇年四月一日現在の広域行政圏は三五九圏で構成市町村数は一七〇二となっており、全市町村の九五・一％が参加している。人口は約九千万人で全人口の七七・六％、面積は約三六万平方キロメートルで全体の九七・一％となっている。広域市町村圏は三三四圏域で一圏域四・五市町村となっている。平均人口約二〇万人で平均面積は一〇四九平方キロメートルであり、鳥取県中部地域は五市町村で構成されている点では平均的であるが、人口と面積では若干小さな広域市町村圏といえる。平均規模に類似しているのは鳥取県東部地域であり、西部地域は市町村の数からみて、若干全国平均とは異なった地域形態を有していることがわかる。

なお、総務省自治行政局市町村体制整備課の「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調べ（平成二二年七月一日現在）」によれば、「一部事務組合は、構成団体数が二団体のものが最も多く（三七・三％）、次いで三団体のもの（二三・九％）、四団体のもの（一一・九％）となっており、併せて全体の七割を超えている」と報告されていることは平成の大合併の進捗状況を示すものである。

(14) 鳥取県東部行政管理組合「麒麟の王国」(<http://www.east.tottori.tottori.jp>) を参照して整理した。

(15) 鳥取市の特例市以降に関しては、鳥取市総務課行政係が平成一七年二月四日に発表した資料である「特例市への移行について」(www.city.tottori.lg.jp) を参照して整理した。

(16) 「鳥取県西部広域行政管理組合」ホームページ (<http://www.tottori-seibukoiki.jp/>) を参照して整理した。

(17) 鳥取県内の広域連合と一部事務組合については、鳥取県自治振興課広域連合・一部事務組合を構造改革特区については、構造改革特区／企画課／とりネット／鳥取県公式サイト (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146563>) を参照して作成した。

- (18) ふるさと大山ふれあいリゾート構想については (<http://www.mlit.go.jp>) の (8) 地域開発の状況を参照した。
- (19) 中海圏域地方拠点都市地域に関しては「とっとり県政この1年」七八号一九九五年(平成七年) (<http://www.pref.tottori.lg.jp>) を参照した。
- (20) 平成20年12月26日付け総行応第39号、総務事務次官前掲通知
- (21) 総務事務次官前掲通知一〜二ページを参照して整理した。
- (22) 定住自立圏構想の内容は、総務省の『定住自立圏構想推進要綱』 (http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/kenkyu/teizyu/index.html) などから抽出して分析した。
- (23) 各定住自立圏の特徴と内容については総務省「全国定住自立圏の取り組み状況について」と鳥取市「鳥取・因幡定住自立圏共生ビジョン」(平成22年3月作成、同年9月一部改定)、倉吉市「鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン」(平成22年)、松江市・米子市「中海圏定住自立圏共生ビジョン」(平成22年)などを参照して整理した。
- (24) 中海定住自立圏に関しては総務省の『全国の定住自立圏の取組状況について』(総務省ホームページ)を、中海市長会については中海市長会ホームページ「中海圏域へようこそ」(<http://www.nakauri.jp>) を参照した。
- (25) 『さあ、関西の時代へ』「関西広域連合ホームページ」(<http://kouiki-kansai.jp>)
- (26) 『さあ、関西の時代へ』(前掲資料)、『速報』鳥取県、関西連合規約を可決、観光と医療に参加―中国新聞』(<http://www.news-medical.jp/>)、『関西広域連合(仮称)設立案〈概要版〉』(<http://www.pref.tokushima.jp/>)等を参照して整理した。
- (27) 鳥取県広報連絡協議会「山陰・鳥取」同協議会発行、鳥取県東部広域行政管理組合「因幡ぐるりNavi」同組合発行、智頭急行ホームページ (<http://www.chizukyu.co.jp/>) などを参照して整理した。
- (28) 鳥取県「鳥取県の将来ビジョン【概要版】」鳥取県統轄監県政推進課参照。

一九九〇年代アメリカの貿易政策と 合衆国輸出入銀行 (Eximbank) の役割

山 城 秀 市

はじめに

クリントン政権はソ連が崩壊し、東西対立・冷戦が終了し国際経済体制が新たな展開をみせた一九九三年に発足したが、その貿易政策はレーガン政権やH・Wブッシュ政権とは異なりアメリカの経済的利益を重視した現実的で決定的なものとなっていく。レーガン・ブッシュ政権のもとでの貿易収支および経常収支は八〇年代まで赤字状態を継続するが、その経常収支赤字は九一年に減少に転ずる。九一年の貿易収支赤字の減少は、国内需要の停滞に伴う輸入減少の傾向が大きいため、その後の国内景気の動向によって九三年から再び貿易赤字が拡大している。八〇年代初の貿

易収支は、レーガン政権下での金融引締め政策と拡張的な財政政策によって生じたものであった。財政赤字の増加はアメリカ国内の貯蓄を流出させ新規投資が借入を通してファイナンスされることを余儀なくさせた。国内貯蓄不足と金融引締め政策はまた利子率を上昇させ、それがまたドルの実質実効為替レートを上げた。このドル高によって輸入品がアメリカ国内で安くなり、アメリカの輸出品は外国では高くなる。その結果、アメリカの貿易収支は深刻な赤字を計上する。九二年以降の実質実効為替レートの上昇がアメリカへの投資機会を求める外国からの資本流入を反映するとともに、アメリカ製品に比べて外国製の財価格を低下させることによって貿易収支赤字の拡大をもたらしたことを示している。

クリントン政権における貿易政策は自国の経済的覇権のための競争強化や経済成長と雇用の確保、そしてそのために必要な輸出の拡大策をとるなど経済を安全保障の中心におく経済安全保障を掲げる。さらに、対外経済政策の調整と立案をおこなう国家経済会議（NEC）を設けた。こうして自国の経済的利益を最優先させるアメリカ優先主義を掲げ、アメリカ経済自身の強化を目指した。とくに、対日要求はより強硬となり、スーパー三〇一条の復活と数値目標の設定、結果を重視する管理貿易に傾斜し、保護貿易主義の強化を指向する。

本稿は九〇年代のクリントン政権の戦略的な貿易政策とEximbankの役割の検討を叙述課題とするが、第一節では管理貿易あるいは保護主義に傾斜する貿易政策の直面する国際収支動向と均衡調整政策を明らかにする。一九九五年以降のドルの減価に対してはG7の為替レート是正要求とドル回復のための協調介入が行われる。とくに、円、ドイツマルクに対するドルの引上げは九五年以降、インフレ率の低下と交易条件の改善を通してアメリカ経済に有益な効果をもたらした。第二節は、ウルグアイ・ラウンドを推進する多国間主義、NAFTAと地域主義、対日・対EU貿易

易交渉の二国間主義等で構成され、九五年に発足したWTOやAPECへも積極的に係わるなど自由化を推進するクリントン政権の貿易政策を検討した。

第三節は、八〇年代政府の貿易関与拡大によって貿易政策理念が「自由貿易主義」から「公正貿易主義」へ転換したことを反映するクリントン政権の管理貿易および競争力政策が課題である。二国間あるいは一方的な通商交渉における強権的な市場開放の要求はアメリカ企業の収益性低下と失業者増大を背景にその必要性が強調されるに至り戦後通商体制の決定的な転換を意味した。その契機となったレーガン政権による一九八八年包括通商・競争力法についても詳細に検討した。

一 一九九〇年代の国際収支不均衡調整政策

一九九〇年代アメリカの貿易収支は、八七年の歴史的な赤字を記録したのち、八八年以降、徐々に改善傾向をたどる。とくに、一九九一年の貿易赤字は大幅に縮小し、しかも湾岸戦争の影響もあり日本の九〇億ドルの支払い等から移転収支が黒字化したため、経常収支赤字は大幅に改善した。また、一九八五年から九三年までの商品輸出は二一五九億ドルから四五六八億ドルと九八・六パーセント増加した。九二年までにアメリカは世界最大の輸出国としての地位を回復し、アメリカ製造業の雇用は六人に一人が直接間接輸出関連であった。^①商品輸入もまた重要性を増した。^②GDPにおける財・サービスの輸入比率は、堅調に推移してやはり戦後最高水準の一三・二パーセントを示している。^③しかし、九一年の貿易赤字の減少は、国内需要の停滞に伴う輸入減の傾向が大きいため、その後の国内景気の動向によつて九三年から再び貿易赤字が拡大している。

八〇年代の貿易収支を詳しくみると、貿易収支赤字は八三年から急激に増加をはじめ、八七年には一五九五億ドルと大幅な赤字を計上した。これは輸出の停滞と輸入の増大によって貿易収支が急速に変化したのである。さらに高金利によりインフレ率が低下したことも作用した。この時期、実効為替相場は一九八〇年七月からピークの八五年二月には八七パーセントもの上昇を示したが、八〇年から八五年の五年間の輸出数量の年増加率はわずか〇・三六パーセントにすぎなかった。このようなアメリカの輸入増加は、第二次石油危機後の不況に苦しんでいた世界経済を立ち直らせる契機ともなったが、他方でアメリカ産業の国際競争力の低下も示している。また、一九八二年から八七年の經常収支赤字の原因は、先述のインフレ率の低下のほか国内貯蓄率の低下とそれ以上の投資過剰にもあった。すなわち、八七年の經常収支赤字は貯蓄率が回復するにしたがい、ピーク以降、八二年五七七億ドルから八七年一五一六億ドルに拡大している。

八三年から八七年の歴史的な貿易収支赤字はレーガン政権の貿易政策によるところが大きいが、その新通商政策は「自由・公正貿易」を標榜し、海外の不公正な貿易慣行への対抗に主眼を置いたのが最大の特徴であった。しかし、レーガン政権の貿易政策は全体としてみれば、自由貿易を標榜しながら、現実には議会の保護主義的機運の圧力に抗しきれず保護主義的措置が拡大するという矛盾に満ちたものであった。^③ アメリカの保護主義的措置は、一九六〇年代の繊維、鉄鋼輸入急増に対して輸出自主規制措置として開始され、七〇年代後半には相殺関税やアンチダンピング法の活用、そして輸出自主規制措置が多用される。これらの保護主義的措置は日本や東アジア地域からの輸入急増に對抗したものであったが、これらの措置は必ずしもGATTのルールにそぐわないもので、GATTの多角主義から逸脱して、二国間協定や輸入規制措置に訴えるケースが拡大した。とくに日本やEC等先進国間摩擦が大きな問題とし

て浮上したが、これは貿易収支悪化の状況に深く関連している。アメリカ製造業の生産能力の欠如が差し迫ったものであるという認識は、自動車、鉄鋼、半導体チップおよび工作機械等の品目において保護措置のケースを多用させた。高度先端技術製品やサービスの輸出促進政策が開始されるについては、海外の不正な市場障壁および国内の補助金に対する認識も大きな影響を与えていた。⁽⁴⁾

一九九〇年代の貿易収支は九三年からゆるやかに赤字拡大をはじめ(表I-1)、九八年以降、その収支幅を急速に広げていく。九三年の貿易収支赤字は九二年の九六一億ドルに対して三七・九パーセント増の一、三二六億ドルである。これが九八年と九九年に急増し、収支幅は二〇〇〇年には四、五四六億ドルに拡大した。二〇〇〇年の財・サービス収支はおよそ三、六〇〇億ドルの赤字でGDPの約三・六パーセントに相当する。その間に経常収支は対GDP比約四・三パーセントの赤字を記録した。九九年の経済諮問委員会年次報告書による貿易収支赤字拡大要因の説明は、アメリカの堅調な経済成長と九七年のアジア危機に帰せられている。それらの結果が純輸出の顕著な減少と貿易収支赤字の拡大をもたらしたとする。⁽⁵⁾ 貿易収支赤字拡大の原因は次の三つの要素にあるとしている。「第一は、他のほとんどの工業国よりも速い米国の所得成長であり、それは輸入を増加させた。第二は、日本および他の東アジアの大部分における紛れもない輸出の収縮であり、それは米国輸出を削減した。第三に、名目ターム、実質ターム双方で、ヨーロッパ通貨およびアジア通貨、とりわけ円に比べてドルが値上がりしたことである。⁽⁶⁾」九八年夏以降、ドルは円に対して値下がりしてきたが、他のG10通貨に対するドルの下落は貿易加算ベースではかなり控えめなものであった。貿易収支はアメリカ国内の総生産と総支出において、アメリカ人が国内で購入したアメリカ国内産の財・サービスが控除され、その差が輸出マイナス輸入、すなわち貿易収支となる。したがって、貿易赤字はアメリカの支出がその

表 I - 1 合衆国の国際取引 (1980年~1999年)
(単位: 100万ドル、四半期値は季調値: 貸方は+, 借方は-)

年・ 四半期	財			サービス			財・ サー ビス 収 支	所得受取と支払い			一 方 的 経 常 取 引 (純)	経 常 収 支
	輸 出	輸 入	財 収 支	純 軍 事 取 引	旅 行 ・ 運 輸 受 取	そ の 他 サ ー ビ ス (純)		受 取	支 払	所 得 取 支		
1980.....	224,250	-249,750	-25,500	-1,822	-997	8,912	-19,407	72,606	-42,532	30,073	-8,349	2,317
1981.....	237,044	-265,067	-28,023	-844	144	12,552	-16,172	86,529	-53,626	32,903	-11,702	5,030
1982.....	211,157	-247,642	-36,485	112	-992	13,209	-24,156	91,747	-56,583	35,164	-16,544	-5,536
1983.....	201,799	-268,901	-67,102	-563	-4,227	14,124	-57,767	90,000	-53,614	36,386	-17,310	-38,691
1984.....	219,926	-332,418	-112,492	-2,547	-8,438	14,404	-109,073	108,819	-73,756	35,063	-20,335	-94,344
1985.....	215,915	-338,088	-122,173	-4,390	-9,798	14,483	-121,880	98,542	-72,819	25,723	-21,998	-118,155
1986.....	223,344	-368,425	-145,081	-5,181	-8,779	20,502	-138,538	97,064	-81,571	15,494	-24,132	-147,177
1987.....	250,208	-409,765	-159,557	-3,844	-8,010	19,728	-151,684	108,184	-93,891	14,293	-23,265	-160,655
1988.....	320,230	-447,189	-126,959	-6,320	-3,013	21,725	-114,566	136,713	-118,026	18,687	-25,274	-121,153
1989.....	362,120	-477,365	-115,245	-6,749	3,551	27,805	-90,638	161,287	-141,463	19,824	-26,169	-96,982
1990.....	389,307	-498,337	-109,030	-7,599	7,501	30,270	-78,857	171,742	-143,192	28,550	-26,654	-76,961
1991.....	416,913	-490,981	-74,068	-5,274	16,561	34,516	-28,266	149,214	-125,084	24,130	10,752	6,616
1992.....	440,352	-536,458	-96,106	-1,448	19,969	41,918	-35,666	132,056	-109,101	22,954	-35,013	-47,724
1993.....	456,832	-589,441	-132,609	1,385	19,714	42,562	-68,949	134,159	-110,255	23,904	-37,637	-82,681
1994.....	502,398	-668,590	-166,192	2,570	16,305	50,278	-97,039	165,438	-148,744	16,694	-38,260	-118,605
1995.....	575,845	-749,574	-173,729	4,600	21,772	51,410	-95,947	211,502	-190,955	20,547	-34,057	-109,457
1996.....	612,057	-803,327	-191,270	5,385	25,015	58,757	-102,113	223,810	-204,934	18,876	-40,081	-123,318
1997.....	679,702	-876,367	-196,665	5,138	22,152	63,443	-105,932	257,346	-251,160	6,186	-40,794	-140,540
1998.....	670,324	-917,178	-246,854	5,387	10,145	64,424	-166,898	258,445	-264,656	-6,211	-44,029	-217,138
1999.....	684,358	-1,029,917	-345,559	2,684	6,797	71,107	-264,971	276,165	-294,648	-18,483	-48,025	-331,479
2000:												
I.....	183,728	-289,566	-105,838	252	1,549	18,920	-85,117	80,877	-85,241	-4,364	-12,024	-101,505
II.....	191,783	-302,014	-110,231	268	2,296	19,069	-88,598	87,653	-91,756	-4,103	-12,270	-104,971
III ^a	200,385	-315,801	-115,416	270	1,270	17,373	-96,503	86,810	-91,328	-4,518	-12,752	-113,773

1. センサスデータについて価格評価、範囲、期間の差異を調整した

2. 四半期データは季節調整なし

3. 合衆国軍事補助計画下の財・サービス取引を含む

出所) Economic Report of the President, January 2001, P.392

表 I - 2 合衆国の国際取引 (1980-1999)
 (単位: 100万ドル、四半期は季調値、貸方は+、借方は-)

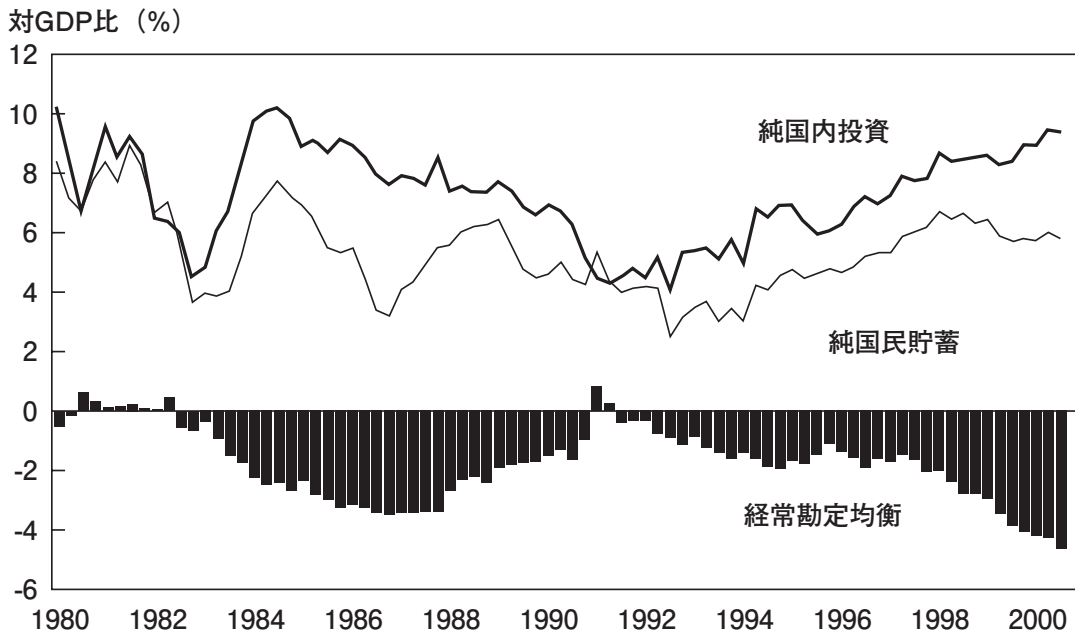
年・ 四半期	資本勘 定取引 (純)	金融勘定							統計上の不突合	
		合衆国保有海外資産 (純) (増加/資金流出 (-))				海外保有合衆国資産 (純) (増加/資金流入 (-))			合計 (品目の 記号改定による 総計)	季 調 値 不 突 合
		合 計	合 衆 国 外 貨 産	準 備 資 産	政 府 資 産 其 他 合 衆 国	合 衆 国 民 間 資 産	合 計	海 外 公 約 資 産		
1980.....		-85,815	-7,003	-5,162	-73,651	62,612	15,497	47,115	20,886	
1981.....		-113,054	-4,082	-5,097	-103,875	86,232	4,960	81,272	21,792	
1982.....	199	-127,882	-4,965	-6,131	-116,786	96,589	3,593	92,997	36,630	
1983.....	209	-66,373	-1,196	-5,006	-60,172	88,694	5,845	82,849	16,162	
1984.....	235	-40,376	-3,131	-5,489	-31,757	117,752	3,140	114,612	16,733	
1985.....	315	-44,752	-3,858	-2,821	-38,074	146,115	-1,119	147,233	16,478	
1986.....	301	-111,723	312	-2,022	-110,014	230,009	35,648	194,360	28,590	
1987.....	365	-79,296	9,149	1,006	-89,450	248,634	45,387	203,247	-9,048	
1988.....	493	-106,573	-3,912	2,967	-105,628	246,522	39,758	206,764	-19,289	
1989.....	336	-175,383	-25,293	1,233	-151,323	224,928	8,503	216,425	47,101	
1990.....	-6,579	-81,234	-2,158	2,317	-81,393	141,571	33,910	107,661	23,204	
1991.....	-4,479	-64,388	5,763	2,924	-73,075	110,808	17,389	93,420	-48,557	
1992.....	612	-74,410	3,901	-1,667	-76,644	170,663	40,477	130,186	-49,141	
1993.....	-88	-200,552	-1,379	-351	-198,822	282,040	71,753	210,287	1,281	
1994.....	-469	-176,056	5,346	-390	-181,012	305,989	39,583	266,406	-10,859	
1995.....	372	-352,376	-9,742	-984	-341,650	465,684	109,880	355,804	-4,223	
1996.....	693	-413,923	6,668	-989	-419,602	571,706	126,724	444,982	-35,158	
1997.....	350	-488,940	-1,010	68	-487,998	756,962	18,876	738,086	-127,832	
1998.....	637	-335,436	-6,783	-422	-328,231	482,235	-20,127	502,362	69,702	
1999.....	-3,500	-430,187	8,747	2,751	-441,685	753,564	42,864	710,700	11,602	
2000:										
I.....	166	-178,958	-554	-131	-178,273	236,535	22,015	214,520	43,762	5,724
II.....	170	-92,424	2,020	-574	-93,870	245,149	6,346	238,803	-47,924	-2,515
III.....	165	-77,204	-346	110	-76,968	200,169	11,625	188,544	-9,357	-9,691

4. インドとの特別合衆国政府取引を含む
 5. IMFにおける金、SDR、外国通貨および合衆国準備ポジションから成る
 出所) 商務省、経済分析局、Ibid, P.393

生産を上回ったときに生ずる。貿易は海外所得と海外支払の最大の源泉であるが、ほかにも利子とその他投資収益、援助補助金、移転等の収入源がある。こうした経常フローを貿易収支に加算したものが経常収支勘定であり、これがアメリカが世界の他の国々から受け取った純所得になる。所得状況を表す経常収支勘定はこれがプラスであれば、アメリカは総所得と外国に集まる資産価値より支出の方が少ないことになる。これがマイナスであれば、支出が所得を超えているのであり、外国から借入をしているということになる。貿易は経常収支のなかで最も大きな構成要素であるが、国内投資が国民貯蓄を超えている時期には、経常収支は通商政策がどのようなものであれ、必ず赤字になる。したがって、アメリカ国内の消費の過剰や投資資金の調達のために借入をする場合、その結果生じた経常収支赤字は、こうした総借入決定の不可避免的な帰結を表しているにすぎない。

定義上、経常収支は国民貯蓄と国内投資の差に等しい。経常収支は国内貯蓄に対する投資の超過を、したがって不足を埋める外国資本の流入を反映している。経常収支赤字は純貯蓄の増加にもかかわらず純国内投資がそれ以上に増加したことを示している。GDPに占める純国内投資のシェア(図1-1)は、一九九二年から二〇〇〇年の最初の第三四半期までに一四・八パーセントから九・四パーセントへ四・六ポイント伸びたが、純国民貯蓄のシェアは(二・五パーセントから五・八パーセント)わずかに二・三ポイント上昇したにすぎない⁷⁾。外国資本がアメリカの経常収支赤字をファイナンスするに当たって、八〇年代にはその流入のほとんどがアメリカ国債に向かっていたが、九〇年代の資本流入は民間発行の資産に投資されている。その資本流入の多くは、債券購入やポートフォリオ資産購入よりも、海外直接投資の形で生じている。対アメリカ直接投資額は、九三年から九九年までに五一〇億ドルから二七一一〇億ドルに増加した。外国貯蓄のアメリカへの流入によつて、アメリカの純国際投資ポジションはマイナスに向かっている。

図1-1 貯蓄、投資、および経常収支



注) 経常収支は、純国民貯蓄から純国内投資を差し引き、統計的不突合を加えたものに等しい。

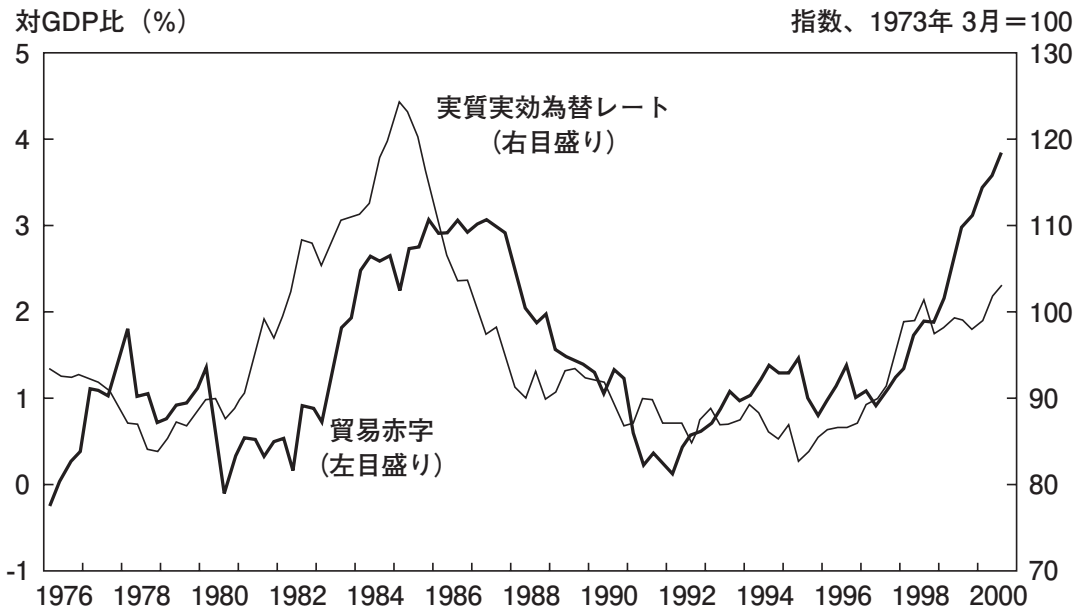
出所) 商務省 (経済分析局) Economic Report of the President, January 2001, P.159

九九年の純国際投資ポジションは、外国人がアメリカ資産八兆六、〇〇〇億ドルを保有したのに対してアメリカ人の在外資産保有が七兆一、〇〇〇億ドル、その結果、マイナス一兆五、〇〇〇億ドル、対GDPで約一六パーセントであった。すなわち、アメリカは外国貯蓄を利用することによって生産力を拡大し、経済成長を実現する高投資率が可能になったことを示している。

また、アメリカの貿易収支赤字の大部分は、前記したように、アジア向け輸出の減少に関係している。名目価格での貿易収支赤字拡大に対する輸入増加の寄与はそれまできわめて小さいものであった。とくに、東アジア六カ国（インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、タイ）向け輸出の減少は、年率で計ったもので九八年に二五〇億ドルから三〇〇億ドルで推移していた。韓国だけでその減少の約五分の二を占めた。これらの国からの輸入もまた増加し、数年間増加傾向が続いた。⁸⁾

これまでみてきたように、一九八〇年代まで国際収支の

図1-2 貿易赤字とドルの実質実効為替レート



注) 実質実効為替レートは、ドルの外国為替価値についての連邦準備の広義物価調整済み指数である。この指数の上昇は、実質的なドル高を示す。

出所) Ibid, 連邦準備制度理事会

うち経常収支が均衡することはめつたになく、それ以降も貿易収支と経常収支はほぼ赤字状態にある。ただ、九一年の貿易収支赤字の大幅な減少と移転収支の黒字によって経常収支の赤字は大幅に減少したが、その後再び増大していく。この経常収支赤字は輸入の伸びが輸出の伸びを大きく上回るといふ貿易収支赤字の影響が大きい。図1-2は、貿易収支赤字と実質実効為替レートの動きを示したものであるが、貿易収支赤字と実質実効為替レートの変動は密に連動して動いていることが分かる。この場合、経常収支赤字の傾向は外国為替の受取（海外での財・サービスの販売と資本の流入からなる）が外国為替の需要（外国の財・サービスあるいは資産借入と海外投資）より小さいことを示す。換言すると、貿易量を加味した実質実効為替レートは、アメリカの財と資産を購入しようとする米ドル需要と外国の財と資産購入のためのドル供給を反映する。

一九八〇年代初の貿易収支赤字は、レーガン政権下での金融引締め政策と拡張的な財政政策の維持の結果、生じた

ものであった。その財政赤字の増加はアメリカ国内貯蓄を流出させ、新規投資が借入を通してファイナンスされることを余儀なくした。とくに、貯蓄不足と金融引締め政策はアメリカの利子率を上昇させ、それが今度はドルの実質実効為替レートを上げた。ドル高によって輸入品がアメリカ国内で安くなり、アメリカの輸出品は外国では高くなった。その結果、アメリカの貿易収支は深刻な赤字を記録した。これは貿易収支赤字が海外での借入によってファイナンスされたこと、およびこれと関連を有する財政赤字と併せ「双子の赤字 (Twin Deficits)」と言われる問題である。九二年以降、財政赤字は徐々に減少し、国民貯蓄は増加したものの、貿易収支赤字は再び増加している。これは九二年以降の実質実効為替レートの上昇がアメリカへの投資機会を求める外国からの資本流入を反映するとともに、アメリカ製品に比べて外国製の財価格を低下させることによって貿易収支赤字の拡大をもたらしたことも示している。

ここで再度、貿易収支赤字と実質実効為替レート(図1-2)の関係に触れると、八〇年代の貿易収支赤字の拡大がドルの上昇にあったということは言えないが、前述したように、貯蓄と投資のギャップの拡大にあったとする説明が妥当であろう。九二年以降、アメリカ経済は日本やドイツといった主要貿易相手国を含むほとんどのOECD諸国よりも急速な成長をみせ、アメリカの経済成長は九五年に多少下落するが、それでもOECDの平均値を上回っていた⁹⁾。経済成長率の相違とともに為替レート変動による相対価格の変化は、二国間貿易収支と全体の経常収支勘定の両方に短期的影響を与える。一九九五年二月以降、米ドルは主要貿易相手国の通貨に対して減価し、とくに日本の円に対して急激に下落した。このようなドルの減価は、経済ファンダメンタルズの視点から行きすぎだとみなされ、G7各国の蔵相と中央銀行総裁は四月に為替レート是正を要求する声明を発表した¹⁰⁾。ドルの回復を狙い、日本とドイツは金利を引上げ、七月と八月に外国為替市場において協調介入がおこなわれた。四月から八月の間にドルは円に対

して一六パーセント引上げられ、ドイツマルクに対して六パーセント引上げられた^⑪。こうした二国間の為替レートの動きは、二国間貿易に大きな影響を与えた。しかし、アメリカの貿易相手国通貨の加重平均値に対するドルの動きは、比較的緩やかであり、とくに広範囲の貿易相手国を含む指標についてその傾向は強い。また、一九九五年以降のドル高はアメリカ経済に有益な効果をもたらした。とりわけ石油その他の商品について輸入価格は下落し、インフレの低下と交易条件の改善に貢献している^⑫。

本節最後に、政策目標としての対外均衡について、日本や新興諸国が経常収支の黒字基調を維持し、外貨準備を増加させる形で、対米債券投資を続けているのは、対外均衡を経常収支ではなく、総合収支（経常収支＋資本収支）でとらえ、それが国際的に容認されていることによる^⑬。経常収支が黒字でも、資本収支が赤字となって資本を還流させれば、それでも良いという考え方である。経常収支の均衡は国内的には、総生産と内需の均衡、貯蓄と投資の均衡を意味する概念であり、国際的合意として、これを政策目標にすると、財政・金融政策もこの目標に割り当てられるようになる。アメリカの経常収支不均衡は資本収支黒字に基づくものであり、その場合、その資本収支黒字を削減させる方法のみを考えればよい^⑭。しかし、経常収支の不均衡是正を図るために資本収支の黒字を削減しようとするのは論理的に逆だとされることが多い。これは現在のグローバルに活発化した自由な資本取引が経常収支を左右するという状況であり、そこで為替調整メカニズムを利用する為替レート安定化のための市場介入による対応が是認されることになる。

為替レートの不安定化は将来の不確実性の要因となり、為替レートの不安定化は貿易とその従事企業の外国への販売収入と利潤の面でより大きな不確実性に直面させることになろう。しかし、このような主張は経験的に支持される

ことはなく、むしろアメリカの貿易量はドルがフロートした七三年から九三年の期間よりドルが固定されていた五〇年から七一年の期間の方が幾分増加した。GDP比でも貿易量は後の期間がより速く増加している。¹⁵ さらに、為替レートの不安定化がどの程度貿易量のフローを阻害するか、等に関しては関連性はあまり見出せない。貿易量に対する為替相場不安定性のマイナス効果はこれまでの経験的事実から見つけることは困難である。これは現行の為替レート調整メカニズムが機能するなかで経常収支黒字・赤字不均衡を長期にわたり継続する国々がそのことを相互に確認し、その上で、各国が経常収支の均衡に向けて国際協調介入システムに参加する仕組みが考慮される。

二 八〇年代、九〇年代貿易政策の変遷

レーガン・ブッシュ政権の貿易政策の継承と変化

レーガン・ブッシュ政権の貿易政策は、民主党のクリントン政権においても引き継がれた。クリントン政権は一九九四年経済諮問委員会年次報告の貿易政策構想のなかで貿易と環境、競争政策、地域主義に関連する問題に言及して、各国の商慣行と法律の相違が貿易の結果にとって重要な決定要因になっていることを踏まえ、企業の競争方法に関する、ありうる制限的な慣行を是正するための多国間取決めがないことを指摘していた。そして、反ダンピング的行動を含む非関税障壁がレーガン政権期におよそ五分の一のアメリカ製造業輸入の低下につながったことから競争政策が効率的に実施されることを訴え、北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement: NAFTA) が正しい方向への第一歩となっているとした。さらに、貿易と投資が非加盟国から加盟国へ差別的にシフトし、損害を被ることを避けるために自由貿易地域への参加国が関税同盟設立以前の域内最小関税と等しくなるよう対外関税を共通化する関税同盟

へ移行すること、GATTの規則が地域自由化合意によって損害を与えられた非加盟国に補償を認めるよう改正することを提案した。⁽¹⁶⁾

クリントン政権はソ連が崩壊し東西対立・冷戦が終了し国際経済体制が新たな展開をみせた一九九三年一月に発足した。そのため、クリントン政権の経済政策は国際政治・安全保障の重視から経済にシフトする。クリントン政権の貿易政策はレーガン・ブッシュ政権とは明らかに異なり、一層アメリカの経済的利益を重視した現実的で対決的なものになっている。すなわち、自国の経済的覇権のためには、競争の強化、経済成長と雇用の確保、そしてそのために必要な輸出の拡大策をとるなど経済を安全保障の中心におく経済安全保障を掲げた。さらに、対外経済政策の調整と立案をおこなう国家経済会議 (National Economic Council: NEC) を設けた。自国の経済的利益を最優先させる米国優先主義を掲げ、アメリカ経済自身の強化を目指した。とくに、日本に対する要求は、一九九四年三月に期限二年ではあるが、スーパー三〇一条を復活させるなど、より強硬な数値目標を掲げ、結果を重視する管理貿易に傾斜し、保護主義の強化を予想させた。クリントン政権の貿易政策はウルグアイ・ラウンドを推進する多国間主義、NAFTA策定等の地域主義、そして対日・対EU貿易交渉等の二国間主義から成っている。また、アメリカ産業の競争力強化策のためにサービス貿易や知的所有権の強化等ウルグアイ・ラウンド交渉を主導し九五年にはWTOを成立させた。対日貿易交渉はアメリカ経済の好況にともない、九五年の日米自動車・同部品交渉、九六年の日米半導体交渉の決着後、これまでの厳しい態度からいく分緩やかなものとなり、その貿易政策はWTOやAPEC (アジア太平洋経済協力会議) へ積極的に係わるなど自由化の推進というように変わってきた。NAFTAの成立や翌年のWTOの成立は、アメリカ主導のグローバル化を予見させるもので、NAFTAは九二年のマーストリヒト条約に基づくEUに対抗する地域

連携を意図するものであった。さらに、南北アメリカ大陸に自由貿易を実現しようとする米州自由貿易地域 (Free Trade Area of the America: FTAA) も展望するものである。

レーガン政権の貿易政策は社会主義国ソ連に対抗し強く自由貿易を主張したが、実態は保護貿易主義的傾向を強めた。すなわち、レーガン政権は自由・公正貿易の実現を目標として貿易相手国の不正な貿易慣行への対抗に主眼を置いたものであった。具体的には、「一九七四年通商改革法」三〇一条 (不正な貿易慣行に対する報復措置の適用) を積極的に活用し、さらにそれを強化したスーパー三〇一条を持ち出して公正貿易を主張、利益確保のために保護主義的手段をとった。しかし、その後、米通商代表 (United State Trade Representative: USTR) のブロック (William Brock) や上院議員ベントセン (Lloyd Bentsen) の努力によって自由貿易を支援する総括的な貿易法案として一九八四年一〇月に通商関税法が成立して当初に予想されたほどの保護貿易主義に偏らずにすんだ。ただ、このような状況下でも、貿易収支赤字が八四年に一、〇〇〇億ドルを大きく超え、日米間では貿易摩擦が激化した。

ウルグアイ・ラウンドと多国間主義

一九九〇年代のアメリカの貿易政策は、先述したように、次の三点に要約して説明することができる。①多国間主義に立ったウルグアイ・ラウンドの推進。②二国間ベースでは処理され得ない、NAFTA等における地域別貿易交渉への取組みにかかわる地域主義。③対日・対EU貿易交渉等の二国間主義、とくに対日包括経済協議にみられる二国間の貿易不均衡是正政策、等である。GATTのウルグアイ・ラウンドは一九八六年九月に南米ウルグアイのプンタ・デル・エステにおいて開始宣言が採択され、一九九三年一月一五日に妥結した。このGATTの多角的貿易交渉 (第八回) は、一一五カ国が参加、史上最も大規模で複雑といわれる交渉が続き、妥結までに七年三カ月を要した。¹⁷⁾

途中、一九七一年一二月に協定案として「ダンケル・テキスト (The Dunkel Text)⁽¹⁸⁾」なる「最終合意文書案」が出されたが、それでも交渉は決着せず、米国議会のファスト・トラック (迅速一括審議) にかけるぎりぎりの期限に、ダンケル・テキストを若干修正・拡充のうえ、ウルグアイ・ラウンド最終合意案が決着した。⁽¹⁹⁾ 結局、一九九四年四月アメリカの意図にかなり近いところでまとめ、モロッコのマラケシュ参加一一七カ国閣僚会議で協定の調印がおこなわれた。

GATTは一九四七年の設立以来、世界の関税引き下げで目覚ましい成果をあげてきた。何度かにわたる交渉を通して、世界の関税は一九四七年の平均四〇パーセントから四パーセント (九二年一二月) にまで低下した。ウルグアイ・ラウンドでも工業製品の平均関税率を二四パーセント低下させた。しかし、アメリカの主なねらいは、多角的交渉による工業製品の関税引下げにとどまらず、これまでほぼ例外扱いとなっていた農産物、ガットの枠外であったサービス、知的所有権保護等を拡大し、これらの新しい国際ルールを厳しく守らせる体制を作ることであった。アメリカの求める規律の拡大は、アメリカの利益を強く反映するもので、相互主義的自由貿易の枠組みに組み込もうとするものであった。この点でアメリカは自国の利益を普遍的ルールと結びつけて提示したことになる。とくに、知的所有権保護の論理はGATTの貿易障壁の概念を各国の差異にまで拡大するという論理で、アメリカの国内体制を途上国を含む世界に拡大するという意図を強く持っていた。サービス市場開放でも攻撃的相互主義の圧力や地域主義による特定国の囲い込み、アメリカの交渉目的に反対する勢力を分断する上でかなりの効果があった。

ウルグアイ・ラウンド協定では、繊維と衣服の輸入割当の除去、輸出自主規制の禁止など、旧来の分野でGATT規制が大幅に強化され、さらに、サービス分野や貿易関連投資に対する措置へのルールが拡大された。経済諮問委員

会年次報告では、ウルグアイ・ラウンド交渉の主要分野の成果をハイライトとして次のように列挙している。①工業製品の関税率の大幅な引上げを実現した関税、②国内の補助金の削減と最小限の市場アクセスへの介入を要求する農業、③繊維と衣服、④関連諸国の特定市場の開放を約束するサービス、貿易、⑤知的所有権保護の強化、⑥貿易関連ルールの強化と貿易関連投資に対する措置、⑦世界貿易機構(WTO)の発足とWTO関連事件にかかわる紛争処理、等々である。⁽²⁰⁾

①主要工業諸国の課していた関税は、撤廃されることとなり、また途上国による関税は建設設備、農業設備、医療設備、鉄鋼、ビール・蒸留酒、薬品、紙、玩具、家具等の分野で撤廃されるか大幅に引き下げられた。工業製品の平均関税が全体的には三四パーセント、工業諸国において平均四〇パーセント近く引き下げられる。医薬、鉄鋼、建設機器、紙等の分野での関税は「相互関税撤廃」(zero-for-zero)協定によつて完全に撤廃された。そして、ラウンド事務局は全般的にむこう一〇年間(一九九五年時点)に世界の関税を七、四四〇億ドル削減させると推定している。⁽²¹⁾さらに、多くの加盟国の関税に上限が設けられ、途上諸国間の関税措置の拡大は顕著なものであり、全輸入の六〇パーセントに相当し、工業製品に対する関税の七三パーセントに上限が設けられた。重要エレクトロニクス品目である半導体、コンピュータ部品、半導体生産設備の分野でも五〇〜一〇〇パーセントの大幅関税削減に合意した。化学薬品に対する加盟国の関税では非常に低い比率(製品に応じてゼロ、五・五〜六・五パーセント)で調整されている。これら関税引き上げ合意は、世界貿易の約八五パーセントに相当する市場へのアクセスを増大させた。

②世界貿易の一三パーセントを占める農産物を貿易ルールの下に置くのはウルグアイ・ラウンドが初めてである。日本においても大きな注目を引いた農業交渉は、国境における関税措置だけでなく、国内の農業保護政策にもGAT

Tのルールを課す点で農産物貿易の枠組みの大変革となった。とくに、日本の農産物価格に対する政府の支出計画の割合は約八〇パーセントでECの四〇パーセント、アメリカの三〇パーセントを上回っていた⁽²²⁾。先進工業諸国の農業の所得支持措置はさまざまな貿易制限措置、過剰生産、そして輸出補助金制度をもたらしている。農業協定ではすべての加盟国の農産物輸入制限措置を同程度の保護効果をもつ国に転換する関税化と、また、その結果として農産物関税を、各関税品目では最低一五パーセント、全般的には平均三六パーセント引下げを要求した。これによって、日本と韓国との米の輸入はわずかな例外が当面認められたものの、終結し、すべての加盟国は小麦、トウモロコシ、米等の輸入を三五〇万トン増加させた⁽²³⁾。また、国内農業補助金においては、一部の補助金を除き加盟国に一定の削減を義務づけたが、これはGATTが国内政策に一定の数量規制を設けたものとして注目された。

③ 繊維と衣服の国際貿易は、一九六一年以来、事実上GATTルールの枠外で農産物と同様、一連の協定によりおこなわれてきた⁽²⁴⁾。すなわち、国際繊維協定 (Multi-Fiber Agreement: MFA) のもとで合意が形成され、繊維及び Apparel製品の途上国から先進国への輸出が制限されてきた。ウルグアイ・ラウンドの合意では、MFAにもとづく繊維と Apparel製品の輸入割当比率を現在以上 (一九九二年時点) には引上げないこと、移行期間の最終年までにMFAの対象となっている繊維と Apparel製品の量を五一パーセントについては割当てを廃止するとした。途上国も貿易障壁を削減し、一〇年後には通常のGATTルールが繊維にも適用される。

④ サービス貿易は、ウルグアイ・ラウンド交渉において交渉範囲が大きく拡大された分野である。GATT協定と並立するサービス貿易一般協定 (General Agreement on Trade in Services: GATS) はサービス貿易問題を包括する最初の多国間協定である。GATS協定およびその対象分野は、政府調達等を除くほとんどの分野に及ぶ。これは通常の

サービス貿易だけでなく、金融など進出外国企業による現地サービスまで、サービスの形態すべてを含む。サービスは次の一の分野に分類されている。ビジネス、通信、建設、流通、教育、環境、金融、保健、観光、娯楽、輸送、その他等々である。⁽²⁵⁾ GATT協定の基本原則は、最恵国待遇(MFN)、内国民待遇のほかに市場アクセスという新概念が導入された。基本原則のなかで最恵国待遇は最も重要なものであるが、特定部門に関係しない各国の一般的義務となるべきところがアメリカの反対で部門により当面の適用除外が可能となった。これは重要部門で条件付きとなり、大国の攻撃的相互主義の余地を残すことにもなった。また同協定はサービス貿易が行われる独特な方法を認めており、クロスボーダー貿易、人員の異動、投資問題などを包括している。さらに、調印国に対して最恵国待遇を提供するための一般的義務事項を設け、サービスの規制において透明性を要求し、サービス貿易紛争をWTOの一般的紛争処理機構の下に置いている。⁽²⁶⁾ サービス貿易自由化の国際的秩序は、GATS協定のもとで具体化されるが、各国はGATSの義務条項を適用する分野の維持と義務事項を例外措置として明記した。しかし、GATS協定は現実には問題点が指摘されるが、これは同協定が貿易自由化あるいは規制自由化の視点に偏りすぎていてサービス産業の各国での構造や機能についての考慮が不十分だというものであった。そのため金融サービス、基本的なテレコム、そして海上運輸サービスにおける特定の公約にかかわる交渉は決着していなかった。これは外国が十分な市場開放を約束しない限り、妥結もせず、無条件最恵国待遇の約束もしないというアメリカの姿勢も影響した。その後の交渉では、通信交渉が九七年一二月に決着し、金融交渉では九七年一二月に変則的な暫定協定が結ばれた。海運交渉はアメリカが自由化約束を提出しなかったため、九九年予定の次期サービス包括交渉まで再び交渉延期となり、海運はWTO規律の枠外に置かれた。

⑤ 知的所有権の保護は農業、サービス貿易と並んでウルグアイ・ラウンドが新たに着手した領域である。知的所有権の貿易関連の側面 (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights Agreements: TRIPs) は、知的所有権に関する既存の協約を採択してそれを強化する。これは内国民待遇と最恵国待遇を原則とするが、既存の著作権、特許、商標などとともに、集積回路およびコンピュータ・ソフトウェア、企業秘密の保護、保護の国際基準、効果的な執行のための要件等について広範な合意が成立した。一九九六年以降、アメリカは厳格でない知的所有権法をもつ国に対して一四の知的所有権の申し立てをWTOに提出している。²⁷ クリントン政権では、知的所有権に関する国際条約義務の実行を促す一方で、開発途上国に特有の重大な保健問題に対処することでそれら国々を支援する措置をとっている。知的所有権交渉は、しかしながら、貿易自由化のような相互的経済利益を生じるといふより、とくに途上国には保護の面でもかなりの譲歩を強いていて、その点でTRIPsは途上国から先進国へ所得の移転を生じさせる。効率性の点でも、産業目的の特許権や著作権等は企業が成長を図るために重要な権利であるが、世界市場においては小規模でしかない途上国では特許権等を先進国並みに保護しても技術進歩の促す力が小さくその活用は抑制される。その上、過大な保護は先進国の製造業保護等の独占の弊害を生じる可能性が大きい。

⑥ GATT協定 (三八条から成るいわゆる「一般協定」) はルールについて原則的な規定が定められているだけで各国の具体的な運用においては他国からみると恣意的とも思われる貿易制限措置の発効の例がみられた。そのため、GATTは恒常的な各種委員会あるいは東京ラウンド交渉において、これらルールについて詳細な規定を定めた決定あるいは個別に協定 (コードとも呼ばれる) を策定してきた。また、これら協定類の法的性格はGATT協定自体とは別個に策定された国際条件であり、それぞれの協定も相互に独立したもので、各国はこれら多数の協定のうち、自国に

とって有利なもののみを受諾することが認められていた。ウルグアイ・ラウンド交渉における貿易関連ルールおよび貿易関連投資に対する措置は、関税以外の輸入課徴金の賦課に関するルール、国際貿易に関するルール、国際収支困難に陥った場合にとる措置に関するルール、セーフガードおよび貿易関連投資措置等、財貿易関連に関して改善のための多岐にわたる規定から成っている。これらのルールに含められる反ダンピング、補助金・相殺関税およびセーフガードはその積極的な利用を求める欧米と規律強化を求めるアジア諸国や日本との間で厳しい対立を生んだ。反ダンピング協定はその手続きが限定された持続期間や改善された透明性と手続の公共性との基準に従うものとされ、各国の反ダンピング法の乱用防止の方向で規律が強化された。しかし、その拘束力には疑問もあり一部では緩められて、のちに各国の反ダンピング法運用に関して問題を残している。補助金・相殺関税については、補助金が明確に禁止され補助金付きの輸出に対しては相殺関税によって対抗することができる。ウルグアイ・ラウンドでは二つの措置の区分に明示され、それぞれ分類された。これによって補助金の使用、とくに輸出補助金が一層厳しく抑制されることになった。一方、補助金に対抗する相殺関税を貿易上の嫌がらせに使うことはこれまで以上に困難になった。また、セーフガード措置は輸入急増の際にとられる緊急対策としての関税の引上げまたは数量制限措置のことである。ここではいわゆる輸出自主規制は禁止され、特定の国におけるセーフガードは限定された状況においてのみ許される。これによって効率のよい生産者にとっては市場へのよりよいアクセスが保証されるもので、効率の悪い生産者は競争力を高める努力が要求されることになる。

WTOの発足と紛争処理機構

⑦世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) の設置にかかるウルグアイ・ラウンド交渉は、一九九三年一二月

一五日に終了し、翌九四年四月一五日にモロッコのマケラッシュにおいて署名され、九五年一月一日に発足した。ダUNKEL・テキスト (Dunkel Text) においてWTOは多角的貿易機構 (Multilateral Trade Organization: MTO) と呼ばれていたが、一九九三年一月一五日、交渉最終日にアメリカの要求によりその名称をWTOにすることが決定される。国際的貿易機関の設立に関するアメリカの懸念は議会において、このような国際機関の設立によって貿易政策に対するアメリカの主権が脅かされるのではないかという疑問があった。こうしたWTOの活動に関する懸念を和らげるため、クリントン政権は五人の連邦控訴審判事によって構成されるWTO紛争処理検討委員会 (WTO Dispute Settlement Review Commission) の設立を支持し紛争処理委員会 (パネル) がその権限を越えて、あるいは協定の範囲を逸脱しなかつたかどうかを判定しようとした。そして、パネルの活動に関して委員会が報告内容を超えていると判定した場合、議会議員はWTOへのアメリカの参加を不承認とする共同決議を導入できる。もしその決議が議会によって立法化され、それに大統領が署名すると、アメリカはWTOから撤退することになるとしていた⁽²⁸⁾。国際的貿易機関の設立に関してはこうした経緯があるものの旧来のGATTの国際機関としての法的地位の曖昧さは是正され、設立には至らなかつた国際貿易機関 (ITO) 以上の包括的な機関が誕生した。WTOはウルグアイ・ラウンド協定の実施や多角的交渉を管理し、各国の通商政策の監視やIMF、世界銀行との協力をを行い、紛争処理機構が強化された。

従来のGATTのパネルの紛争処理機構は、恒常的に長々と延期され、訴えられた被告側がGATTのパネルの決定を阻止できる余地があり、またその不適切な執行に悩まされてきた紛争処理協定 (the dispute settlement agreement) のねらいはこのような問題個々の解決に向けられてきた⁽²⁹⁾。紛争処理協定はWTOの中心的な部分を占めるが、つぎの四つの重要な特徴を有している⁽³⁰⁾。第一に、WTO協定は紛争処理協定のもとで実行され、個々の貿易紛争が単一の手

続きの下で一元的統一的に処理されるようになった。第二に、七人のメンバーで構成される上訴機関 (Appellate Body) が設立され、一件の事案ごとに三人のメンバーが担当する。そのなかで紛争解決過程のそれぞれの段階ごとに時間制約が設定されている。これは訴えられた国が様々な理由を持ち出して紛争解決の引き延ばしを図ることを防止するという考慮に基づいている。第三は、紛争処理協定のパネルあるいはWTOの上訴機関の決定方式が従来の紛争処理機関のコンセンサス方式からネガティブ・コンセンサス方式となったことである。この制度の下で、パネルの設置、パネル報告書の採択および対抗措置の承認について全会一致の反対がない限り提案が採択されるという逆コンセンサス方式 (reverse-consensus) が採用されている。第四は、この紛争処理手続きによらない三〇一条等の一方的措置が禁止された。もつともこれまでアメリカはGATTの紛争処理機構を最も頻繁に活用した国であり、自国の取引を妨げる「不当な」あるいは「不合理な」外国の行為に対しては報復することができる³¹。三〇一条は対抗措置としての「たすきがけ報復」 (cross retaliation) と似ている。例えばこれは、サービス貿易や知的所有権等の分野での違反措置に対して、財貿易の分野での対抗措置を講ずることができることである。この規定のためにアメリカが一方的措置を放棄することは考えられないが、アメリカへの一定の歯止めにはなっている。

NAFTAと地域主義

北米自由貿易協定 (the North American Free Trade Agreement: NAFTA) はアメリカ、カナダ、メキシコの三カ国間で一九九二年一二月に調印され、九三年一月一月に議会で批准し、九四年一月一日に発効した自由貿易協定である。この貿易協定が適用される水準と範囲は第三国が採用するものうちではこれまで最も広範囲で有効性が期待されるものであった。NAFTAは消費者が三億七〇〇〇万人と六兆五〇〇〇億ドルを超える年間産出高をもつ自由貿易圏を創

出し、アメリカにとって第一および第三位の貿易相手国であるカナダとメキシコをアメリカに結びつけた³²⁾。また、N A F T A はこれまでの米加自由貿易協定 (the United States-Canada Free Trade Agreement) の上に立って、生産効率化に寄与すること、北米生産者の地球規模での競争力を促進し、三国すべての生産水準を引上げることが期待された。そして、N A F T A によって、産業・農業製品の関税とほとんどの非関税障壁、知的所有権、投資規制、サービス貿易の自由化および紛争解決メカニズムにおける保護が段階的に撤廃されることになった。N A F T A の成立によって、人口、G N P とともに E C 市場に匹敵する一大自由貿易圏ができたが、N A F T A の抱える課題は、経済格差が著しく大きいメキシコが途上国から先進工業国へ飛躍することができるのか、他方アメリカ経済にとってこれらがどのような影響をもつのか、ということになり、のちにみるように N A F T A をめぐって激しい論争が行われる。

N A F T A の締結はレーガン政権の八〇年代、戦後アメリカの基本原則であった無差別主義から地域主義への転換を意味した。これが九〇年代のクリントン政権下の N A F T A においてアメリカの地域主義が明確な形で見られた。クリントン政権の地域主義は、オープン・リージョナル (open regionalism) と呼ばれ、非排除的で新たな加入を促すような協定のことである。プルリラテラルな貿易協定 (plurilateral trade agreement) の拡大と基盤の確立を意味する³³⁾。この貿易協定のねらいは、第三国に対する障壁の増大と整合性を保つということと、互恵的な原則に基づいて加盟国、非加盟国にかかわらず自由化の追求を制限しないこと、そしてプルリラテラルな合意が非加盟国の加盟を促すもので、いわば互恵的なドミノ効果 (domino effect) を促進することにあつた。ただ、この N A F T A の特徴は E U の関税同盟方式ではなく、自由貿易地域方式をとり、地域内では自由化するが、加盟国の域外への貿易政策に対してはいかなる規制も課すことはない³⁴⁾としている。自由貿易地域方式はアメリカにとって対域外障壁の共通化の必要がないだけ弾力性

が大きく、先に述べた先進工業国と途上国などの経済条件の異なる国々を包摂しやすく、アメリカの地域主義のねらいもここにある。アメリカの地域主義のねらいはNAFTAの内容に関連して後述するが、ここではクリントン政権の輸出戦略としてのNAFTAの位置付けについて説明する。

クリントン政権の貿易政策は、国内経済の重視とともに輸出振興を課題とした。一九九三年九月に新しい「国家輸出戦略」(National Export Strategy)を明らかにし、輸出促進プログラムの分裂を少なくするために政府機関間の「通商促進調整委員会」(Trade Promotion Coordination Committee)を設置した³⁵。この委員会の目的は一九の政府機関間で統一的な輸出促進を策定しようとするもので、これまでアメリカ民間企業の要請を満たすことがなかったということから、そのアメリカ企業と労働者の競争力強化とそれが国内政策を補完すべきということにあった。このようなクリントン政権のもとで、NAFTAは積極的に「国家輸出戦略」を構成するものとなり、国家輸出戦略はNAFTAの締結とともに「政府機関間にまたがる諸機能と統合、資源の戦略的な配分、民間セクターと州・地方政府を巻き込むこと、アメリカの対外輸出業者の利害の擁護と主張、パフォーマンスの計測、輸出統制(国家安全保障、核拡散防止、外交政策目標に見合った輸出の制限)」等の六つの基本命題を反映するものであった³⁶。

ここで、NAFTAの主要内容と特徴をみてみる。NAFTAには、工業財の貿易、サービス、投資、知的所有権、農業、通商ルールの強化に関する合意が含まれる。補助協定として、労働調整規定、環境保護、輸出促進に関する規定がある。工業貿易は五年から一〇年以内(一定の品目に関しては一五年)にほとんどの関税や主要輸入制限等を段階的に廃止して、域内自由貿易を実現するということできわめて野心的なものであった。現在(九四年一月一日)免税となっている工業製品にはコンピュータ、医療設備、農業設備、内燃機関、電話交換機等があり、メキシコでは一〇

パーセント以上の関税がかけられていた。NAFTAにより対メキシコ向けアメリカの工業、農業輸出の六五パーセントは五年に免税適格とされた。その上、サービス、企業設備、政府調達がかなりな程度自由化や相互開放が予定されていた。これらの域内自由化では、当初メキシコの関税や政府規制が相対的に厳しいために、アメリカ、カナダに比べてメキシコの自由化がはるかに大きなものとなる。

サービス貿易では、アメリカの企業はNAFTAによって無差別ベースでアメリカから直接サービスを供給でき、投資家に関しても無差別扱いを保証する。すなわち、例外を除き域内での内国民待遇と企業設立権を相互に供与し、金融、陸上輸送、通信サービス等の域内市場の大幅な自由化を実現した。知的所有権はウルグアイ・ラウンド協定を上回る保護が強化された。その他コンピュータ・プログラムとデータベースに関する著作権、サービス商標と通商機密の保護の規定である。農業貿易では、貿易障壁が事実上、除去され、アメリカ、メキシコ間の農業貿易の約五〇パーセントの農産物への制限すべてが協定発効と同時に撤廃されるという大幅な域内自由化の実現である。二国間フローにかんしても九八年までに全農業製品に対する関税が撤廃され、NAFTAのもとの分離協定でメキシコとカナダは二国間貿易に対する関税を撤廃し、三加盟国は農業輸出補助金の撤廃でも合意した。NAFTAの自由貿易地域方式は全体の効率を高める貿易創造効果が生じ、他方、貿易転換効果といい自由化や制度の調和は基本的に域内国に限定されるため域外の障壁を実際に引上げなくとも域外に対しては差別が生じる。労働や環境に関する補助協定は前政権を引き継ぎクリントン政権が再交渉したものであった。メキシコ政府はメキシコの最低賃金上昇を生産性上昇にリンクさせることを公約し、さらにアメリカはNAFTAでカバーされない労働問題に関しては一九七四年通商法三〇一条のような自国の通商法を利用する権利を留保するとした。環境協力では、NAFTAで現行のアメリカの保

健衛生、安全、環境基準が維持されている。NAFTAは貿易関連その他の制度規定の包括性で注目される。NAFTAのダンピングや補助金規定、知的所有権規定、労働、環境に関する補助協定は、メキシコの制度を主にアメリカの制度に同化ないし接近させる性格のものである。このような域内の制度の調和で途上国の制度をアメリカに同化させることは、アメリカの市場と資本へのアクセスでメキシコを優遇するという攻撃的相互主義のねらいと同様のものである。³⁷⁾

NAFTAの締結はアメリカ国内のさまざまな利益集団の間で激しい利害対立が表明され、かつてない論争が生じた。NAFTA推進派には多国籍企業等のビッグビジネス、全米製造業者協会、全米投資貿易連合、アメリカ商業会議所等がNAFTAの経済効果を主張し、他方、NAFTA反対派には農業団体、中小企業団体、環境保護団体等があり、そして労働組合の最大の組織であるAFL-CIO（アメリカ労働総同盟産業別会議）は強力な反対キャンペーンを展開した。NAFTAをめぐることは、こうした利害対立の構図があった。ここではまず経済諮問委員会による「大統領経済報告」におけるNAFTAの経済効果とNAFTA推進派の主張から見てみよう。

アメリカ国内におけるNAFTAのもたらす利益は次の三点が指摘されている。第一に、メキシコにはNAFTA以前にアメリカの平均二・五倍高い貿易障壁があり、その大幅な削減はアメリカに有利である。第二は、貿易障壁が削減されているという事実からメキシコにおける投資の必要は減退する。すなわち、アメリカの海外直接投資は市場アクセスの獲得を意図しているのであって、低賃金労働者や緩い規制を利用しようというものではない。第三に、最も重要なのは貿易自由化が両国にとって利益となるような特化を促進するという簡潔な事実である。³⁸⁾ NAFTA推進派は主にアメリカ多国籍企業によって形成されたが、その見解は上述の経済効果に集約される。NAFTAにおける

投資の自由化達成はメキシコからの域外貿易の効率性を一層高め、アメリカ企業のメキシコへの直接投資はアメリカにとって輸出拡大効果をもたらし、その輸出拡大はアメリカにとって雇用拡大効果が見込める。メキシコの低賃金労働力の活用については明示的に示されていないが、アメリカ企業の競争力強化につながるということにある。そして、クリントン政権におけるNAFTAの締結は、メキシコのGDPがアメリカのわずか四パーセント程度であり、NAFTAが調印される以前にアメリカはカナダとの間に自由貿易協定をすでに締結していたという事実があった。さらに、NAFTAは基本的にメキシコの成長と安定に向けられたものであり、他方でアメリカは隣国メキシコの繁栄と安定における経済利益と同様にきわめて重要な安全保障上の利益を享受する³⁹⁾。

NAFTA反対派主張の根拠は①メキシコとの自由貿易協定によるアメリカの労働者の失業と労働条件の悪化、②アメリカの貿易収支効果、③メキシコの労働者にはアメリカの労働者に保障されているような社会保障がない点、④移民問題、⑤環境悪化等々が挙げられている⁴⁰⁾。その理由はメキシコの実質所得が経済成長にともない上昇し、このことが必然的に域外調達拠点としてのメキシコの優位性を低下させ直接投資の流入を妨げるとするものであった⁴¹⁾。

日米包括経済協議と二国間主義

一九九〇年代、クリントン政権における貿易政策は、一方的措置と並行して、対日・対EU貿易交渉等二国間貿易交渉にも取り組んできた。とくに、対日貿易交渉での日本に対する要求はより強硬なもので、数値目標が掲げられるなど管理貿易に傾斜し、一九九五年八月の最終合意までに多大な時間を費やしてきた。日米包括経済協議 (Japan-U.S. Framework trade talks) は、市場分野別協議 (Market Oriented Sector Selective: MOSS) と日米構造協議 (SII) を引き継ぎ、①政府調達、②規制改革及び競争力、③自動車・同部品、④経済調和、⑤現在する協定と基準の実施等々の

表Ⅱ－１ アメリカと特定諸国の商品貿易（1987－92）

(10億ドル)

年	共同 ヨーロッパ	日 本	「大中国」			その他	
			計	中 華 人 民 共 和 国	香 港		台 湾
1987.....	-20.6	-56.3	-25.9	-2.8	-5.9	-17.2	-49.3
1988.....	-9.2	-51.8	-20.6	-3.5	-4.6	-12.6	-36.9
1989.....	1.2	-49.1	-22.6	-6.2	-3.4	-13.0	-38.9
1990.....	6.3	-41.1	-24.4	-10.4	-2.8	-11.2	-42.5
1991.....	17.0	-43.4	-23.7	-12.7	-1.1	-9.8	-16.6
1992.....	9.0	-49.6	-28.4	-18.3	-0.7	-9.3	-15.5

注) 一輸出は船側渡し、および輸入は関税評価。

中国、香港および台湾は分析の都合により「大中国」に分類されていた。

細部は概数のために合計に加えていない。

出所) 商務省、経済分析局

五分野に関して一九九三年七月に包括協議が開始され、この交渉がようやく決着したことになる。ここでは日米の包括協議・交渉の過程を検討し、アメリカの貿易政策論理についてもみる。

一九九四年二月に発表された大統領経済諮問委員会年次報告では相当なスペースを割いて日米包括経済協議について報告している。クリントン政権は二国間、地域的及び多国間の貿易協定を通して外国市場の開放に努めるという通商イニシアティブの基本を確認した後、「日本は、米国に次ぐ世界第三の経済大国であり、米国にとってカナダに次ぐ第二の貿易相手国である。また、米国が二国間で最大の貿易不均衡を保っているのは、対日においてである。すなわち、赤字は九二年で四九六億ドルであった。(表Ⅱ－1) 日本の多額の対米黒字は、その全世界での多額の経常収支黒字――九二年で一八〇億ドルに達する――の重要な一部をなしている。⁽⁴²⁾」と指摘している。この指摘に続いて同年次報告は、日本の構造問題について、国内消費における製品輸入のシェア、産業内貿易のシェア、外国からの直接投資ストック、国内販売額の外国人所有企業分のシェア、企業内貿易のシェアの高さ等々のすべてで異常に(unusually)という表現を多用し、シェアの低さ、高さが指摘されている。クリントン政権のこうした内政干

渉的な通商イニシアティブは、後の日本側の譲歩を引き出すのに、アメリカ経済再生の戦略の一環として組み入れ実施してきたことがうかがえる。九四年三月の大統領行政命令によって復活したスーパー三〇一条もその戦略の一環をなすものである。すなわち、日本はアメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、イタリア諸国に比較すると、製品輸入の比率が低く、資本も外国に開かれておらず、国内企業の独占的關係がきわめて強く、外国資本によって特異な構造を有するという「日本異質論」がここで確認されている。また、同年次報告によれば、日本のもつ明らかな異質性は、通商産業政策の介入と日本経済の構造的特徴を強調するものであった。さらに、次のような具体的な指摘がされている。「日本における国内産業支援政策には、生産者及び研究開発コンソーシアに対する補助金、優遇課税、信用の優先的配分、優先的政府調達、生産者カルテルの確立、甘い反トラスト政策が含まれる。対外政策には、貿易障壁、外国からの直接投資に対する制限措置、ハイテク貿易に対する統制が含まれる。これらの政策は、幼稚産業から成熟産業にも適用されてきた。」⁽⁴³⁾「輸入を阻止する疑いのある構造障壁には、少し挙げただけでも製品の安全性を保証する官僚統制への依存、国内カルテル、ケイレツによる差別的慣行、競争政策実施の弱さ、不十分な知的所有権保護、国内供給者に有利な政府調達手続き、外国資本参入を妨げる不完全な資本市場、輸入製品の配給チャンネルに対する障害が含まれる。」⁽⁴⁴⁾

また、日米包括協議はマクロ経済上の目標を設定し、部門別構造協議の必要な分野を定めている。クリントン政権はその包括協議のもとで、自動車および同部品、金融サービス、投資に関する新しい協定に調印した。クリントン政権が九五年の一年間で日本と結んだ貿易協定の数は二〇にも及ぶ。そのなかで部門別協議は成果を生み出しつつあり、九五年一月から十一月までの期間のアメリカの対日輸出成長は、全体で前年同期より二〇パーセントも高く、クリン

トン就任時より四七パーセントも増加している。アメリカの対日輸出の増加は、とくに日本との貿易協定が網羅している分野で著しかった。⁽⁴⁵⁾

九四年八月の包括協議の合意は、かつての日米構造問題協議と比較すると、アメリカの姿勢はより高圧的なものとなった。まず、交渉の進展を評価する客観的基準が設定され、市場の開放の度合いを量的質的に適切な手段で設定するということと、次いでその交渉手続きである。前者は市場開放の結果を重視するもので、後者がその交渉の政治的輪郭を明確にさせたものであった。これらは日米包括経済協議において最大の論点になったもので、日本の市場開放を要求する具体的な手順が数値目標の設定をめぐる日米間の対立にあった。

しかし、アメリカの数値目標設定の要求は管理貿易との批判を受けることが必死な状況で、そのためにはアメリカの要求には前述の日本異質論を前提にする必要があった。⁽⁴⁶⁾ ただ、数値目標設定の要求には、また、クリントン政権で大統領経済諮問委員会委員長となったローラ・タイソンの影響もあった。分析を行ったバロッサ (Bela Balassa)、ローレンス (Robertz Lawrence) と「貿易政策・交渉諮問委員会」(Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations: PCTPN) の報告書の影響が大きく、フレッド・バーグステンはローラ・タイソンの著作「Trade Conflict in High-Technology Industries,」(邦訳「誰が誰を叩いているのか」)の序文で次のように述べている。「当初の書名は『管理貿易あるいは誤った管理貿易』だったが、執筆中に、貿易政策と他のハイテク産業支援政策とのトレードオフの関係を提起するにふさわしい⁽⁴⁷⁾」タイソン自身も第四章で「管理貿易の明確な定義はどこにもないが、貿易フローの量的目標を設定する貿易協定に共通の原理として理解される。…この定義に従えば、半導体貿易協定と新協定のどちらの市場アクセス(解放)規定も、外国業者の日本市場における最低シェアの数値目標を定めているから、管理貿易の実例と言

える⁽⁴⁸⁾」このようなアメリカの貿易政策の論理は半導体協定に限らず、日本にとって到底受け入れ難い日本異質論にもとづくものであった。

三 管理貿易および競争力政策

一九八八年包括通商・競争力法

レーガン政権の経済政策によってアメリカの貿易収支赤字は、急激に増加をはじめ、一九八三年には一、五九五億ドルと歴史的な赤字を計上した。輸出の停滞と輸入の増大により貿易収支が悪化したのである。これには高金利によつてインフレ率が低下したことも影響したが、実効為替相場は一九八〇年七月から八五年二月までに八七パーセントの上昇となった⁽⁴⁹⁾。八〇年から八五年の五年間の輸出数量の年増加率はわずか〇・三六パーセントにすぎない。アメリカの輸入増加は、第二次石油危機後の不況に苦しんでいた国際経済を立ち直らせる契機となったが、アメリカ産業の国際競争力の低下も示している。一方、八二年から八七年の経常収支赤字は、この高金利とインフレ率の低下のほか、国内貯蓄率の低下とそれ以上の投資過剰も影響した。ただ、貯蓄率が回復するにしたがい、ピークの八七年以降、経常収支赤字は三〇パーセント以上も削減されている。

そのような状況のもとで、八〇年代のアメリカの貿易政策は議会を中心に保護貿易主義的傾向を強め、レーガン政権の「新通商政策」は「自由・公正貿易」の実現を目標として貿易相手国の不公正な貿易慣行への対抗に主眼を置いたものとなった。具体的には、「一九七四年通商改革法」三〇一条（不公正な貿易慣行に対する報復措置の適用）の積極的な活用である。議会とレーガン政権は、非常に強い保護貿易主義の圧力にもかかわらず、一般的には自由貿易を支

援する総括的な貿易法案を提案するが、これが一九八四年通商関税法 (The Trade and Tariff Act of 1984) である。一九八四年通商関税法が予想されたほどに保護貿易主義に偏らずんだのは、ブロック (William Brock) の努力に負うところが大きい。ブロックは米国通商代表 (USTR) として通商関係の立法をめぐって政府と議会の折衝を全般にわたって受けもった。ブロックはイスラエルとの双務貿易協定をもつ一般特惠制度 (GSP) やいくつかの過半数に達しない貿易法案を更新する法案を提案するよう上院財政委員会を説得した⁽⁵⁰⁾。その後、この法案に関して懐疑的であった聴聞会にテキサス州選出の上院議員ベントセン (Lloyd Bentsen) とブロックが支援に加わった。二人はイスラエル自由貿易協定に関する繊維産業の懸念を緩和するために尽力をする⁽⁵¹⁾。さらに、二つの要因が法案通過に有利に働いた。ひとつには、レーガン政権は鉄鋼輸出諸国に対してアメリカ市場の約一八・五パーセントの輸入削減を目標とする制限規定の交渉を提案することを表明していた。第二に、組織労働は全体として、不効率であることを示していたし、どんな対応策がとられるかもほとんど認識が示されていなかった。労働部門は提案されている不都合な修正、あるいは法案の最終的な変更について国内項目の条項を要求していた⁽⁵²⁾。

こうした経緯をとって一九八四年通商関税法は一九八四年一〇月九日に可決され、一〇月三〇日レーガン大統領によつて署名承認された。しかし、議会が一九八四年通商関税法を成立させる状況下でも、貿易収支赤字は一九八四年には一、〇〇〇億ドルを大きく超え、そのため一九八八年包括通商・競争力法の成立前の一九八六年、ダンフォース (John C. Danforth) を中心に別の包括通商法案を通そうとする強い動きが両院にでてきた。議会では、下院民主党有力議員による貿易問題を最優先議題のひとつにするためのキャンペーンの展開もあって、いくつもの保護主義法案が提出された。I. M. デスラーによれば、一九八五年だけで両院に提出された法案は六三四件にのぼったが、そのう

ち九九件が直接かつ本質的に保護主義的で、他の法案も潜在的に保護主義的といえるものであった。⁽⁵³⁾

一九八八年包括通商・競争力法 (Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988、以下八八年法と略称) は一九八八年八月二三日レーガン大統領の署名発効以前に下院の「一九八七年通商・国際経済政策改革法案」と上院の「一九八七年包括通商・競争力法案」が提出されて圧倒的多数で可決されている。そして、それぞれの法案は一九八七年、両院協議会で調整、一本化され、上下両院で可決された。しかし、同法はレーガン大統領の反対する「工場閉鎖条項」と「アラスカ石油輸出規制条項」を含んでいたため拒否権が発動される。

一九八八年包括通商・競争力法はその目的として自由貿易 (free trade) から公正貿易 (fair trade) への転換を意味した。すなわち、貿易赤字が拡大するにともない、それが政治的および経済問題となり、保護貿易主義者による同法の議会ロビー活動が活発化するに至り政府と国民の関心は自由貿易に対する支持を外国政府の主張 (agents) とみなすようになった。⁽⁵⁴⁾ アメリカ政府は外国政府が基本的に互恵的な貿易政策を執らないかぎり他諸国の財・サービスに対してアメリカ国内市場を開放することはないとした。⁽⁵⁵⁾ むしろ、不公正な貿易慣行とみなされる取引に反対するにあたっては将来に直ちに報復する意志を示した。⁽⁵⁵⁾ そして、八八年包括通商・競争力法の成立はガット体制における多国間協議による干渉を避けるために、二国間あるいは一方的な通商交渉に重点を移していった。この強権的かつ市場開放的な貿易政策は、アメリカ企業の収益性低下と失業者増大を背景にますます必要性が強調されるに至り、戦後通商体制の決定的な転換を意味した。

一九八八年包括通商・競争力法は、(1)通商規制の強化による米国内産業の保護、(2)不公正慣行を行っている外国に対する報復権限の強化、(3)技術教育などの強化による米国内産業の競争力の向上、等を目的としている。そして、

一〇編からなる構成は以下の通りである。

- (1) 貿易、税関および関税に関する法律、（大統領への通商協定権限の付与、一九七四年通商法第三〇一条の改正、スーパー三〇一条の創設、アンチダンピング法および相殺関税法の改正、一九三〇年関税法第三三七条の改正、一九七四年通商法第二〇一条の改正、一九六二年通商拡大法第二三二条の改正などの規定）
- (2) 輸出促進（東芝制裁条項などの輸出管理および輸出促進に関する規定）
- (3) 国際金融政策（累積債務の管理、輸出商社法の改正、外国証券業のプライマリー・ディーラー指名における内国民待遇などの国際金融政策に関する規定）
- (4) 農産物貿易、（農産物貿易戦略、価格支持などの農産物貿易プログラムなどの農産物貿易に関する規定）
- (5) 対外不正慣行法 (Foreign Corrupt Practices Act) の改正、投資および技術（大統領による外国企業からの米国企業の買収などの国家安全保障の観点から阻止する権限の付与の規定）
- (6) 米国の競争力強化のための教育・訓練、（各種教育機関における多方面の教育・訓練のプログラム、技術訓練強化のための機関の設置などの技術訓練に関する規定）
- (7) 一九八八年バイ・アメリカン法、（米国製品を排除する外国政府の調達に対する措置およびバイ・アメリカン法の修正に関する規定）
- (8) 中小企業、（中小企業強化のための機関の設置などの中小企業に関する規定）
- (9) 特許、（プロセス特許の保護のための特許法改正に関する規定）
- (10) 海運および航空運送、（米国船などの使用を拒むような外国の不正慣行に対する措置に関する規定）⁵⁶

この法律の全体的な特徴として、従来の通商法の本来の領域に属するもの以外の中小企業(第八編)、特許(第九編)などといった派生的な関連分野だけでなく、第六編のような米国の競争力強化のための教育・訓練の分野にまでわたっていることがあげられる。⁵⁷⁾ 一般的に、同法によって貿易の保護主義的、制限傾向が強まったが、これは国際経済におけるアメリカ国内産業の相対的な地盤低下に対応してその国際競争力を強化してアメリカの経済力の回復を狙ったものであった。とくに、八〇年代から九〇年代にかけて輸出促進のためクリントン政権は、戦略的貿易政策を採用する。本節では輸出促進戦略に焦点を合わせ、これに関連する競争力強化政策にも触れる。

先述したように、アメリカの貿易政策理念は一九八五年のレーガン政権の新通商政策によって自由貿易主義から公正貿易主義への転機を迎えた。アメリカは公正貿易を「同じ土俵での競争」⁵⁸⁾とみなしており、これはアメリカと諸外国との間の貿易をめぐる競争条件を同等のものとすることを意図したものであった。アメリカの公正貿易の要求は新しい相互主義といわれる。同時に、制裁の脅しを伴う相互主義であるが、異なる競争条件のもとでの競争が先端技術部門、農業、サービス産業等アメリカの競争力の強い部門の輸出を抑制し、それが経済全体の収支不均衡の原因になっているという見方である。そこでの貿易政策理念上の特徴は、一方的貿易主義からの乖離を意味する点である。⁵⁹⁾ すなわち、諸外国はアメリカ市場への自由なアクセスが確保されている一方で、自らの市場は不公正な障壁で保護しアメリカ製品のアクセスを妨げているとし、貿易相手国の一方的市場開放や輸入の自主拡大を要求するという相互主義的貿易政策に転換したのである。

一九八八年包括通商・競争力法は単に貿易に関する施策だけでなく、技術教育などの国内施策も含んだ総合的なものである。同法の第一編貿易・税関および関税に関する法律には、大統領への通商協定交渉権限の付与やスーパー

三〇一条の創出と、これまでの通商法によって解決出来なかったアメリカ産業の国際競争力の低下に対応する規定を新たに設け、アメリカ産業の回復を企図した。輸出側面に着目し貿易相手国の市場開放、すなわち輸出促進を目的としている点では輸入側面に着目して貿易抑制的な措置をとる反ダンピング法や相殺関税法とは異なる。ここでは国際貿易および投資法三〇一条にしぼり、同法を輸出促進の観点からみてみる。

一九七四年通商法三〇一条は市場開放の施策として不十分なものであるという認識と批判が一九八〇年代議会で高まってきた。これに対応して八八年法で修正が加えられたが、その改正のひとつが大統領から米通商代表部（USTR）への報復権限の委譲である。具体的には、諸外国の輸出入慣行が不公正かどうかの調査決定や対抗措置の内容、実施の決定権は大統領の指示がないかぎりUSTRに委譲された⁶⁰。ここで重要な規定は通商協定違反や他の「不当な」慣行に対しては報復することが義務づけられたことである。これによって報復権発動の裁量権の幅がせめられ、その結果、USTRが対抗措置をとるかどうかを裁量できるのは、諸外国の慣行が「不合理」または「差別的」かについての判断だけとなった⁶¹。

そして、第三〇一条に規定する「不当」「不合理」「差別的」の三つの行為類型のうち、不合理な行為（不公正かつ不公正な行為）の範囲の拡大が図られた。(1)輸出ターゲットイング（特定の企業や産業の輸出競争力強化のための外国政府の行う一連の政策）、(2)国際的に認知されている労働者の基本的権利の否定、(3)外国の民間企業・業界が組織的かつ反競争的慣行によりアメリカ製品の購入を抑え、その国の政府もこれを否認している場合が含まれている。(3)については、日本の大規模店舗の出店規制や酒類販売免許等が調査対象となり、外国政府の容認しているカルテルや制限的な流通システムも含むと指摘されていた⁶²。

不公正慣行に関する調査期間と対抗措置の実施期間も改正された。従来の通商協定にかかわる事項の調査期間は紛争解決手続き終了時点から三〇日後とだけ規定されていたが、この改正により紛争解決手続き終了時点から三〇日後あるいはUSTRが調査を開始した時点から一八カ月後のうち、早い方とされ、明確な期限の設定がなされた。この措置は、とくに大統領の具体的な指示がないかぎり、決定がなされてから三〇日以内に実施しなければならぬというものである。この決定については、「以前は、貿易協定の違反がある場合に大統領は（ガットなどの）多国間紛争手続きで結論が出てから三〇日以内に行動しなければならなかった。しかし紛争は何の解決もみないままにだらだらと長引くように思えた。それで議会は解決されない場合には一八カ月以内に行動しなければならぬことを定めた。議会が（この修正で）意図したことは明確である。すなわち、ガットが合理的な期間内で解決できなければ、米国は多国間の決定が下されるまでの間、一方的な行動に訴えるということである。⁶³」

さらに、一九八八年包括通商・競争力法は、いわゆるスーパー三〇一条を新設した。これによるとUSTRは毎年「外国の貿易障壁に関する国家貿易評価報告書」(通称 National Trade Estimate) を議会に提出することを義務づけられる。これは当初二年間の時限立法で、一九八九年と九〇年にかぎり、USTRはこの年次報告書を議会に提出した後三〇日以内に、(1)優先的に取り上げるべき歪曲的貿易障壁および慣行、(2)貿易交渉の相手国として優先的に取り上げるべき国、(3)上記の優先国の歪曲的貿易障壁が存在しなかった場合に増加したと予想される米国製品、サービスの輸出額を特定しなければならない。そこで、優先国の特定にあたっては、USTRは貿易障壁の数、まん延の度合、そしてアメリカ製品、サービスの輸出競争力から判断し合理的に期待し得る輸出レベルを考慮することとされている。また、歪曲的貿易障壁の特定にあたってUSTRはアメリカ製品・サービスの国際競争力と輸出潜在力やアメリカ企業に対

する中・長期の政府調達実行が図られているか否かなどを考慮することが求められている。また、USTRは優先国の特定を行った後二日以内に、その優先国の歪曲的貿易障壁に関し調査を開始し、同時に三年以内にこれら障壁の除去あるいはそれによってアメリカが受けた損害の補償について交渉しなければならぬ。交渉が不調に終わるか、あるいは解決協定が結ばれてもそれが尊重されていないとUSTRが判断した場合には、第三〇一条に基づく調査は継続され、不公正か否かの判断をおこない、適切な報復措置を決めなければならない。

クリントン政権の国家輸出戦略

このスーパー三〇一条は、通常の三〇一条より強力であるため、スーパー三〇一条といわれる。すなわち、スーパー三〇一条は歪曲的貿易障壁等の存在と貿易交渉相手国として取り上げる優先国を特定し、優先交渉事項の特定化が求められている点であり、これは通常の三〇一条が不公正貿易の調査権限を規定していることと異なる。また、貿易交渉の優先国に対しては、交渉が不調に終わった場合、対抗措置として三年以内にこれら障壁を除去しないし報復措置を含めアメリカの受けた損害の補償につき交渉しなければならず、通常の三〇一条が単に諸外国の不公正貿易慣行の除去を目的としているのとも異なる。したがって、スーパー三〇一条はアメリカからみた不公正貿易慣行の排除を目的としただけでなく、相互主義に基づいて報復手段を發動し、多国間交渉よりも二国間交渉を重視する。この意味で、戦後の国際貿易を支えてきたガットの「多角・無差別」原則を侵しかねない危険性をはらんでいた。また、アメリカ企業の国際競争力強化という目的のもとに対抗措置発動を強力な武器にして早急に問題解決を図る手法は、一歩間違えれば相手国による報復という泥沼化に陥る危険性を含んでいる。このスーパー三〇一条は当初二年間の時限立法であり、一九九〇年末に失効した後、更新されなかったが、九四年三月に再びクリントン政権によって復活された。

さらに、その後、大統領行政令により九七年まで延長された。そして、九九年一月にもクリントン大統領の行政令により再び二年間の時限で復活している。

競争力政策は、先に説明した一九八八年包括通商・競争力法の成立によって経済政策遂行上の基本戦略として位置づけられた。ただ、これは議会主導で提唱されたが、八〇年代のレーガン政権期においては議会の保護主義的動きに対しては大統領の拒否権が行使されるなど競争力政策の遂行にはそれほど積極的なものではなかった。これが貿易政策の基本戦略として位置付けられたのはクリントン政権下である。八八年法に規定される競争力政策は、まず通商規制の強化によってアメリカ国内の産業を保護し、不正慣行に対しては報復措置を強化することで国内経済の復活を図ることであった。その上で技術教育および人的資本への投資を拡大させることで長期的な生産性上昇と国際競争力強化を達成しようというものであった。⁶⁴これは先述したように、一九八〇年代後半以降に提唱される競争力政策が生産能力強化に際して国際競争を重視していることの表れであろう。ここでは、八〇年代後半以降の競争力に関する政策およびクリントン政権下の競争力強化政策に説明をしぼることにする。

競争力強化政策がとられる背景要因には、「政府および民間経済主体の短期的な視野や競争力を促進しない政府の誤ったインセンティブ、さらには米国内に広く存在する国際的な視野の欠如など、米国の経済運営と経済体質⁶⁵」そのものにあつた。すなわち、これまでの誤れる政府の諸政策のためにアメリカ企業は、新しい世界経済の状況に対応することができず深刻な競争力問題を抱えるに至つたのである。本来、アメリカ企業は航空・宇宙、情報通信、エレクトロニクスの三者のハイテク製品輸出において他国の追随を許さない圧倒的な競争力をもっている。⁶⁶このセクターは他産業セクターのハイテク製品群とともに、アメリカ産業全体と比べると明らかに輸出集約的である。これが

海外からの競争の激化と生産のグローバル化によって多くのハイテク産業が相対的に輸入集約的になった。

クリントン政権の通商政策のなかに位置付けられる競争政策は、アメリカ企業とその労働者の世界的な競争力を強化し、その上、国内外企業にとってアメリカを生産の拠点にする国内政策を補完すべきであった。⁶⁷一九九四年二月一四日に発表された大統領経済諮問委員会年次報告による通商政策は、国内では輸出に対する国内の障壁を削減し、輸出促進プログラムの効率性を改善することでアメリカの輸出を促進するという行動主義的な方針で始まっている。新たな「国家輸出戦略」(National Export Strategy) は輸出促進プログラムをスムーズにおこなうために作られた政府機関間の「貿易促進調整委員会」(Trade Promotion Coordination Committee: TPCC) の中で明らかにされている。クリントン政権の競争政策は、国際貿易における各国の商慣行と法律の相違が主要な決定要因になっているとして、制限的な商慣行を是正するための各国間取決めがないことを指摘することから始められる。⁶⁸多くの国の国内市場での国内企業による非競争的商慣行を避けるための反トラスト法あるいは反ダンピング法は、こうした状況を是正する効果をもつが、とりわけ反ダンピング法は外国との競争から国内産業を保護する効果をもっている。こうした制限的な商慣行に対する第一の防御線は、より多くの国の競争政策が効率的に実施され、そのような法律が海外の違反者に対して強制力を容易に実行できるといふものである。⁶⁹

輸出管理・拡大法および Eximbank の位置付け (むすびにかえて)

先述したように、政策当局は国内市場のアメリカ企業の対外市場参入を通商交渉によって相互に市場参入障壁削減を間接的に支援してきたが、国家輸出戦略においては外国の国内企業の非競争的商慣行を避けるために貿易政策による参入障壁だけでなく輸出補助金、貿易金融あるいは投資保険等の金融的支援といった直接的な支援等も同時に展開

している。また、国家輸出戦略における直接的輸出支援が合衆国輸出入銀行 (Eximbank) を通しておこなわれている。これらの輸出支援策は政府関連大規模プロジェクトへの参入支援や貿易金融あるいは貿易投資保険をアメリカ企業に提供することでアメリカ企業の海外市場アクセス、とりわけ新興市場への輸出を促進するものである。さらに、海外民間投資会社 (Overseas Private Investment Corporation: OPIC) を含めると金融・貿易保険面でのアメリカ企業への支援はかなりの規模にのぼる。Eximbankの権限に関しては、貿易促進調整委員会 (TPCC) および国家輸出戦略にもとづき上院において一九九七年輸出入銀行再権限法 (Export-Import Bank Reauthorization Act of 1997) が成立し輸出支援策が多様に展開される。これは一九九二年輸出拡大法 (The Export Enhancement Act of 1992) による Eximbank 条項が修正され、五年間の延長が議決された⁽¹⁰⁾。

Eximbankの金融・保険面での輸出支援は前述、OPICはじめ民間輸出基金公社 (The Private Export Funding Corporation: OEFPCO)、海外信用保険協会 (The Foreign Credit Insurance Association: FCIA) を通しておこなわれるが、輸出信用保険は対外取引の供給および需要の両面で活動することによって輸出を刺激する⁽¹¹⁾。FCIAとEximbankは輸出支援においては緊密な相互補完的な関係にある。また、政策当局は国家輸出戦略の一環として新興市場参入促進のためにこれらの金融的手段を Eximbank および OPIC 等の政府系金融機関を通して供与・支援する。OPICは海外投資プロジェクトに対するアメリカ民間部門の銀行融資のための保証支援もおこなう。PEFCOは Eximbank の保証を伴う商業銀行を通して可能にする固定金利でもって多額あるいは長期間貸付金のための民間資本を集約する。こうした貿易金融促進策の最も重要な側面は新興市場に参入しているアメリカ以外の先進国企業との競争条件の変更を意図していることである。新興市場における競争条件の変更は、具体的には Eximbank のタイド援助資本プロジェ

クト基金の創出やO P I Cによる投資案件上限額の引き上げ等によっておこなわれている。

Eximbankは新興市場に参入するアメリカ企業に大きな影響を与えた。Eximbankのタイド信用支援基金 (Tied aid credit fund) による貿易金融支援策は一九九二年以降、多国間枠組みのなかでO E C D交渉を通して制限的におこなわれたが、Eximbankは一九九二年輸出において約七、五〇〇万ドルのうち約三五〇万ドルを支出している。その後、タイド信用支援基金は有効期限一九九七年九月から二〇〇一年九月まで延長された⁽⁷²⁾。政府によって創出されたEximbankのタイド信用支援基金は一九九七年六月について、輸出促進策に従って二億四、三〇〇万ドルの信用額を供与している。新興市場への他の先進諸国によるタイド援助が市場における先進諸国の企業間競争を歪めていることからアメリカにはアメリカ企業が不公正な競争に直面しているとの認識があった。一九九四年から一九九六年の間、Eximbankはタイド信用支援基金において実際的かつ潜在的な一〇件の対抗的な海外タイド援助信用二七〇万ドルを抑止装置として使用した⁽⁷³⁾。

貿易促進調整委員会 (T P C C) および国家輸出戦略にもとづきEximbankの権限が上院において一九九七年輸出入銀行再権限法 (Export-Import Bank Reauthorization Act of 1997, S.1026) が成立し輸出支援策が展開される。これは一九九二年輸出拡大法 (The Export Enhancement Act of 1992) によるEximbank条項の修正強化の上、五年間の延長が認可された⁽⁷⁴⁾。さらに、政府の輸出管理規制権限は一九四九年輸出管理法 (The Export Control Act of 1949) に起源をもつが、一九九四年輸出管理・拡大法 (Export Administration and Enhancement Act of 1994) によって大幅に修正強化されている。その後、一九四九年輸出管理法は一九五一年、五三年、五六年、六二年および六五年に修正されたが、同法は実質的な効果を挙げることが出来ず、さらに一九九四年輸出管理拡大法によって再修正されるに至る。近年の最も

重要な輸出管理法の修正は先述、一九八八年包括通商・競争力法の貿易法案に含まれている。これは輸出管理の効果を削減することなくアメリカ企業の負担を軽減する管理規制の意図があった。この管理法案は管理規制に関する大統領権限を大幅に拡大する⁽⁷⁵⁾。しかし、こうした一連の輸出管理政策の強化拡大は何度も見直しがおこなわれたにもかかわらず、経済的側面で阻害要因として機能した。ここで政策当局は輸出管理政策を経済的側面とバランスをとるという観点から貿易促進調整委員会(TPCC)を通して重要視し、再編を提唱し始めるに至るのである。

- (1) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1994, p.207
- (2) Ibid.,
- (3) J. David Richardson, "U.S. Trade Policy in 1980's: Turns -and Roads Not Taken," Martin Feldstein, (ed), American Economic Policy in the 1980's, University of Chicago Press, 1994, p.628
- (4) Ibid., p.631
- (5) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1999, p.253
- (6) Ibid.,
- (7) Economic Report of the Council of Economic Advisers, January 2001, p.160
- (8) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1999, pp.255-256
- (9) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1996, pp.254-255
- (10) Ibid., p.255
- (11) Ibid.,
- (12) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1999, p.263
- (13) 田中素香、岩田健治編、現代国際金融、有斐閣、二〇〇五年二月一五日、六五頁

- (14) 前書、六七頁
- (15) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1994, p.244
- (16) Ibid., pp.238-240
- (17) このウルグアイ・ラウンド合意は経済諮問委員会年次報告において、先行するGATT協定の中で、最も広範囲で包括的なものであったことが報告されている。「第一に、それは過去のいかなる協定よりも直接的かつ広範囲に貿易に対する非関税障壁を扱っている。第二に、それは最初にいくつかの主要な製品セクターを、貿易ルールの下に置いている」(“The Annual Report of the Council of Economic Advisers,” February 1995, p.205 邦訳 米国経済白書、毎日新聞社、一九二頁)
- (18) Anna Lanoszka, “The World Organization,” Lynne Rienner Publishers, 2009, p.37
- (19) Ibid., pp.91-92
- (20) The Annual Report of the Council of Economic Advisers, op.cit., p.206
- (21) Ibid., p.205
- (22) Economic Report of the Council of Economic Advisers, January 1993, p.318
- (23) Ibid., p.208
- (24) Anne O. Krueger, “The Political Economy of Trade Protection,” University of Chicago Press, 1996, p.46 一九六一年多国間協定では綿製品を対象として綿製品短期取決め (Short Term Arrangement on Cotton Textiles) を成立させ、続く翌六二年には一九の主要貿易国の間で綿製品長期取決め (Long Term Arrangement on Cotton Textiles) が採択された。この協定は七三年まで延長され、七四年に綿・毛・化繊を含むMFAに拡大された。
- (25) Anna Lanoszka, “The World Trade Organization,” op.cit., p.113
- (26) Ibid., pp.208-209
- (27) Economic Report of the Council of Economic Advisers, January 2001, p.179
- (28) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1995, p.213

- (29) Ibid., p.211
- (30) Anna Lanoazka, op.cit., pp.53-54
- (31) Ibid.,
- (32) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1994, p.225
- (33) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1995, p.220
- (34) Ibid., p.218
- (35) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1994, p.214
- (36) Ibid., pp.214-215
- (37) 佐々木隆雄、アメリカの通商政策、岩波書店、一九九七年一〇月二〇日、一九九頁
- (38) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1995, pp.220-221
- (39) Robert A. Blecker, "The Political Economy of the North American Free Trade Agreement," Robert A. Blecker ed, U.S. Trade Policy and Global Growth, M. E. Sharpe, Inc. 1996, p.138
- (40) 中本悟、現代アメリカの通商政策、有斐閣、一九九九年一〇月二五日、一六〇—一六一頁
- (41) Robert A. Blecker, op.cit., p.140
- (42) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1994, pp.215-216, (邦訳「米国家経済白書」毎日新聞社、一八八—一八九頁)
- (43) Ibid., pp.217-218 (邦訳 前書、一九〇頁)
- (44) Ibid., p.218 (邦訳 前書、一九〇頁)
- (45) Economic of the Council of Economic Advisers, 1996, p.245
- (46) 島山襄、「通商交渉—国益を巡るドラマ」日本経済新聞社、一九九六年一月二二日、五二—五四頁
- (47) Laura D' Andrea Tyson, "Trade Conflict in High-Technology Industries," Institute for International Economics, 1992, p.xiii

- (邦訳 安部司訳「誰が誰を叩いているのか」ダイヤモンド社、一九九三年五月二〇日、xv-vi)
- (48) Ibid., p.133 (邦訳、前書、一八七～一八八頁)
- (49) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1990, p.91
- (50) I. M. Destler, "American Trade Politics: System Under Stress," Institute for International Economics, 1986, p.224
- (51) Ibid., p.226
- (52) Edward S. Kaplan, "American Trade Policy: 1923-1995," Greenwood Press, 1996, p.114
- (53) I. M. Destler, op.cit., p.84
- (54) Edward S. Kaplan, op.cit., p.116
- (55) Ibid.,
- (56) 通商摩擦問題研究会編著、福島栄一監修、「米国の八八年包括通商・競争力法」日本貿易振興会、一九八九年四月七日、一一～一二頁
- (57) 前書、一二頁
- (58) 佐々木隆雄、前書、一二二頁
- (59) I. M. Destler, op.cit., p.6
- (60) 通商摩擦問題研究会編、前書、四三～四七頁
- (61) 宮里政玄、「米国通商代表部」、ジャパンタイムズ、一九八九年一〇月五日、一二三頁
- (62) 通商摩擦問題研究会編、前書、四四～四五頁
- (63) 宮里政玄、前書、一一四頁 (Joan E. Spero, "The Mid-Life Crisis of American Trade Policy," World Today, January 1989, p.13)
- (64) 通商摩擦問題研究会編著、前書、一二頁、立石剛「米国経済再生と通商政策」同文館 平成二二年七月一〇日、三五頁
- (65) 立石剛、前書、三五頁

- (66) Economic Report of the Council of Economic Advisers, February 1994, p.210 (邦訳 一八五頁)
- (67) Ibid., p.214
- (68) Ibid., p.239
- (69) Ibid.,
- (70) U.S. Congress, Senate, Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, Report, "Export-Import Bank Reauthorization Act of 1997," pp.1-2
- (71) F C I Aは一九六一年設置法公布による保証・保険計画の拡大にとまなない、輸出貸付金に向けられる民間資本を政府資本に置き換えることを意図して設置された。また、F C I Aは一九六一年五〇社余という民間保険部門を Eximbank 支援の共同会社に組織したものであった。(J. J. Hillman, "The Export-Import Bank At Work," Quorum Books, 1982, pp.49)
- (72) Export-Import Bank Reauthorization Act of 1997, op.cit., pp.4-6
- (73) Ibid., p.6
- (74) U.S. Congress, Senate, "Export Administration and Enhancement Act of 1994," Report, pp.1-2
- (75) Ibid.,

ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構

——ボツシユ公益財団とクルップ公益財団^①——

吉 森 賢

本稿の目的と意義

ドイツの同族大企業はいかに公益財団の設立により、社会的責任実践と同時に企業の永続性確保と同族企業固有の統治問題解決を実現しようとしているのか。本稿は二社の著名な事例の批判的比較分析を通じて、日本の同族企業の参考に供することを目的とする。

ドイツは日米欧先進工業諸国の中でも大規模の同族企業が最も多い国の一つである。それは日本では廃止され

た有限会社と、その派生形態として有限会社を無限責任出資者とする合資会社 GmbH & Co. KG が同族企業により多用されている事実によっても明白である。ドイツでは同族企業および公益財団統治に関する研究がヨーロッパにおいて最も盛んな国であろう。したがってドイツの経験は日本における同族企業設立の公益財団統治に注目すべき点が多い。

今日ドイツは公益財団の設立ブームにあるとされる。これは設立済みの全財団の九五%が公益財団であること

に現れている。⁽²⁾ ドレスナー銀行の推計によれば二〇一〇年のみで二〇〇〇億ユーロ相当の遺産相続が生じたとされる。⁽³⁾ 〇七年時点では向後五年間ドイツで生じる相続遺産の総額は一兆ユーロと推定された。その背景は第二次大戦後に誕生した多くの企業における急速な世代交代である。これは戦後復興期に形成された巨額の個人、会社資産と九一年のドイツ再統一により旧東ドイツにおいて国有化された土地が所有者に返還された結果による⁽⁴⁾とされる。

ドイツでは二〇〇〇年財団促進法が成立し、財団法現代化法が〇二年七月成立、九月実施され一九〇〇年以来初めて財団に関する民法の規定八〇条―八八条が改正された。⁽⁵⁾ 同時に相続税法、租税通則法上の優遇措置が実施されるに至り、公益財団の設立は急増した。その結果〇七年において公益を目的としない同族財団を除く企業を設立母体とする公益財団は九〇二に達した。⁽⁶⁾ 今日では一、〇〇〇を超える⁽⁷⁾と推測される。

I 同族企業、支配、大企業、経営、統治機構の定義

本稿における「同族企業」とは創業者およびその子孫が支配する企業と定義する。

「支配」とはバリーとミーンズの定義に基づき以下定義の阻止少数議決権を加え「過半数議決権または阻止少数議決権による法的権利、または何らかの影響力行使により、過半数の取締役会役員を選任する権限」とする。⁽⁷⁾

または企業の執行役員Vorstandまたは監査役会Aufsichtsratおよびこれらに類似する機関に創業者同族が最低一人存在する企業と定義する。⁽⁸⁾ 「阻止少数議決権」Sperminorität⁽⁹⁾は持分比率が二五%以上(二五%+一持分)に対応する議決権であり、出資者(株主)総会において七五%以上の賛成票を要する特別決議を阻止するために必要な最低持分または持株を意味する。特別決議の対象事項は定款変更、増減資、清算などであるがとりわけ敵対的買収における会社支配権の変更である。

「大企業」とは上場、非上場に関わらず売上高ないし付加価値創出額においてドイツ独占委員会公表による⁽¹⁰⁾

イツ最大一〇〇社にある企業である。

本稿事例のボッシュおよびクルップ両社は公益財団設立時において以上の条件を満たしていた。ボッシュ社は創業者が公益財団設立を長期的目的として一九三七年株式会社を有限会社に改組し、これを自ら完全所有した。クルップ社は一九六八年の財団設立直前までは五代目相続人アルフリートが単独完全所有者および最高経営責任者である個人会社であった。

「経営」とは「人的、財務的、物理的経営資源の最適活用により企業価値の向上を持続的に確保すること」と定義する。

「統治機構」とは公益財団における業務執行機関に対する監督機関による監督の実効性、および公益財団と設立会社との利益相反関係の可能性排除、を確保する組織と規則を意味する。

有限会社、合資会社などの人的会社の持分所有者は法的用語としては「社員」であるが、本稿においては誤解を避けるためにすべて「出資者」とした。

II 民法財団と代替財団

ドイツにおける財団は法人格の有無により民法財団と代替財団の二種に分類することが一般的である。民法と各連邦州固有の財団法^⑪による財団は法人格を有するので民法財団、法権力を有する財団、独立財団と称する（以下「民法財団」^⑫）。後述事例のクルップ公益財団は民法公益財団である。

他の一つは日本にはない類型で「代替形態」財団（Ersatzformen、以下「代替財団」）である。これは財団としての法人格を有せず、法権力の無い財団、非独立財団とも称する^⑬。ボッシュ公益財団有限会社は有限会社法が適用される公益財団なので代替財団の一種である。同様にボッシュ工業信託合資会社も信託会社が実質的財団である代替財団である。これらの具体的内容については後述する。

1 民法財団 Stiftung des Bürgerlichen Rechts

民法八一条一項を満たした財団は権利能力、すなわち権利義務の主体となり得る法人として認定される（八〇

条二項)。他の株式会社などの法人や社団などとは異なり出資者も会員も存在しない。したがってこれらの支配下になく、それ自身のために存在する自己所有の法人という意味で「独立」(selbstständig)なる形容詞が付加される。

設立認定と監督は各連邦州の公的監督機関の権限であり、財団法は財団の認定と監督に関する詳細を規定する。公的監督機関の権限は認可および監督を含めかなり厳格である。以下に他の主要権限を示す¹⁴⁾…

- ① 定款変更および財団の特定の法的行為の承認
- ② 財団機関の役員解任、損害賠償請求
- ③ 財団機関による措置に対する取消、指示、苦情、代替措置の勧告
- ④ 財団に対する罰金処分とその額の決定

連邦州の財団法間には認定の基準や監督の方法にはかなりの違いがあるため、その統合が進みつつある¹⁵⁾。

財団の定義は存在しないが、その法的意味としての民法八〇条と八一条一項の以下が中核概念とされる¹⁶⁾…

① 財団目的 Stiftungszweck
財団創立者による確定的目的は財団認定申請書 Stiftungsgeschäftとして文書化され、定款 Satzungに明記されねばならない。この目的の遂行は財団の義務であり、その変更は原則として許されない。

② 財団財産 Stiftungsvermögen
上記目的の実現のための恒常的財産であり、一定の価値が常に維持されねばならない。財産は土地、建物、現金、有価証券、債権などである。財団活動にはこれらからの運用収益が使用される。最低財産額は連邦各連邦州により規定される。

③ 財団組織 Stiftungsorganisation
財団の名称、所在地、財団の法的代表者としての執行役会代表者の名前と、財団目的実現のためのすべての規則、統治組織が明記されねばならない。執行役会を監督する監査役会ないしこれに相当する機関が規定されていない理由は、財団が既述の各連邦州の公的監督機関による監督 Stiftungsaufsichtの下におかれるた

めと考えられる。

創立者にとり民法財団の利点と限界は以下にある…

● 利点

① 同族財産の永続化

同族財産が無期限に存続し、その財産価値は維持される。したがって創立者の同族ないし他の利害関係者による財団財産の相続などによる分与、または流用による散逸はあり得ない。

② 創立者意思の確実な実現

創立者の意思と目的が定款により明示、確定されており、その改変は公的監督機関の同意を必要とし、原則として極めて困難である。また財団の解散も資金不足による破綻など重大な事由の場合以外は認められない。したがって創立者の意思・目的が生前および死後においても確実に実現され得る。

③ 公的監督機関による公平な監督

定款の順守およびこれを確実にする財団組織に対す

ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構 (吉森)

る監督が公的監督機関により常時実施される。したがって創立者の意思による公益財団の存続と運営が公平な第三者としての公的監督機関により保証される。

④ 創立者近親者による財団収入の利用

これは同族企業を対象とした興味ある規定である。租税通則法五八条五項により公益財団の創立者およびその近親者は財団収入の三分の一を限度としてこれによる適切な (inangemessener Weise) 生活水準の維持、墓石の保全、追悼行事のために使用できる。

● 限界

その限界は下記の代替財団の利点が得られない点にある。

2 代替財団 Ersatzformen

ドイツの財団の法的形態は極めて柔軟であり、かつ既述の民法財団三要件である財団目的、財団財産、財団に類似する内部機関、を具備する限り、ほとんどの法人形態が認められるといっても過言ではない。例えば財団を

無限責任出資者とする合資会社 *Stiftung & Co. KG* も合法的な法的形態である。この事例は少数であるが大規模同族企業が採用し、その利点は同族による財団への影響力行使と、共同決定法の非適用とされる¹⁷⁾。

代替財団は民法の「代替」(Ersatz)として民法以外の法により設立される財団である。たとえば既述のボッシュ公益財団有限公司のように有限公司、あるいは株式会社¹⁸⁾、信託¹⁹⁾、登記社團²⁰⁾なども公益 (gemeinnützig) なる形容詞が常に表記されるとは限らないが公益財団となり得る。

代替財団はいわば貝の一種である宿借りの如く外殻はこれらの法的形態であるが中身は公益財団である。代替財団には各外殻である法的形態に対応する株式法(日本の会社法に相当)、信託法などの法が適用される。これら代替財団も *Stiftung* なる形態を社号に併記することが認められる²¹⁾。

代替公益財団は以下に示すように民法財団にはない様々な利点により広く普及している。この種の公益財団の利点と限界を以下に示す²²⁾…

● 利点

① 迅速・簡単な設立

民法財団でないので公的監督機関による認定手続きが不要であり迅速な設立が可能である。

② 公的監督機関による監督の不適用

民法財団でないので公的監督機関による監督がない。

③ 定款変更が容易

定款変更は出資者総会により可能であり、公的監督機関による承認も不要である。この利点は長期間にわたり存続する公益財団が時代の環境変化に対応するため特に重要である。カール・ツァイス財団の事例がこれを示す。

④ 資本金の変更および解散が容易

財団財産としての資本金の増減も自由であり、財団の解散も容易である。

⑤ 税制優遇措置の利用可能

公益財団として民法公益財団と同一の税制優遇措置が得られる。

● 限界

その限界は上記利点の裏面であり、創立者の意思が完全、確実に実現されるとは限らない可能性にある。⁽²³⁾ また公的監督機関に代わる財団活動に対する統治機関が設置される必要がある。

Ⅲ 公益財団と私益財団

上記の民法財団も代替財団も公益活動に専従する限り公益財団を設立することができる。したがってこれに関わる税制優遇措置も受けることができる。

1 公益財団 Gemeinnützige Stiftung

「公益財団」とは既述の租税通則法五二条と〇七年実施の改正租税通則法による公益性適格基準を充たすと認定され、相続税、法人税、所得税その他様々な租税の免除・軽減措置などの税制優遇措置が適用される財団であ

る。適格性基準である公益目的が租税通則法の上記条項により科学、研究、芸術、教育、医療など二五項目にわたり具体的かつ詳細に例示されている。

この租税優遇措置により約九五%の企業設立による財団は公益財団である。⁽²⁴⁾ これに対して私益財団⁽²⁵⁾は個別同族、個別企業などの私益を目的とする。これについては後述する。

民法公益財団の設立申請は民法八〇―八一条に基づき各連邦州の監督行政庁に対して財団名、財団住所、財団目的、財団財産、財団理事会組織および定款により構成される財団認定申請書 (Stiftungsgeschäft) 提出によりなされる。

監督行政庁による公益財団としての認定は、財務行政庁による上述の税制優遇措置の適格性基準を満たすことが前提条件である。したがって財団の公益性認定は財務行政庁が実施する。これにより公益性が認められれば証明書が交付され、申請者はこれを当該連邦州の税制優遇措置に提出することにより公益財団設立の認定手続きが開始される。⁽²⁶⁾

本稿はドイツ大同族企業により設立される下記の「企

業設立公益財団」を検討の主たる対象とする。

民法財団の公益財団は「公益財団法人」、代替財団の公益財団は有限会社の場合は「財団有限会社」とすべきであるが、煩雑なので一般的名称としてはいずれも公益財団と表記する。

企業公益財団 *Unternehmensnahe gemeinnützige*

Stiftung

「企業公益財団」とは営利企業により設立される公益財団である。この型の公益財団は次の三種に分類される：

(1) 資本保有型公益財団 *Beteiligungsträgerstiftung*

最も多く産業界で利用されている形態である。公益財団は設立会社の株式、持分も一部またはすべてを基本財産として保有することができる。²⁷ 公益財団はこれらから持分、株式に対する配当収益により公益活動に専念する。したがってこの種の公益財団は設立会社の経営に介入することはなく、また設立会社からもその運営に介入されることはない。この意味で公益財団の

設立会社からの独立性は確保される。

この典型的事例は後述のローベルト・ボッシュ公益有限会社である。

(2) 企業支配型公益財団 *Unternehmensträgerstiftung*

この型の財団は企業の株式、持分の譲渡により設立された公益財団が公益活動に従事すると同時に、これらの株式、持分に付属する議決権により設立会社を支配および経営する。²⁸

この事例は後述のクルップ公益財団である。

(3) 公益財団会社 *Stiftungsunternehmen*

企業が株式会社や有限会社等と同様に公益財団としての法的形態により経営される場合これを公益財団会社と称する。日本では存在しない法的形態である。

顕微鏡その他光学機器の伝統的企業ツァイスとショットの二社を擁するカール・ツァイス財団はその著名な事例である。両社は〇四年七月株式会社に転換した。その最大の原因は一〇〇年以上以前に規定された財団定款が今日の経営環境に適応できなくなったた

めとされる。すなわち財団としての資本市場における資本調達の困難、経営者・社員の営利観念の希薄、企業利益の軽視などが要因とされる²⁹⁾。

公益財団としての社会貢献の目的と営利企業としての営利目的が本質的に異なるため、利害相反関係が生じたことが基本的要因と思われる。今日この種の財団は合資会社との複合形態で少なくとも二社が知られている。しかし利点が少く、設立も困難とされる³⁰⁾。

民法公益財団と代替公益財団

以上述べた企業公益財団は民法公益財団と代替公益財団のいずれの形態としても設立が可能である。しかし民法公益財団は単一の名称のみであるが、代替公益財団の場合は設立母体の法的形態に対応する複数の財団名がある。これは後述のボッシュ公益財団有限公司と同業信託合資会社の二種の代替公益財団形態を理解するために必要なので以下に特記する…

- (1) 公益財団有限公司 Stiftings-GmbH
既述のようにこれらの公益財団には有限公司、株式

ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構 (吉森)

会社などの法が適用される。有限公司の場合は後述するボッシュ公益財団有限公司 Robert Bosch Stiftung GmbH のように GmbH、または GmbHg、gGmbH、GmbHG として公益目的 gemeinnützlich を明示する³¹⁾ または G が語頭または語尾に表示される。ドイツにはこの種の財団が他に I T ソフトの P A P 社設立の Dietmar-Hopp-Stiftung GmbH など約一〇〇あるとされる³¹⁾。

- (2) 信託財団 Treuhandstiftung, Treuhänderische Stiftung

信託契約は財団の原型とされ、ドイツでは少額の資金による公益財団の形態として利用され、三万五千から四万存在すると推定されている³²⁾。公益信託財団は信託法が適用されるので財団有限公司と同様に民法上、租税通則法上の公的監督機関の認定、監督の対象とはされない。その事例はボッシュ工業信託合資会社である。この法的形態は財団ではなく合資会社であるが、その実態は信託財団であり、私益財団でもある。私益財団である根拠はその設立が後述するようにボッシュ同族に由来するからである。

2 私益財団 Privatnützige Stiftung

同族財団 Familienstiftung も既述の公益条件を満たせば公益財団になり得るが、私益財団の代表的例として取り上げられることが多い。

いずれの場合でもこの財団形態は以下の目的および利点を有する…

● 利点

① 同族財産の維持

最大の利点および目的は同族財産の同族財団への一括移転による相続による分割防止と永続化にある。これにより同族財団の財産が同族の相続権から絶縁され、財産分割から完全に保護される。同族財団の成員には財団の解散権、持分・株式を含む財団財産の第三者への譲渡権、議決権、監督権、情報権が与えられていない。

② 同族による支配と経営の永続化

同族が経営者として企業を永続的に支配、経営することができる。同族に適切な後継者がいない場合でも同族が経営活動を非同族の経営者に委任することによ

り企業を財団の形で永続することができる。

③ 同族財産の私的利用

財団財産の運用収益および新規寄付金を同族が私的に使用できる。その用途は定款に明記されるが例えば子女の教育、結婚・出産、経済的困難、親族墓地の維持などに際しての経済的支援である。³³

● 限界

以上のように同族財団は私的目的のためのみ設立される場合は公益財団には認められる税優遇措置が得られない。その結果法人税と財団受益者の所得に対して三八・二八%の税負担が毎年生じる³⁴。さらに同族財団は無期限に存続するが自然人と見做され、自然人と同様に三〇年を世代交代時期として毎交代時期に財団の全財産に対して相続税に代わる相続代替税 (Erbersatzsteuer) の負担が生じる。しかしこれは通常の一時払いではなく三〇年間の分割払いが可能であるので資金繰りへの影響は少ない。ただし年率五・五%の金利支払いが発生する。³⁵

しかし二重財団ではなく、単独の同族財団が公益財団として活動し、認定されること可能であり、その場合は租税通則法上の優遇措置の対象となる。

3 二重財団 Doppelstiftung

これは既述の公益財団形態のいずれにも属さない独立した形態である。私益財団としての同族財団と公益財団の二種の財団とが併設されるので二重財団と称する。二重財団は以下に示す合理性により今後大きく発展すると予測されている。³⁶ ドイツにおいて五〇〇から六〇〇の同族財団が存在するとされる。³⁷ この数字は単独の同族財団および二重財団を形成する同族財団の双方を含むものと推定される。

ボッシュ社の二重財団は変形型であるので、以下に理解しやすい純粋な二重財団の実例をトリポス有限公司 TriPos GmbH により説明する。³⁸ 同社はドイツ最大の格安家具連鎖店を経営する同族企業であり、年商一〇億ユーロ（約一一〇〇億円）、ドイツ全国に八五五の拠点と従業員五七〇〇人を擁する。

同社の公益財団の目的は商業教育の助成であり、若年者を対象とするケルン大学商学研究所などにおける商学研究のための奨学金授与などである。

同社二重財団の利点と限界は以下に要約できよう³⁹…

● 利点

① 同族企業の永続化

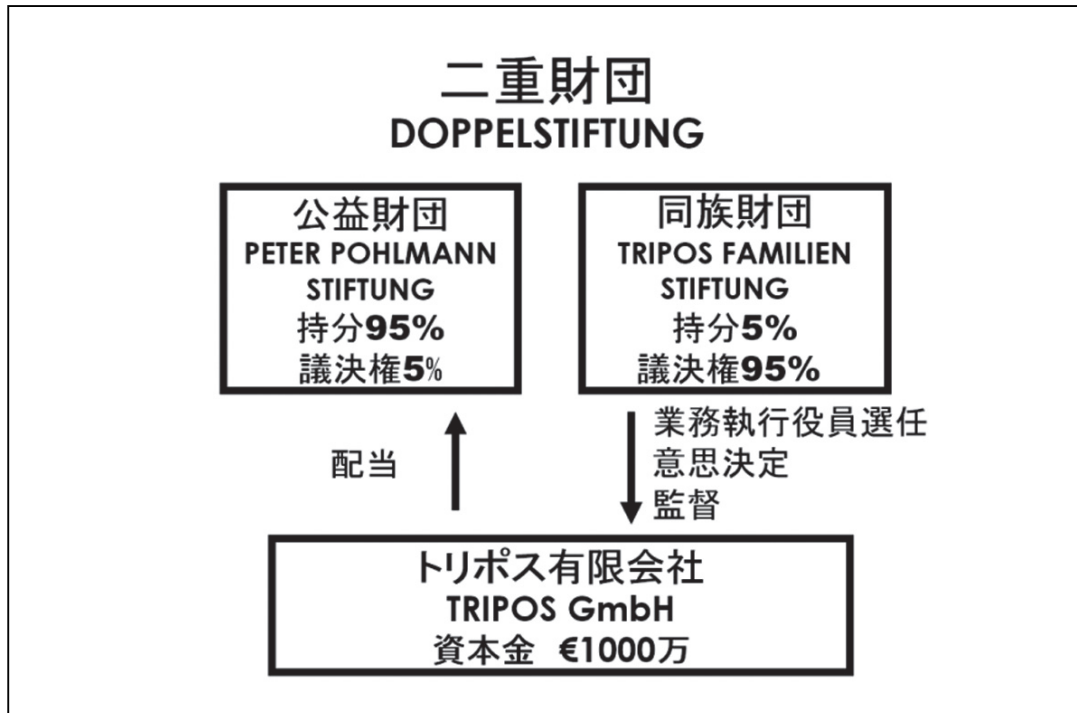
同社の公益財団は同族財団兼事業会社の九五%の持分を保有しこれに対応する配当収入により公益活動資金を確保する。しかしこの持分の議決権は五%なので事業会社であるトリポス有限会社への影響力は限定的である。これとは対照的に同族財団が事業会社に保有する持分は五%と僅かであるが、その議決権は九五%を占めるので事業会社をほぼ完全に支配できる。

公益財団設立により事業会社の経営者が同族により継承されるとされないに関わらず、創業者あるいは同族の名前と公益事業は永続される。

② 公益財団と同族財団の独立性

このように二重財団の特質は目的の異なる公益財団

図表 1



資料：Organigramm der Gemeinnützigen Peter Pohlmann Stiftung in *Die Stiftung*, Sonderausgabe: Familienunternehmen und Stiftung, März 2010, pp.76-77 に基づき作成

と同族財団が組織的にほぼ完全に分離されるため、それぞれの独立性と自由度は高い。

③ 事業会社の支配と経営権の維持

同族財団により同族が事業会社を支配、経営することができ、同族に経営者としての後継者がいない場合は外部からの経営者を採用することも可能である。その場合同族はその監督にあたる。したがって廃業ないし売却などをせず、企業を永久に持続させることが可能である。また子孫に事業承継を強制するのではなく、その人生設計の自由な選択を尊重できる。

④ 節税

同族の企業資産の大部分が公益財団に譲渡される結果、同族財団のみを設立する場合に比較して相続税、贈与税その他の節税効果が既述の租税通則法による優遇措置により向上する。

⑤ 同族の生活基盤

同族財団により同族の生計が保障されるが、既述の

ように租税通則法により公益財団の収入の三分の一は同族の妥当な生活水準に維持に利用可能である。

⑥ 従業員動機付けと誇り

同族財団の従業員の動機付けが向上する。彼らに同族利益のために働くのではなく、間接的ではあるが公益財団を通じて社会的福祉のために貢献するという意識が生じるからである。これは従業員の誇りの源泉ともなり得る。

● 限界

二種の組織が必要となるので設立と管理が複雑かつ費用を要する。

IV 公益財団の設立動機

ベルテルスマン公益財団の調査によれば、同族企業による公益財団設立動機は教育支援が最多で九二%、次いで従業員福利厚生制度が八七%、三番目に環境問題で八一%である。以下、健康、社会問題、科学研究、政治、スポーツ、文化、国際、宗教と続く。教育支援は大学そ

他の教育機関への研究助成であるが、資金提供企業の事業に関連する課題が多いとされる。その他後継者教育、インターンシップ、児童への企業に関する教育などが主要助成対象である。従業員福利厚生に関しては幼児園の建設、従業員の動機付け向上対策、社内余暇活動への支援などである⁴⁰。

複数回答により圧倒的多数の回答者七一%にとり財団設立の最大の動機は長期にわたり創立者の基金が確実にその意思実現のために利用されることにあった。四三%が死後において創業者自身ないしその子孫が創業者の生涯の足跡を社会貢献の形で残すことであり、四一%が租税通則法による優遇措置を最も魅力ある選択肢として公益財団を選択したと回答した。

ドイツ財団協会によれば公益財団創立者の最大の目的は三二%で社会貢献であり、一五%が教育訓練と芸術・文化、一三%科学・研究、五%環境保護である。私益目的の財団設立は五%であった。その他は様々な目的であった⁴¹。

別の調査によればドイツ同族企業による公益財団の設立は以下の目的の解決にあるとされる⁴²…

- 同族支配と企業独立性の永続化
- 社会的貢献と会社への信頼性向上
- 後継経営者・財産相続問題の解決
- 同族企業財産の相続分割による散逸防止
- 同族統治と企業統治の統合性実現
- 創業者の偉業の永続的記念
- 創業者の経営理念・企業文化の堅持
- 同族の生活水準の維持、確保
- 相続税その他の節税

その他共同決定法の適用除外、開示義務の軽減、同族出資者の法的リスク軽減(合資会社の場合)、所有と経営との統合・分離の選択、同族結束力の永続化、証券市場による追加的資金調達ないし株式公開(上記の合資会社における無限責任出資者としての公益財団)などが挙げられる。

V 事例

以下にドイツの代表的な大同族企業二社の設立による公益財団について、その統治構造の実態を比較分析する。

両社を選択した根拠は大同族企業としての著名さであるが、財団統治が対極にあると言える程度に異なることが判明した。これによりドイツの公益財団の統治機構とその実効性がより鮮明に評価できると考える。

1 ローベルト・ボッシュ公益財団有限公司 Robert Bosch Stiftung GmbH

同公益財団(以下ボッシュ公益財団)は二〇〇九年の財産簿価五二億五千万€(約六九〇〇億円、二〇〇九年ボッシュ社年間平均為替レート⁴³一€＝¥一三〇)を有するドイツ最大の公益財団であり、その同年公益活動支出額は六四〇〇万€(約八億三千万円)に達する。約一〇〇人の職員が年間八〇〇件の財団および外部からの活動案件を処理している⁴⁴。

同公益財団には二つの特質がある。第一に公益財団の法的形態が有限会社であること、第二が二重財団であること、である。

この公益財団の前身であるボッシュ財産管理有限会社は一九二一年に設立された。その具体的目的は公衆衛生、病院経営、臨床薬学、臨床医学史を中心とし、国際理解、

教育、芸術・文化、人文・社会・自然科学の研究・教育にわたり、今日まで継承されている。

事業会社としてのボッシュ社は創業者ローベルト・ボッシュ（一八六一～一九四二）により一八八六年に設立された。自動車用エンジンに不可欠の点火プラグの革新と生産から出発して、自動車機器を中心として電動工具、家電、包装機器、産業技術などへ多角化を進め今日に至る。有限会社であるにもかかわらず自動車機器における世界最大級の企業であり、二〇一〇年世界従業員数二七万人、売上高約三八二億ユーロ（約五兆円）を計上した。⁴⁵

以下に「ボッシュ」なる名称は創業者ローベルト・ボッシュ、または同社の四種の利害関係者の総体を意味する。これら利害関係者とはボッシュ公益財団、事業会社であるローベルト・ボッシュ有限会社⁴⁶（以下ボッシュ有限会社）、この事業会社の最高意思決定機関・監督機関であるローベルト・ボッシュ工業信託合資会社⁴⁷（以下ボッシュ信託合資会社）、そしてボッシュ同族、により構成される。

ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構（吉森）

創業者ボッシュの企業理念

今日に至るまで継承されている創業者の企業理念の二つの柱の一つは企業の財務独立性 *finanzielle Unabhängigkeit* である。同社の有限会社の法的形態は株式市場と金融機関に依存せず、主として自社の可処分キャッシュフローにより成長を遂げたことを象徴する。ボッシュは死去の四年前の三八年、遺言と彼の後継者へ向けた企業理念を策定した。すなわち…

「私の心からの願望はローベルト・ボッシュ有限会社が代々にわたり可能な限り長期に持続し、いかなる時もその財務的独立性を確保し、自主独立を堅持し、行動力を発揮することである」⁴⁸。

そして社会的責任 *Gesellschaftliche Verantwortung* を二つ目の基本理念として「ボッシュ家の子孫が末永く会社と一体化し、会社の利益の一部を公益のために使用することである」と表明した。⁴⁹

これは以下に示す自社の従業員の労働条件の改善の延長線にあった。

九九（二二二）

従業員福祉政策

ボッシュ社はクルップ、光学機器のツァイスと並び、従業員福祉を重視する人事・労務政策によりドイツの模範的大同族企業として著名である。しかしその政策は一九世紀に一般的な上から下への一方的・温情的性格ではなく、あくまでも従業員の自主独立を尊重する形でなされた。たとえば創業者は従業員用の社宅を建設しなかつた理由を、「そのようなことをすれば従業員は労使関係において（経営者に対する）自由度を失うことになら」と述べたとされる⁵⁰。他方で彼は中世の富豪企業家フッガーと同様に地域の住宅困窮者のためには集合住宅を建設した。

ボッシュは一九〇六年には八時間労働を導入し、一〇年には週五日制と有給休暇の導入、一二年には賃金が地域の精密機械産業の平均を六二・四%上回っていた。二七年には会社が拠出金を全額負担し、勤続一〇年以上四〇歳以上の従業員を対象とする年金制度と遺族年金制度を開始した。これらを快く思わない他社所有経営者は彼を「赤いボッシュ」(“der rote Bosch”)と揶揄した⁵¹。しかし現場の従業員らは日常的会話で「ボッシュおや

じ」(“Vater Bosch”)と呼んだ⁵²。

彼の社会的責任理念の思想的源泉は社会主義にある。それは二三歳時のアメリカでの労働者としての経験による。ボッシュは一八八四―五年約一年アメリカで働き、労働組合に加盟し、シカゴ地域に多いドイツ系移民労働者が劣悪な労働条件で働かされ、その改善を要求する多くのデモ参加者が警察の銃弾の犠牲となる状況を体験した⁵³。この一労働者としての過酷な経験を通じて彼は社会主義に開眼した。それはアメリカから婚約者に送った手紙の中で「私は社会主義者である」と宣言するまで信条となった。ボッシュの従業員の目線からの福祉政策と社会的責任理念はこの体験と政治的信条により理解されねばならない。

第一次大戦後直後においてボッシュは偶然同じ集合住宅に住む穏健改革派社会主義者であるカール・カウツキーと一時的ではあるが家族的親交があった。また社会民主党SPDの党員ではなかったが選挙資金を寄付するなどその支援者であった。しかし一九一二年同党幹部の扇動によるストライキがボッシュの工場で勃発し、同党との関係を清算した。その後は自由主義左派のドイツ民

主党D D Pを支援し、同党のフリードリヒ・ナウマン帝國議會議員がベルリンに設立した政治学大学の校舎を寄贈した。ナウマンはワイマル憲法における基本権の制定に多大な貢献をした人物である。その第一四条第二項所有権の社会的責任条項は今日の共同決定制度の憲法上の根拠となっている。⁵⁴

公益・人道的活動の実践

ボツシユは公益財団を設立する以前に公益活動を展開していた。その最初の事業は一九一〇年代におけるホメオパシー病院と結核療養所の建設である。一四年勃発の第一次世界大戦以前に資金を手当し、既に土台工事が終了していた。しかし戦争開始により戦後の二一年に完成した。またボツシユはネッカー河運河の建設を地域経済発展のためにより緊急と考え、戦時中に得た特需利益をそのために投入した。

その後、既述の低所得者用集合住宅、ナチス時代にはユダヤ人のための国外脱出資金の援助が秘密裏に危険を冒してなされた。その他、シュツットガルト大学などへの寄付金提供など、三〇以上の公益事業を実現した。⁵⁵

一九二一年―ボツシユ財産管理有限会社

戦中、戦後の上記活動を通じて、ボツシユは同族間の争いの可能性を排除し、企業の長期的持続と成功を確保するための方策を模索し続けた。その第一段階として一九二一年ボツシユは将来の公益活動をも統合する会社としてボツシユ財産管理有限会社⁵⁶を設立した。これが今日のボツシユ公益財団の前身である。第二段階は戦中一七年設立のボツシユ株式会社の有限会社への転換であった。このためボツシユは経営者保有の株式を買い戻し、三七年に有限会社に改組した。

一九三八年―遺言策定

既述のようにボツシユは死去の四年前に彼の後継者へ向けた基本方針の中で会社の永続性、財務的独立を強調した。同時にボツシユは最も信頼する七人の同社経営者を遺言執行者に指名し、これらに遺言の執行を委ねた。それによりボツシユの死後、法定期間三〇年以内にローベルト・ボツシユ有限会社の持分を公益財団の前駆組織としての上記ボツシユ財産管理有限会社へ譲渡すべきか、するとすればその期日を決定しなければならなかった。⁵⁷

四二年三月彼の死後これら遺言執行者は遺産の管理業務を開始し、ナチスの介入を回避し、第二次大戦後の混乱を乗り切った。

一九六四年―公益財団ボツシュ財産管理有限会社の設立―六九年ボツシュ公益財団有限会社への改名

戦後に業績が回復し、安定したこの時期に今日のボツシュ公益財団を中心とする組織関係が遺言執行者らにより確定された。

これにより今日のボツシュ有限会社の資本金一二億ユーロの持分比率は以下となっている…

ボツシュの意思に基づき遺言執行者らによる要請により、ボツシュ同族の保有する事業会社ボツシュ有限会社の持分は上記により移譲された。これに基づき六四年公益財団ボツシュ財産管理有限会社は公益活動を開始した。

同時にボツシュ財産管理有限会社は持分に付随する九三%の議決権を新設のボツシュ信託合資会社へ譲渡した。この結果上記のようにボツシュ信託合資会社は持分〇・〇一%に関わらず、この議決権によりボツシュ有限会社を支配できる。

しかし議決権が理由なく無条件で他の法人に譲渡されることは考え難い。また信託会社は信託契約無しで存在し得ない。この信託契約に関するボツシュ社による会社の公表資料は調べた範囲では皆無である。おそらくボツシュ財産管理有限会社を委託者とし、ボツシュ信託合資会社を受託者とする信託契約が締結されたであろう。この信託契約により議決権譲渡の反対給付として、ボツシュ信託合資会社がボツシュ財産管理有限会社の代理人として事業会社ボツシュ有限会社に対する最高意思決定・監督権を行使すると推定される。六九年ボツシュ財産管理有限会社はその公益財団としての使命を明確にするためにローベルト・ボツシュ公益財団有限会社へ改名され、今日に至る。以上の組織関係は創業者ボツシュにより遺言に規定されており、六四年の財団設立以来変更されていない。

ボツシュ社の二重財団

上記のボツシュ公益財団とボツシュ信託合資会社より構成される二重財団はドイツでは広く知られており、二重財団の説明にしばしば紹介される。しかし既述トリポ

	持分比率%	議決権%
ボッシュ公益財団有限会社	約 92.00	0
ボッシュ同族	7.99*	7
ボッシュ工業信託合資会社	0.01	93
合計	100.00	100

資料：ボッシュ公益財団ホームページ www.bosch-stiftung.de/content/language1/html/3290.asp
 *上記ホームページによれば7であるが、それでは合計が100%にならない。

ス社の標準的形態とは異なる一変形である。すなわち公益財団の法的形態が公益有限会社 Gemeinnützige GmbH であり、ボッシュ信託合資会社は同族財団に相当すると言える。その根拠は第一にボッシュ信託合資会社において同族代表クリストフ・ボッシュが有限出資者であるからである。第二にボッシュ信託合資会社に譲渡された議決権はもともとボッシュ家相続者がボッシュ公益財団へ譲渡した財産に由来するためだからである。したがってボッシュの組織関係は実態的には「典型的な二重財団」(“eine klassische Doppelstiftung”)⁽⁸⁸⁾ である。次になぜ民法上の公益財団

ではなく、これらの代替財団形態が選択されたのかの説明が必要である。その理由は創業者ローベルト・ボッシュが公的監督機関による民法上の公益財団の監督の範囲と厳格さについて不信を抱いていたためである。公益財団設立を遺言に明示する一九三八年において公益財団に対する監督機能は初期的段階にあった。このためボッシュは慎重を期して監督機関による認定と監督の対象とはならない有限会社法による公益会社を選択した。⁽⁵⁹⁾ 同じ理由により同族財団の内部機関の構成員に対する監督機関の介入可能性を回避するため、民法上の同族財団ではなく信託法および合資会社法が適用されるボッシュ信託合資会社を選択された。⁽⁶⁰⁾

以下に各利害関係者間の関係と内部組織について検討する。

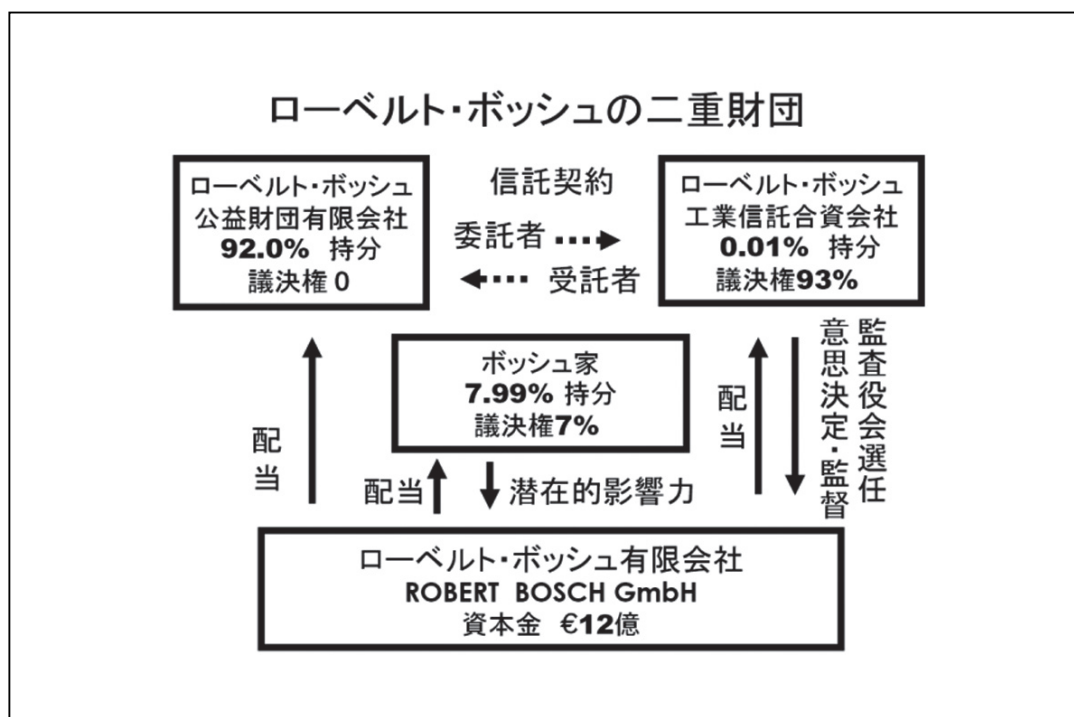
(1) ボッシュ公益財団有限会社
 ボッシュ公益財団は設立会社であるボッシュ有限会社
 の資本の九二%を有し、これに相当する配当収入が財団の活動資金となる。しかし議決権は皆無なので設立会社に対する議決権による法的影響力は無い。すな

わち公益財団としての設立会社からの独立性は高い。ボッシュ公益財団の九人より構成される評議員会 Kuratorium の会長および評議員は外部者である。しかし創業者の意思に従いボッシュ家代表として創業者の孫クリストフ・ボッシュと他に一人の同族が委員として参画しており、創業者の意思の実現を監督できる。

(2) ボッシュ工業信託合資会社

ボッシュ社全体における統治機構として最重要の権限と地位を有する組織体がこの合資会社である。同社は事業会社ボッシュ有限会社の最高意思決定機関および監督機関であるが、その役割は判で捺したように「経営者的 出資者機能」“*unternehmerische Gesellschafterfunktion*”の二語のみで説明され、それ以上の詳細は調べた限りでは公表されていない⁶¹。たしかにその構成員一〇名はすべて「出資者」であり、二名が無制限出資者で、残り八人が有限責任出資者である。また従業員・労働組合代表役員が存在せず、全員がボッシュ有限会社の監査役会会長と副会長、業務執行最高責任者と次席業務執行責任者および実質的に

図表 2



注：信託契約の破線は著者による推定を示す。本文参照。

資料：www.bosch-stiftung.de/content/language1/html/389.asp その他に基づき作成。

これらにより招聘された社外役員なので「純経営者の」である。

ボッシュ工業信託合資会社の存在理由を理解するためにはボッシュ公益財団が設立された一九六四年においてボッシュ有限会社が五二年制定の経営組織法⁶²による共同決定制度の適用下にあった事実を知ることが重要である。それによれば監査役会の規模は資本金により決定され、最大二人でその構成は資本側役員一人、労働側役員七人と定められていた。同社はこの規模に該当したと推定される。

今日同社は一九七六年共同決定法の適用対象企業であり、監査役会は資本側役員一〇人、労働側役員一〇人、計二〇人より構成される。議決権はないが執行役会役員も、監査役会に出席するのがドイツでは一般的慣行であり、これに事務局管理者を入れれば総勢三〇人近くの会議体となる。ボッシュ有限会社は非公開会社であるので監査役会の法定開催回数は最低半年に一回、年二回（株式会社一〇条三項、公開会社は各二回、計四回）と少ない。ボッシュ有限会社における開催回数は公開会社でないので公表されていない。

ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構（吉森）

以上によりボッシュ工業信託合資会社の意義は資本側代表および経営陣にとつてはさらに強化されたと考えられる。

以上の状況に基づき、ボッシュ工業信託合資会社の特質、構成員、目的は以下のように推測できる…

① 特質

● 非公式の監査役会

合資会社の法的形態を有するが実態は一種の非公式監査役会である。

● 共同決定法抜きの監査役会

共同決定法抜きの監査役会である。すなわち従業員・労働組合代表一〇名が出席しない。つまり日米英仏の単層型取締役と変わるところがない。

② 構成員

無限責任出資者は出資者総会議長として全出資者を代表するボッシュ有限会社の Scholl 監査役会会長と同監査役会 Todenhöfer 役員である。二人の前職はそ

れぞれボツシユ有限会社の最高業務執行責任者と次席業務執行責任者である。他の八人は有限責任出資者であり、同族代表とボツシユ有限会社の監査役会役員三人(元UBS銀行頭取、チューリヒ工科大学学長、Vattenfall社CEO)と監査役会役員を兼務しない外部出資者二人(BASF執行役会会長と流通大手のOtoグループの監査役会会長)そしてボツシユ有限会社のEhrenbach最高業務執行責任者やDais次席業務執行責任者、である。

以上によりボツシユ有限会社の役員経験者を内部者とし、それ以外を外部者と定義すれば、上記の構成員は内部者四人、外部者五人である。同族代表をいずれにするかが問題となるが、外部者として扱うのが適切である。同族代表は公益財団の評議員会委員として事業会社の監査役会および業務執行責任者を監督する立場にあるからである。

③ 設立動機

以上によりボツシユ信託合資会社の設立動機は以下に推測されよう。

● 適時・迅速な意思決定とその実行
従業員・労働組合代表が出席しない一〇人の構成員の会議であり、詳細な討議が可能であり、かつ結論が必要に応じて迅速に得られる。業務執行責任者二人の出席により決議は迅速に実行されると推測される。

● 経営者のみの自由な会議体
従業員・労働組合代表が出席する正式・法的監査役会会議と比較して、より自由に経営者の観点から討議ができる。特に生産能力の海外移転などの従業員・労働組合代表が反対するような問題についても経営者の視点から検討できる。

● 容易な会議開催
必要に応じて会議の招集が可能であり、緊急事態や経営状況の変化に機敏に対応できる。監査役会の法的開催回数は上記のように少なく、これでは緊急な意思決定はほぼ不可能である。

● 現場状況に基づく意思決定

監査役会と現場を知る業務執行責任者が一同に会することにより、現場に直結した意思決定が可能である。共同決定法による監査役会においては執行役員には議決権がない。

● 監査役会の準備会議

正式のボッシュ有限会社の監査役会のための経営者側の準備会議として監査役会に提出する議題や提案を決定できる。

● 非同族出資者による監督機能

半数が外部の非同族出資者であるので、同族代表と共に事業会社の監査役会および業務執行責任者に対してある程度の監督機能の発揮が可能である。すなわち両機関に対する最上位の監督機関として機能できる。

ボッシュ有限会社 Robert Bosch GmbH

設立会社・事業会社としてのボッシュ有限会社は既述のようにボッシュ信託合資会社の支配下にある。ボッ

シュ有限会社の執行役員は自社の監査役会の監督下におかれ、自社の監査役会はさらに上記ボッシュ信託合資会社の監督下におかれることになる。すなわち二階層・二重の監督下にあると言える。監査役会役員には既述の創業者の孫が同族代表として情報共有、戦略的意思決定に参画している。

ボッシュ同族集団 Familie Bosch

同族の詳細は公表されていないが、創業者の再婚による二人の子供 Robert Bosch Jr. と Eva Madelung とその長男である同族代表クリストフを含む創業者の八人の孫により構成されると伝えられる。⁶³ クリストフ同族代表は⁶⁴ 公益財団評議員会、工業信託合資会社、事業会社の監査役会のすべての機関の一員として参画する。これにより同族の情報共有権と潜在的影響力は確保される。

創業者の既述の基本方針に従い、同族は事業会社における約七%の議決権により、同族代表と他に一人の二人の同族が監査役会役員として執行役員を監督する。後述のクルップ公益財団におけるように同族が事業会社の監査役会や財団活動から排除されない。この同族持株は事

業会社の監査役会における意思決定に影響力を及ぼすというよりは、同族の生活基盤を確保し、創業者の経営理念・企業文化の継続性を監視するための議決権と考えられる。事業会社に対する影響力についてはボッシュ・信託合資会社はその九三%による議決権と社外役員の間接能力によりはるかに高い企業統治の実効性を確保すると推測される。

クリストフ同族代表はもの静かな性格で低い声で話し、経営上の意思決定に積極的に参画することは少ないと報道されている。また自分は人を支配する役割は向いていないとし、調停型、司会者型であると言う。これは事業会社の業績が同族にとって満足すべき水準であるためであろう。ボッシュの同族代表によれば以上の財団形態と組織関係に満足しており、これを改変する意図は全くない⁶⁵と伝えられている。

2 クルップ公益財団 *Alfried Krupp von Bohlen und Halbach Stiftung*

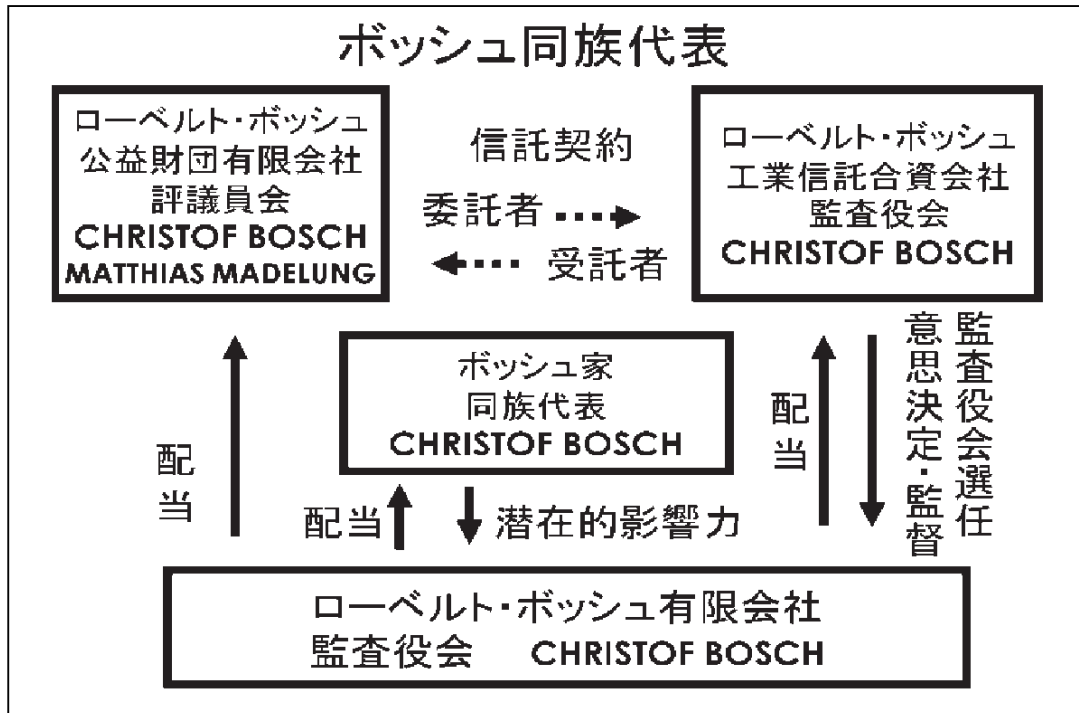
アルフリート・クルップ・フォン・ボーレン・ウン
ト・ハルバッハ公益財団 (以下クルップ公益財団) はク

ルップ家最後の五代目単独所有者兼最高経営者アルフリート (*Alfried Krupp*, 一九〇七—一九六七) の六七年四月の公表と遺言により設立された。〇九年度におけるこの公益財団の財産簿価は約一〇億ユーロ (約一三〇〇億円、一€＝一三〇円) でありドイツで九位であり、公益活動支出額では一〇位以下である⁶⁶。

その設立過程はまずアルフリート自身が単独で完全所有する個人会社クルップ社を有限会社に改組し、これにその個人財産を移転することにより開始された。アルフリートには既述の当時三〇歳に達しない一人息子アルントがいた。法定相続人であったが後継者となる意思も能力も有しなかったとされる。

アルントとの遺産相続放棄の交渉はアルフリートに代わり後述のクルップ社の実質的最高経営責任者バイツが行った。バイツはアルントを年二〇〇万マルクの終身年金の提供により相続権放棄を説得させた⁶⁷。同様に公益財団設立により相続権を失ったアルフリートの生存する兄弟四人と他の同族二人の法定相続者に対してはクルップ有限会社からそれぞれ一、一〇〇万マルクの補償金が無税⁶⁸で支払われた。

図表 3



注：図表 2 の注釈と資料を参照。

これにより事業会社のクルップ有限会社は同族所有から完全に分離され、公益財団による所有と支配下に入った。一九九二年同有限会社はヘッシュ社との合併を自社株式で支払うために株式会社へ改組された。この合併はヘッシュ株一〇に対してクルップ株一三と現金六〇DMの条件によりそれぞれの株主総会で賛成決議された。⁶⁹⁾

クルップ社は今日大手鉄鋼企業の一つであるが、戦前においては世界的な兵器・武器企業であった。このためアルフリートは第二次世界大戦の戦争責任の一端を問われ、四八年ニュルンベルグ裁判により一二年の禁固刑と全財産の没収が宣告された。しかし五〇年朝鮮戦争勃発とソ連との冷戦激化がこれを変えた。西ドイツの産業復興を必要としたアメリカはマクローイ高等弁務官を通じて五一年恩赦により刑期以前にアルフリートを釈放し、同時に彼のクルップ社における個人財産を全額返還した。

従業員福祉の伝統

従業員福祉に対する義務は最も重要なクルップ家の伝統理念である。

アルフリートは五三年再び自己が完全所有する個人会

社グループ社の最高経営責任者の地位に就任した。首脳経営者を招集した最初の会議で設備投資の必要性を強調する彼らに対して「まず従業員、その次が機械だ。それが当社の一〇〇年来の伝統だ」と言明して彼らを驚かせたという。⁷⁰それは新しい工場、新しい機械に使用可能な資金を投入するのではなく、一万六千人の元従業員に戦後期間に未払い年金の支払義務を履行する根拠として述べたのであった。次いでアルフレートは書面で首脳宛に四代にわたり継承された以下の基本理念を強調した…

「私の将来の経営方針と課題は雇用の維持と可能な限りの企業の拡大、そして年金給付の確保、従業員住宅の新築、グループの伝統である技術、経営、労働条件の向上である」⁷¹

グループ社の従業員福祉制度の先駆的形態は一八三六年実質的創業者である弱冠二四歳の二代目社主アルフレートが八〇人の鑄鋼作業に従事する労働者のために始めた任意加入による「病氣と緊急時の場合の援助基金」であった。その初期においては就業規則違反者から徴収

した罰金が原資にあてられた。五三年には制度はより整備され、会社と従業員が拠出金を折半する「疾病・死亡保険基金」に改名され、五五年には全従業員の強制加入による制度に発展した。これによる剰余金が生じた場合は遺族・障害者年金の基金に繰入れられた。この制度は強制拠出、給付、運営組織の点で三〇年後ビスマルク政府が導入した健康保険制度のモデルとなった。⁷²五八年には職員、作業員を対象に年金制度が導入された。また七〇年代には病院、保養所が建設された。さらに社員専用の低価格で豊富な品揃への商品を供給する協同組合による大規模店舗の開設、社宅の提供、従業員への音楽会など一般教養を含む教育などにも及んだ。

これらの福祉制度はもろろん従業員による会社への忠誠心の確保と強化を目的としていた。戦前のグループ社においてはこの従業員の忠誠心に対しては会社が忠誠心に報いるという温情主義が強力な企業共同体 Betriebsgemeinschaft を形成した。従業員は会社と一体化し「グループ人」Kruppianer と自称するほどに誇りを持ち、高い生産性と卓越した技術革新を支えた。しかしその反面二代目アルフレートは一九世紀後半より激化

した社会主義運動を警戒し、家父長的な態度で従業員による労働組合活動と従業員住宅地域における社会民主党の新聞購読者の解雇など個人的生活に制限を加えた。違反者は即日住宅を退去するなどの厳罰を加えた。⁽⁷³⁾

クルップ公益財団の設立

従業員福祉の論理的延長がクルップ家の社会的福祉である。五代目アルフリードは死の三ヶ月前の六七年四月の恒例の会社創立記念日の生前最後の演説で次のように強調する…

「社会的福祉 Gemeinwohl への義務はクルップ家の伝統である」

「利益は重要ではある。しかし個人的所有権 Eigentum の使命である社会的責任 soziale Verantwortung から決して切り離してはならない」⁽⁷⁴⁾。

同時にアルフリードは「社会的貢献は経済的利益を必要とする」と強調し、資金のない財団も収益のない企業も無用の長物であり、設立会社クルップ社の独立性維持

と持続的な経済的繁栄により初めて公益活動の展開が可能になると言明した。⁽⁷⁵⁾

アルフリードにとって筆頭株主としての公益財団こそが設立会社であり事業企業であるクルップ社の永続的独立性を確保できると期待した。これは実質的創業者である一八八七年死去の二代目クルップ家所有経営者アルフレートからアルフリードに至るまで、企業の運命と一体化しない匿名の株主および大銀行による企業支配に対するクルップ家の根深い嫌悪と警戒心の表出に他ならなかった。⁽⁷⁶⁾

さらにアルフリードは後継者の世襲制をも忌避した。既に一九世紀の二代目所有経営者アルフレードは同族が最高経営責任者を相続することへの限界を意識していた。同族から優れた経営者が輩出する可能性に疑問を抱き、これにこだわれば一代で会社を破綻させることもあり得ると憂慮していた。⁽⁷⁷⁾

この公益財団の第一の特質は同財団の評議員会会長であり、理事会会長を兼務するバイツの全権による設立事業会社の支配である。その全権の正当性はバイツが筆頭株主としての同財団を代表する地位にあることと、遺言

執行者代表であることによる。この意味でこの公益財団は既述の企業支配型公益財団の典型的と言える事例である。第二は公益財団からの同族の意図的排除である。これらはいずれもアルフリートの意思に基づくことされる。

クルップ同族の排除

上記演説の後アルフリートの死去により、遺言は彼が全幅の信頼をおいていた包括的代理権者 Generalbevollmächtigter かつ遺言執行者であり、非同族の専門的経営者である上述のベアトルト・バイツ (Berthold Beitz, 一九一三) により執行され、六七年一月にクルップ公益財団が認定された。財団活動とクルップ社の永続性確保を中核理念とする創立者の意思実現の全責任・権限が遺言執行者としてのバイツに課せられた。

遺言により同族は財団機関への参加が排除されている。今日においても財団の評議員会、理事会には同族は皆無である。のみならず事業会社クルップ社およびその後のチュッセンクルップ社の経営管理職への同族の就任もアルフリートの希望により禁止されている。⁽⁷⁸⁾ バイツは遺言

原案に同族にも経営活動に参画する機会を与える条項を追加したが、アルフリートは鉛筆を取り上げ削除したと主張する。この主張は他の遺言執行者である現評議会委員 Mikat も支持している。⁽⁷⁹⁾ これに対し二人の同族が九七年財団評議員会への三人の同族代表の選任を認めるよう遺言の変更を求めた訴訟で連邦憲法裁判所(日本の最高裁判所に相当)まで争われたが二〇〇〇年十二月末に敗訴した。⁽⁸⁰⁾ バイツは自分は遺言執行者 Testamentsvollstrecker であり、遺言変更人 Testamentsveränderer ではないと述べた。⁽⁸¹⁾

専門経営者への全権移譲

バイツは非同族でありながら二〇一一年九月に九八歳に達する今日に至るまで、往時のクルップ家父長の如くほとんど単独で重要な意思決定を行いクルップ社の「最後の家父長経営者」“der letzte Patriarch”を自他共に認めてきた。⁽⁸²⁾

同社はその後ヘッシェン、チュッセンと合併し、チュッセンクルップ社として新設された。この結果、筆頭株主としてのクルップ財団の同社への持株比率は二〇%台ま

で希釈された。○六年バイツは一部株主の抗議には目もくれず阻止議決権を確保する二五・一%まで出資比率を高め、チュッセンクルップが敵対的買収の標的になる事態に備えた。

バイツは公益財団の評議員会会長であるが理事会長をも兼任し、二人の専従管理職員と共に自ら一定額以上のすべての公益活動支援申請案の採否を最終的に決定する。

さらにチュッセンクルップ社の監査役会名誉会長として、同社の監査役会人事および戦略的意思決定においても名誉職の常識的範囲をはるかに超える影響力を行使してきた。クロメ監査役会会長は任期終了となるシュルツ執行役会会長の後継者に長年の同僚を推薦する意向を有していた。しかしバイツは円滑に機能している経営者チームを変えるべきでないとして、同執行役会会長の任期を二年延長させた、と報道されている⁸³。同社の監査役会、執行役会の役員はバイツの心中を熟知しており、すべての重要事項の検討はまず同氏への事前打診から始まるのが慣習として定着しており、彼が同意しそうな案件はそもそも提案されないと報じられている。

○九年クルップ公益財団によるチュッセンクルップ社

への支配力はさらに強化された。これまで公益財団は筆頭株主として評議員会役員の中から二人を同社の監査役会役員として選出していた。バイツはこれを株主総会の承認なしで三人に増員する権限を株主総会で求めた。これは承認されたが、一部の株主がこれを不服として訴え、連邦憲法裁判所まで争われたが合憲とされ会社の勝訴に終わった⁸⁴。この背景にはバイツの退任を前提として、これまでの彼自身の強烈なカリスマ的経営者による企業支配から、複数の財団首脳による制度的支配への確立への方針転換が推察される。

公益財団と事業会社間の利益相反関係

このような公益財団による事業会社の支配は既述のようにアルフリードの方針であった。すなわち両者は「ナイフの刃と柄のように一心同体」であり、⁸⁵会社の経営が適切であればその配当により初めて公益財団による活動は可能であり、逆に公益活動により会社の社会的正当性が是認されるとの信条による。

しかしその限界として以下が指摘されている。第一はチュッセンクルップ社の増資が困難なことである。すな

わち増資をすれば財団も持株比率の希釈化を防ぐため、これに追従し、増資せざるを得ない。しかし財団には資金はない。結果としてチュッセンクルップ社の持続的成長が困難となると危惧される。また財団中心のバイツの経営方針は財団への配当を優先する結果チュッセンクルップ社の内部留保の積増し不足が生じるとされる。⁸⁶

財団統治の課題

財団統治の視点からの問題も深刻である。第一に既述のようにバイツが評議員会と理事会の両機関の会長を兼務していることである。評議員会は理事会構成員の選任、解任、監督権を有するが、双方の会長を兼務することは自らを選任し、自らを監督することを意味し、利益相反関係は明白である。第二に財団の最高責任者がチュッセンクルップ社の名誉会長として同社の監査役会および執行役会の人事にも大きな影響力を有することも問題である。公益財団と企業との目的は異なるからである。

クロメ監査役会会長はドイツ政府が主導したクロメ委員会の委員長としてドイツの企業統治改善に重要な役割を果たした経営者である。彼は自社の上記の問題をいか

に解決するかがバイツ退任後の課題となるであろう。

このような一九世紀的とも言える企業統治にも関わらず、バイツの上述の絶大な権限が正当性を得ている根拠は五代目所有経営者アルフリートの意思への忠実な献身に他ならない。アルフリートは戦犯として四五年四月米軍による逮捕以降五年二月の釈放まで六年間の禁固刑服役、喫煙による健康問題、二回の結婚失敗などにより会社経営への意欲を次第に失い、その全権限をバイツに移譲するに至った。

バイツは第二次大戦後のアメリカ占領軍によるクルップの解体を回避し、六〇年代に破綻寸前に陥った同社を再建させ、六代目の法的相続人の一人息子アルントによる推定五〇億マルクの遺産相続権を既述の終身年金により放棄させ、クルップの二倍の企業規模のチュッセンとの合併を実現させた。また合併後の旧経営者間の企業文化をめぐる抗争においてクルップ家の伝統的文化を定着させるなど、新会社の発展に重要な貢献をなした。チュッセン出身の現最高経営責任者はクルップ出身者よりもクルップ的とされる。また戦時中の二五〇人のユダ

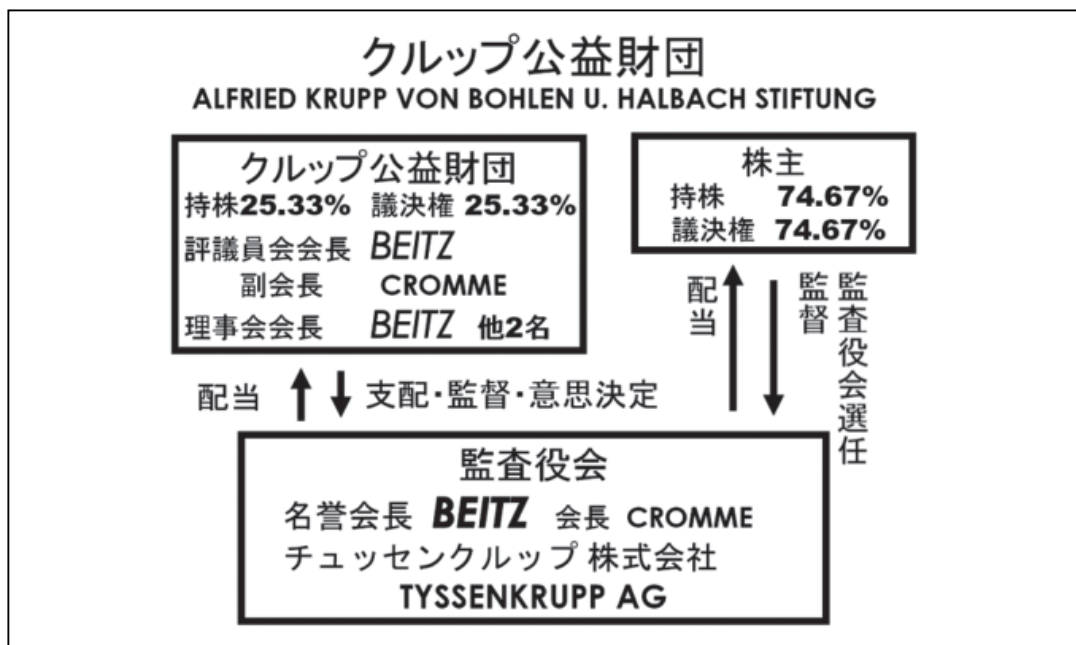
ヤ人救済、戦後におけるソ連、ポーランド、ソ連などとの経済外交の再開、イランの石油マネーの導入などにおける国家経済に対する貢献も大きく、単なる企業経営者を超える社会的・国家的威信に浴してきた。⁽⁸⁷⁾

バイツ後の財団

上記のバイツへの例外的権力集中を可能にした最大の要因は一世紀半にわたるクルップ家の社会貢献と従業員福祉を中心とする社会的責任の理念にある。また数回の戦争を通じてドイツ国民と苦楽を共にした同社の歴史によるところも大きい。ここに同社が単なる大同族企業を超えたドイツ社会の歴史的共有制度として是認される理由があると言えよう。

バイツはドイツ産業の最後の伝統的な家父長的所有経営者 (Herr im Hause) とされる。既述の公益財団によるチュッセンクルップ社への制度的支配力強化、評議員会副会長に同社監査役会クロメ会長が選任されたことは彼の引退がさほど遠くないと一般に理解されている。

図表 4



注：持株比率は2010年9月30日時点。株主持株の中には自社株9.74%を含む。

資料：www.Tyssenkrupp.com/de/investor/Aktionärsstruktur.html;

Satzung der ThyssenKrupp AG vom 5. Februar 2010; www.krupp-stiftung.de, その他に基づき作成。

結論

1 非公開企業にとっての公益財団設立の意義

日本企業にとつてのボツシユの教訓は、創業者の「会社の独立性」維持を企業理念として、上場によらずに有限会社として非公開を堅持しつつ世界的知名度と信頼性、そしてドイツ最大の公益財団としての社会的尊敬を確立した点にある。

その成功要因は収益性の高い製品・技術革新能力、非公開による上場費用と上場維持費用の回避、社債・銀行融資など他人資本による資金調達と資本費用の低減、そして株主の短期的利益に対する圧力や敵対的買収からの絶縁である。最後にこれらすべてを可能にする高度な従業員福祉である。

これまでは日本の中小同族企業、ベンチャー企業の所有経営者は株式公開を目標に経営してきた。上場こそは起業家の成功の社会的証明であった。それは上場初日に新聞に大きく掲載される社長の誇らしい挨拶に表現されている。新規公開は大規模な資金調達を可能にするのみならず、起業家には大きな創業者利潤をもたらし、会社

の知名度と信用度を高め、有能な人材を採用し、従業員に誇りをもたせる究極的手段であったと言える。

しかし日本においても公益財団の設立が上場に代わる選択肢として検討される時代が到来したようである。公益法人に関する法が大幅に改正され、日本でもその環境は整いつつある。それは経営者の責任として法的責任、経済的責任の上位にある社会的・倫理的責任が期待される時代でもある。

2 公開企業にとっての公益財団の意義

しかしすべての非公開企業がボツシユのように非上場を維持し、公益財団を設立必要はないし、可能でもない。株式公開第一の利点は大規模な資本を短期間で調達する機能である。これは巨額の投資を必要とする原材料、エネルギー、先端産業などで必須である。出光興産が長年の非上場企業から脱却して株式公開に踏み切ったのはこのためである。

第二の利点は買収通貨として自社株式により他社を株式交換の形で買収出来ることである。既述のようにクルップ社が九二年に有限会社を株式会社へ改組した

目的は同業のヘッシュ社との合併を一部株式交換により実施するためであった。ドイツの企業ではないが同族企業○六年ミタル社も一部株式交換によりアルセロール社を買収した。

第三の利点はソフトウェアに代表される新興企業におけるストックオプションによる人材の獲得と動機付けである。日本でもアメリカでも成功したソフトウェアやIT産業の新興企業は新規公開により従業員と経営者に多額の収益をもたらした。

しかしいずれの場合も自社が上場後に敵対的買収の標的にならないことが必要である。ボッシュ社とは異なりクルップ社は公開企業である。しかしクルップ社の株式の二五・一％は既述のように同社が設立したクルップ財団が所有する。営利企業が公益企業を買収することはドイツにおいても不可能である。したがってクルップ社の敵対的買収は不可能である。もしクルップ社と同様に世界二番手のアルセロール社がこのような措置を取っていたならば、○六年世界最大の鉄鋼企業ミタル社の軍門に下ることはなかったであろう。公益財団は設立会社の株式を所有することにより敵対的買収に対する極めて強固

な防衛対策となり得る。

3 従業員福祉が社会貢献の前提条件

本稿で取り上げた二つの事例に共通する特質は設立会社における従業員福祉が最初に実現され、それによる従業員と企業との一体化が実現し、これが生産性の改善を通じて業績向上が実現し、世界的大企業に成長し、公益財団設立に結実したという事実である。すなわち公益財団はその設立会社の従業員福祉の自然な延長の帰結として実現されている。

これに対して従業員を過労死など犠牲にしてまで、あるいは偽装など不正行動をしながら公益財団を設立することは本末転倒であり、そのような行動をする経営者は偽善的と判断され、何もしない場合より信頼性を大きく失う。

従業員福祉の充実している企業の従業員は企業を誇りと考える。ボッシュ社は二年ごとに世界の従業員を対象に満足度調査を行うが二〇〇七年度二二万三千人についての調査によれば回答率八三％で、「ボッシュ社で働くことを誇りに思う」に「全くそう思う」が四〇％、「そ

う思う」が二八%で計六八%であった。⁽⁸⁸⁾

公益財団の設立を意図する企業の所有経営者はこのように外部に公表できる程に高い従業員満足度を実現することが先決である。それは経営者と企業への信頼を示す最良の指標でもある。

- (1) ボッシュ公益財団とクルップ公益財団の正式名称はそれぞれ Robert Bosch Stiftung GmbH, Alfred Krupp von Bohlen und Halbach Stiftung であるが本文では日本語略記のみの表示する。
- (2) Pues, p.9, Hennerkes, p.206
- (3) manager magazin, 21. April 2009
- (4) Pues, p.9
- (5) Gesetz zur Modernisierung des Stiftungsrechts
- (6) Junck, 2007, p.36. 貯蓄銀行による財団六〇四を除く数字である。
- (7) Berle and Means, pp.66-67
- (8) Stiftung Familienunternehmen, p.10
- (9) Corsten & Gössinger, p.736; Wöhe, p.265
- (10) 二年毎に Monopolkommission 報告書 Hauptgutachten として付加価値額による全業種を対象とする最大一〇〇社が公表される。
- (11) Stiftungsgesetz
- (12) Stiftung des Bürgerlichen Rechts, Rechtsfähige Stiftung, Selbständige Stiftung
- (13) Ersatzformen, Stolte, 2009a, p.161 直訳は「代替形態」であるが、本稿では「代替」に代る ; nichtrechtsfähige Stiftung, unselbständige Stiftung
- (14) Wigand et al., 53-54
- (15) Bernt und Götz, p.69, Gregory und Lindlacher, p.18
- (16) Corsten et al., pp.793-795,
- (17) Hennerkes, p.210, Moeller Stiftung & Co. KG (電子機器) など。その他詳細は Hof et al. pp.257-259 を参照。
- (18) Stiftungs-AG
- (19) Treuhandstiftung
- (20) Stiftung e. Verein
- (21) Wigant et al. pp.37-38; Stolte, 2009a p.161
- (22) *ibid.*
- (23) Göring, pp.17-19
- (24) Hennerkes, p.206
- (25) Privatnützige Stiftung
- (26) Wigand et al., pp.50-51
- (27) Hof et al., p.13
- (28) Hof et al., p.260
- (29) Junck, p.14
- (30) Auwera, p.44-45
- (31) Stolte, 2009b pp.7-8

- (32) Stolte, p.5
- (33) Pues, p.116
- (34) Hof et al., p.309
- (35) Weber, p.18.
- (36) Hennerkes, pp.210-215
- (37) Hof et al. p.309, Wigand et al. p.35, Weber, 16-17
- (38) Die Stiftung, pp.76-77
- (39) *Ibid.*
- (40) Bertelsmann, pp.19-20
- (41) Bundesverband Deutscher Stiftungen
- (42) Wigand et al. pp.28-29
- (43) Bundesverband deutscher Stiftungen, 2010. www.stiftungen.org/statistik
- (44) www.bosch-stiftung.de/content/language1/html/389.asp
- (45) www.bosch.co.jp/jp/world/
- (46) Robert Bosch GmbH
- (47) Robert Bosch Industrietreuhand KG
- (48) Schmitt, p.61, Fehrenbach, p.7
- (49) Schmitt, p.61
- (50) Robert Bosch GmbH, 1986, p.33
- (51) Lessing, p.106, Robert Bosch, 1986, p.17
- (52) Siegel, pp.42, 44
- (53) Lessing, pp.36-48
- (54) 吉森「一〇一〇を参照」。
- (55) Lessing, p.138
- (56) Vermögensverwaltung Bosch GmbH
- (57) Testament und Auftrag, www.bosch-stiftung.de/content/language1/html/3290.asp
- (58) Hennerkes, p.212
- (59) 今日においてもボッシュ本社が登記されているバーデン・ヴュルテンブルグ連邦州においては公的監督機関による監督が厳しいので、有限会社が公益財団として設立される⁹⁰。Berndt & Götz, p.444
- (60) *Ibid.*
- (61) Bosch Unternehmensgeschichte, 11/05/2010 p.5; Unternehmerische Verantwortung Bericht 2007/2008, p.6, [http://csr.bosch.com/content...; Schmitt, p.62](http://csr.bosch.com/content...)
- (62) Betriebsverfassungsgesetz von 1958⁹¹。これは「一〇〇四年 Drittelbeteiligungsgesetz 「三分の一共同決定法」に改定」。
- (63) manager magazine vom 18. 12.2003
- (64) Sprecher der Familie namts Familiensprecher⁹²。本人は同族代表に選ばれた理由を孫の中で最年長であるからインタビューで答えている⁹³。
- (65) Handelsblatt vom 29.07.2010
- (66) Bundesverband Deutscher Stiftungen, 2010. www.stiftungen.org/statistik
- (67) 六七年の対DM円相場は九〇円であったので年に一

- 億八千万円の年金収入となる。ドイツで最年少かつ最も裕福な年金生活者 (Frührentner) とされたが八六年四八歳で三三〇〇万DMの借金を残し孤独のうちに世を去った。Der Spiegel, Nr. 17, 1998
- (68) 本来は有税であるがヒトラー総統によるクルップ布告 Lex Krupp に基づく。
- (69) Albach et al. p.7
- (70) Rother, p.74
- (71) *Ibid.*
- (72) Beitz, pp.74-76; Rother, pp.182-183
- (73) Köhne-Lindenlaub, p.145
- (74) Gall, pp.588-589
- (75) *ibid.*, pp.583-584, 588-589
- (76) *ibid.*, p.579
- (77) *ibid.*, pp.579-580' その背景にはフレードリヒが三代目息子のフレードリヒを後継者として評価していなかったことが考えられる。フレードリヒは自身の個人生活に関する新聞記事による心痛のため自殺とも噂される不自然な死を遂げた。
- (78) Der Spiegel, 1995, p.53
- (79) *ibid.*, 1995; p.53; *ibid.*, 1997, p.117
- (80) この訴訟の詳細については Rother, pp.207-221 を参照。
- (81) Der Spiegel, 1995, p.53
- (82) *manager magazin*, 16. Jan. 2008

- (83) *Ibid.*
- (84) Frankfurter Allgemeine Zeitung, 25. Nov. 2009
- (85) Gall, pp.583-584
- (86) *manager magazine*, 16. Jan. 2008
- (87) *Ibid.*
- (88) Unternehmerische Verantwortung Bericht 2009/2008, p.54

引用文献

- Albach, Horst; Armin Schmiedeberg, Utz Weitzel. *Case: The Merger of Krupp and Hoesch*, 1997
- Auwers, Verena van der. *Die Doppelstiftung - eine Möglichkeit der Unternehmensnachfolge in Familienunternehmen*, Centaurus, 2008
- Berle, Adolf A. & Gardiner C. Means. *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, Transaction Publishers 1991
- Beitz, Elise. "Das wird gewaltig ziehen und Früchte tragen!", Klartext, 1994
- Berndt, Hans, Hellmut Götz. *Die Stiftung. Rechtsvorschriften, Besteuerung, Zweckmäßigkeiten*, Nwb Verlag, 2009
- Bertelsmann Stiftung & Stiftung Familienunternehmen. *Das gesellschaftliche Engagement von Familienunternehmen*, 2007
- Bundesverband Deutscher Stiftungen, Zehn Empfehlungen

- für gemeinnützige Unternehmensstiftungen, www.stiftungen.org/fileadmin/bvds/de/Termine_und_Vernetzung/Arbeitskreise/AK_Unternehmensstiftungen/10_Empfehlungen_endversion.pdf
- Corsten, Hans & Ralf Gössinger. *Lexikon der Betriebswirtschaftslehre*, 5. Auflage, Oldenbourg, 2008
- Döring, Caterina. *Die Stiftung als Finanzierungsinstrument für Unternehmen*, Berliner-Wissenschaft, 2010
- Engelmann, Berndt. *Krupp-Die Geschichte eines Hauses*, Goldmann, 1978
- Fehlenbach, Franz. *Unternehmenskultur als Basis langfristiger Strategien*, Robert Bosch GmbH., 2008
- Fleisch, Hans. Engagierte Bürgerlichkeit, *Die Stiftung*, Sonderausgabe März 2010, pp.8-11
- Gall, Lothar (Hrsg.) *Krupp im 20. Jahrhundert*, Siedler, 2002
- Göring, Michael. *Unternehmen Stiftung*, Hanser, 2010
- Gregory, Alexander & Peter Lindlacher. *Stiftungen nutzen, Stiftungen gründen*, AG Spak, 2004
- Hennerkes, Brun-Hagen. *Die Familie und ihr Unternehmen*, Campus, 2004, 2005
- Hof, Hagen, Maren Bianchini-Hartmann, Andreas Richter. *Stiftungen*, Beck, 2010
- Junck, Sybylle. *Unternehmensnahe Stiftungen*, Bundesverband deutscher Stiftungen, 2007
- Klein, Sabine B. *Familienunternehmen*, Josef Eul, 2010
- Klemm, Antze. Soziale Verantwortung des Unternehmens- Eine Würdigung Ernst Abbes, in Antje Klemm und Nikolaus Knoepfler (Hrsg.) *Ernst Abbe als Unternehmer und Sozialreformer*, UTZ Verlag, 2007
- Köhne-Lindenlaub, Renate. Friedrich Alfred Krupp, in *Allgemeine Deutsche Biographie & Neue Deutsche Biographie*, Band 13, 1982. www.daten.digitale-sammlungen.de/...
- Lessing, Hans-Erhard. *Robert Bosch*, Rowohlt, 2007
- Merkle, Hans L. *Geschäftspolitik der Bosch-Gruppe*, Robert Bosch GmbH, 1971
- Pentzlin, Kurt. *Die Zukunft des Familienunternehmens*, Econ, 1997
- Pues, Lothar. *Praxishandbuch Stiftungen*, Deutscher Sparkassen Verlag, 1998, 2007
- Robert Bosch GmbH. *Sozialpolitik bei Bosch*, Bosch Schriftenreihe Nr.4,1951
- Robert Bosch GmbH. *BOSCH 1886-1986*. Katalog der Jubiläums-Ausstellung, 1986
- Rother, Thomas. *Die Krupps*, Campus, 2001.
- Schmitt, Dieter. Sein letzter Wille-Das Testament von Robert Bosch, in *Robert Bosch-Sein Leben und Werk*,

- Magazin zur Bosch-Geschichte, Sonderheft 1, pp.61-63, 2010
- Schneider, Katharina; Klaus-Dieter Gattnar u. Horst Skoludek. *Carl Zeiss-Ost und West*, 2006
- Siegel, Christine. “Mit-Arbeiter” statt “Lohnempfänger” in *Robert Bosch-Sein Leben und Werk*, Magazin zur Bosch-Geschichte, Sonderheft 1, pp.42-46, 2010
- Simon, F. B., R. Wimmer, T. Groth. *Mehr-Generationen-Familienunternehmen*, Carl-Auer, 2005
- Simon, Herbert. A. *Administrative Behavior*, The Free Press, 1945, 1976
- Stiftung Familienunternehmen. *Börsennotierte Familienunternehmen in Deutschland*, 2009
- www.familienunternehmen.de/media/public/pdf/studien/.....
- Stolte, Stefan. Die Stiftungsidee und ihre Bedeutung, in Wigand et al., 2009a, op.cit. pp.158-165
- Stolte, Stefan. *Stiftung, Treuhand, Stiftungsverein, Stiftungs-GmbH oder Stiftungs-AG?*, www.-vortrag-dr.stolte-10-2009b ppt
- Wigand, Klaus; Cordula Haase-Theobald, Markus Henel, Stefan Stolte. *Stiftungen in der Praxis*, Gabler, 2009
- Witzleben, Alexander von. Abbes Sozialreformen und die JENOPTIK AG, in Antje Klemm und Nikolaus Knoepffler (Hrsg.) *Ernst Abbe als Unternehmer und Sozialreformer*, UTZ Verlag, 2007
- 定期刊行物
- Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 25. Nov. 2009, “Vorrechte für Grossaktionäre bleiben erhalten”
- Handelsblatt*, 29. 07. 2010 “Es lebe die Dynastie!”
- Handelsblatt*, 21. 06. 2010 “Boschs wichtiger Mann im Hintergrund”
- Handelsblatt*, 13. 02. 2007 “Im Namen des Großvaters”
- manager magazin*, 16. Jan. 2008 “Der letzte Patriarch”
- manager magazin*, 21. April 2009 “Testamentvollstrecker-Tod und Teufel”
- Der Spiegel*, Nr. 47 1995 “Einer hält die Hand darüber”
- Der Spiegel*, Nr.41 1997 “Der Kampf um das Krupp-Erbe”
- Die Stiftung*, Sonderausgabe März 2010; Weber, Helge. “Stiftungsmodelle für Familienunternehmer”, pp.16-17
- Die Stiftung*, Sonderausgabe März 2010, Junghelm, Gregor. “Ehrenamtliches Engagement seit knapp 500 Jahren” pp.64-65
- Die Stiftung*, Sonderausgabe März 2010, “Ich wollte meine Kinder nicht verpflichten, das Erbe zu übernehmen”, pp.76-77
- 「ドイツの商法」有限会社法条項番号などの脚注は多くの場

合省略したが、*Gesellschaftsrecht*, 11. Auflage, Beck, 2010
を、民法、租税通則法などについては上記引用文献中の
Hof et al. *Stiftungen* v. Wigan et al. *Stiftungen in der
Praxis* を参照した。ドイツ語法律用語の和訳については
荒木和夫「ドイツ有限会社法解説」改定版、商事法務研
究会、二〇〇七、田沢五郎「ビジネス経済法制辞典」
一九九九、郁文堂を利用した。

熊谷則一「公益法人の基礎知識」日本経済新聞社 二〇〇九
NHKスペシャル取材班「新日鉄 vs ミタル」ダイヤモンド
社二〇〇七

吉森 賢「ドイツ共同決定制度と所有権の社会的責任」『横
浜経営研究』2010 pp.49-72

吉森 賢「企業統治と企業倫理」放送大学教育振興会2007

謝意・非常勤講師として与えられた本誌における拙稿発表
の機会と査読者による指摘、提案に謝意を表明致します。

本稿は平成二二年度科学研究費補助金（基盤研究（C））課
題番号 17530296「独仏同族大企業の企業統治」による研
究成果の一部である。

都道府県別の tax wedge と所得格差

坂 井 吉 良
坂 本 直 樹

政経研究 第四十八巻第二号（二〇一一年十月）

1. 序
2. 地方財政を考慮した tax wedge
3. データと都道府県の消費税率と限界税率
4. 都道府県の tax wedge
5. むすび

1. 序

Prescott (2002)、(2004) は、リアル・ビジネス・サイクル (RBC) 仮説に基づく動学的一般均衡モデルにカリブレーション手法を適用し、tax wedge、すなわち、税・社会保険料の実質的負担の違いが主要先進国の労働供給の違いを説明する最も重要な要因であることを主張した⁽¹⁾。これに対して國枝 (2008) は、労働供給の弾力性等に関する Prescott (2002)、(2004) を巡る論争を紹介しつつ、わが国における現実の労働時間の分析には、税・社会保険料よりも各種給付制度のもたらすインセンティブのほうがより重要であるため、Prescott のモデルはあまり有用でないとしている。

しかしながら、わが国における家計の主たる働き手である男性 (primary male worker) の数少ない実証研究として國枝 (2008) でも紹介されている Bessho and Hayashi (2008) は、労働供給関数のパラメータの推定結果に基づく、労働供給の補償弾力性の推定値が、線形労働供給関数の場合 0.38 – 0.82、CES 型労働供給関数の場合 0.93 – 1.00 という比較的高い値が得られることを示している。これは、余暇の機会

一四八（二八〇）

費用である賃金が下落すると、余暇を増やし、労働供給を減らす代替効果が小さくないことを意味している。もっとも所得効果が負の比較的大きな値をとることによりそれに相殺されるため、労働供給の非補償弾力性は大きな値とはならないものの（線形の場合で0.06 – 0.18、CES型の場合で0.14 – 0.21）、tax wedge が労働供給を余暇に代替させるインセンティブに全く影響を与えないとまでは言えないと思われる。

坂井（2010）は、日本の税制が日本のマクロ・パフォーマンスに与える影響を解明することを目的として、日本の tax wedge を推定した。ここで、tax wedge は、Prescott（2004）と同様に、RBC 仮説に基づくモデルにおいて代表的家計が直面する消費税率および労働所得に対する限界税率（以下、限界税率という）から定義され、マクロデータを用いて推定される。坂井（2010）では、消費税率については Prescott（2004）と類似の手法を採用することにより推定し、限界税率については OLS ないしは GLS を用いて推定している。その結果、日本の tax wedge は、1980 年から 1990 年までは 1.38 であったが、1991 年から 2007 年までは 2.05 であり、上昇傾向にあることを明らかにし、近年、日本の税制が労働インセンティブを弱める度合いが強まっている可能性を示した。

しかしながら、わが国では、都道府県間に所得格差があるとともに、財政制度を通じた地域間所得移転が行われており、都道府県間で tax wedge が異なる可能性がある。したがって、都道府県間の差異を考慮して、tax wedge による労働供給の歪みを検証することにも意義があると思われる。

ところで、土居（2002）は、日本の地方財政制度の下での経済厚生がパレート最適な状態に比べて約 14% 低いというシミュレーション分析を提示した。これは安定成長期（1975 – 1994 年）以降、地方部への社会資本が過大となっていることに基づくものであると指摘している。また、土居は北海道・東北、北陸・甲信越、中国・四国、九州といった地方部への人口が、パレート最適な状態に比べて過大であり、地域間の人口規模が、日本の厚生水準に多大な影響を与えていることを指摘

している (p.28)。しかしながら、この土居のモデルは、国税・地方税が一括固定税の形で課税されることを想定している。このことは、地域内における労働インセンティブに対して国税・地方税が与える影響を考慮していないことを意味する⁽²⁾。

このような問題意識に基づき本稿では、労働インセンティブに影響を与えると考えられる tax wedge を都道府県別に推定することを試みる。さらに、推定した tax wedge と所得格差との関係を解明する。前提とするモデルは、Prescott (2002)、(2004) のモデルをベースとしながらも、国家財政と地方財政の関係を明確にするために、地方公共財と地方税制を明示的に定式化する。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、地方財政を考慮した tax wedge を示す。第3節では、県民経済計算等のデータから都道府県別に消費税率と限界税率を推定する。第4節では、都道府県別に tax wedge を推定し、それが所得格差とどのような関係にあるかを明らかにする。第5節は結論と今後の研究課題について述べる。

2. 地方財政を考慮した tax wedge

Prescott (2004) は、労働供給を予測するために、家計と企業の主体的均衡における変数間の関係を導出している。そこで、本節では、Prescott (2002)、(2004) のモデルに地方公共財を導入することを試み、家計と企業、さらには地方政府の主体的均衡における変数間の関係を導出する⁽³⁾。

ある都道府県について考える。代表的家計は以下の期待効用を最大化するように行動する。

$$(1) \quad u = E \left\{ \sum_{t=0}^{\infty} \beta^t (\log c_t + \alpha_h \log(1-h_t) + \alpha_g \log g_t) \right\}, \quad 0 < \beta < 1, \quad \alpha_h, \alpha_g > 0$$

ここで、 u は代表的家計の効用水準であり、 c_t 、 h_t 、 g_t はそれぞれ私的財消費量、労働供給時間、地方公共財消費量である。なお、添え字 t は期間を表す。また、 β は割引因子である。効用関数において、 $(1 -$

h_t) は総時間を 1 に基準化して、代表的家計が余暇に充てる時間を表している。

代表的家計は t 期に資本 k_t を所有し、それを代表的企業に貸し出している。その資本は每期 δ だけ減耗する。一方で、 t 期に投資 x_t がなされる。したがって、 $t+1$ 期の資本は次式となる。

$$(2) \quad k_{t+1} = (1 - \delta)k_t + x_t, \quad 0 < \delta < 1$$

また、家計の消費、投資及び一括税の支出総額が労働所得、資本所得および移転所得の所得総額と等しいことを意味する代表的家計の予算制約式は、次式で表される。

$$(3) \quad (1 + \tau_c)c_t + (1 + \tau_x)x_t + \tau \\ = (1 - \tau_h)w_t h_t + (1 - \tau_k)(r_t - \delta)k_t + T_t$$

ここで、 w_t は実質賃金率、 r_t は資本のレンタル価格、 τ は一括税の税額、 τ_c は消費税率、 τ_x は投資税率、 τ_h は労働所得の限界税率（平均税率ではなく、社会保険料率含む⁽⁴⁾）、 τ_k は資本所得税率、 T_t は移転所得である。なお、Prescott (2004) では代表的家計の予算制約式に一括税 τ が含まれないが、ここでは地方公共財を導入するために一括税 τ を含めている。

地方政府は、一括税のほか、消費税、投資税、労働所得税、資本所得税それぞれの一定割合を原資として地方公共財を供給する。したがって、地方政府の予算制約式を以下のように表される。

$$(4) \quad n_t \{ (1 - \eta_c) \tau_c c_t + (1 - \eta_x) \tau_x x_t + (1 - \eta_h) \tau_h w_t h_t \\ + (1 - \eta_k) \tau_k (r_t - \delta) k_t + \tau \} + s_t \\ = (1 - \mu_g) g_t$$

ここで、 n_t は人口である。 $\eta_j (j=c, x, h, k)$ は各税目からの税収のうち国税となる割合を表す。 s_t は定額補助金であり、 μ_g は地方公共財に対する定率補助金の補助率である。

我が国の地方政府の課税自主権は制限されているものの、土居(2002)によると、固定資産税等によって一人当たりの税収を操作する余地がある程度残されている。本稿では、この操作可能な税収として τ を用いる。したがって、(2)式と(3)式において τ を消去すると、次式が得られる。

$$(5) \quad (1 + \eta_c \tau_c) c_t + (1 + \eta_x \tau_x) x_t + \left[\frac{1 - \mu_g}{n_t} \right] g_t \\ = (1 - \eta_h \tau_h) w_t h_t + (1 - \eta_k \tau_k) (r_t - \delta) k_t + T_t + \frac{s_t}{n_t}$$

(5)式は、代表的家計と地方政府の統合された予算制約式である。代表的家計と地方政府はともに、(5)式を制約条件として代表的家計の期待効用を最大化するように行動すると仮定する。それに対応するラグランジェ関数は以下のとおりである。

$$(6) \quad L = E \left\{ \sum_{t=0}^{\infty} \beta^t (\log c_t + \alpha_h \log(1 - h_t) + \alpha_g \log g_t) \right\} \\ + \sum_{t=0}^{\infty} \lambda_t \left\{ \begin{array}{l} (1 - \eta_h \tau_h) w_t h_t + (1 - \eta_k \tau_k) (r_t - \delta) k_t + T_t + \frac{s_t}{n_t} \\ - (1 + \eta_c \tau_c) c_t - (1 + \eta_x \tau_x) x_t - \left[\frac{1 - \mu_g}{n_t} \right] g_t \end{array} \right\}$$

私的財消費量、労働時間、地方公共財供給量に関する(7)式の最大化のための一階の条件は以下のとおりである。

$$(7) \quad \frac{\partial L}{\partial c_t} = E'(\cdot) \frac{\beta^t}{c_t} - \lambda_t (1 + \eta_c \tau_c) = 0$$

$$(8) \quad \frac{\partial L}{\partial h_t} = -E'(\cdot) \frac{\beta^t \alpha_h}{1 - h_t} + \lambda_t (1 - \eta_h \tau_h) w_t = 0$$

$$(9) \quad \frac{\partial L}{\partial g_t} = E'(\cdot) \frac{\beta^t \alpha_g}{g_t} - \lambda_t \left[\frac{1 - \mu_g}{n_t} \right] = 0$$

λ_t を消去することにより、次式が得られる。

$$(10) \quad \frac{\alpha_h / (1 - h_t)}{1/c_t} = \frac{w_t}{\omega_h}, \text{ where } \omega_h \equiv \frac{1 + \eta_c \tau_c}{1 - \eta_h \tau_h}$$

$$(11) \quad n_t \frac{\alpha_g/g_t}{1/c_t} = \frac{1}{\omega_g}, \text{ where } \omega_g \equiv \frac{1 + \eta_c \tau_c}{1 - \mu_g}$$

(10) 式における ω_h は tax wedge と呼ばれ、1 以上の値をとる。これは、代表的家計の労働供給 1 単位から得られる賃金は税制によって $(1 - \omega_h^{-1}) \times 100\%$ 失われ、税金支払い後に w_t/ω_h となることを意味している。したがって、tax wedge は代表的家計の労働インセンティブに影響を与えている。(11) 式における ω_g はいわば地方公共財に関する tax wedge と呼ぶべきものである。この値は地方政府が地方公共財を供給するインセンティブに影響を与えている。

さらに、代表的企業の生産関数が $y_t = A_t k_t^\theta h_t^{1-\theta}$ (ここで、 A_t は全要素生産性、 k_t は資本ストック、 $0 < \theta < 1$) と表されるとすると、実質賃金が労働の限界生産物に等しいという、企業の利潤最大化のための条件は次式となる。

$$(12) \quad w_t = (1 - \theta) \frac{y_t}{h_t}$$

(10)、(11) 式と (12) 式から次式が導かれる。

$$(12) \quad h_t = \left[1 + \frac{\alpha_h}{1 - \theta} \frac{c_t}{y_t} \omega_h \right]^{-1}$$

$$(13) \quad g_t = \alpha_g n_t c_t \omega_g$$

(12) 式はある期間内において労働供給とその tax wedge が負の関係にあることを意味している。また、(13) 式はある期間内において地方公共財とその tax wedge が正の関係にあることを意味している。

以下では、都道府県別に労働供給に関する tax wedge である ω_h を推定するが、簡単化のため、消費税収および労働所得税収がすべて国の財源になると仮定する。これは $\eta_c = \eta_h = 1$ を仮定することに相当し、したがって、推定される tax wedge は $\omega_h = (1 + \tau_c)/(1 - \tau_h)$ となる。本稿では $\eta_c = \eta_h = 1$ を仮定することから、地方政府は一括税、投資税、資本所得税を原資として地方公共財を供給することになる。 $\eta_c = \eta_h = 1$

ではない一般的なケースについては今後の研究課題とする。

3. データと都道府県の消費税率と限界税率

本節では、内閣府の平成20年度の「県民経済計算」及び各都道府県の1996年度から2008年度の「県民経済計算」の「総生産勘定」、「一般政府の部門別勘定」および国税庁の課税データ等を利用して、都道府県の消費税率 τ_c と労働所得税の限界税率 τ_h を推定する。そして、その推定結果に基づき都道府県のtax wedgeを推定する。なお、東京都は「一般政府の部門別勘定」を推定していないために、tax wedgeを推定することができなかった。

各都道府県の住民が実質的に負担する消費税は、「県民経済計算」の「県民所得」項目の「生産・輸入品に課される税（控除補助金）」である。この消費税額と「県内総生産（支出側、名目）」の「民間最終消費支出」との比が消費税率 τ_c （付加価値税率）である。本研究では、次式に基づき都道府県の各年の消費税率を推定している⁽⁵⁾。

$$(14) \quad \text{消費税率 } \tau_c = \frac{\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}}{\text{民間消費支出} - (\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金})}$$

この消費税率の標本期間の平均値が都道府県の消費税率 τ_c の推定値である。表1は都道府県の1996年度から2008年度の消費税率の平均値である。なお、1996年度から2008年度の消費税率の推定値は付表1に示されている。

表1の消費税率の推定値は、都道府県間に消費税率の大幅な格差が存在していることを示している。消費税率の平均値は14%であるが、奈良県の消費税率が最小の8.0%であり、最大は岡山県の20.9%である。その格差は12.8%であり、大幅なものと考えられる。消費税率の低い都道府県は、秋田県9.7%、埼玉県9.8%、北海道10.2%、高知県10.3%、徳島県10.9%、長崎県10.9%、長野県11%である。逆に、消費税率の高い都道府県は、和歌山県20.5%、大分県18.9%、三重県18.1%、大阪府18.1%である。なお、東京都は平均より高い17.0%である。

表 1 都道府県の消費税率

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
10.2	11.9	11.6	16.4	9.7	11.3	13.4	16.9
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
12.5	13.7	9.8	11.8	17.0	15.9	14.9	14.7
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
14.4	14.8	10.7	11.0	13.7	16.3	16.9	18.1
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
15.9	15.1	18.1	15.0	8.0	20.5	13.4	11.8
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
20.9	13.0	16.4	10.9	15.8	15.5	10.3	15.0
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	全県計
13.9	10.9	10.8	18.9	12.4	11.8	15.4	14.7
平均	標準偏差			最小	最大		
14.0	2.9			8.0	20.9		

注：データは1996年度から2008年度の平均値。単位%。

(14) 式に基づく都道府県の消費税率の格差は、都道府県間に財・サービスの需要構造と供給構造が異なっていることが予想される。需要の価格弾力性が小さく、供給の価格弾力性が大きいほど、間接税課税による価格変化と税収は大きくなることが理論的に予想されるが、地域間の消費税率の格差と価格弾力性との整合性について、説得力ある事実を見出すことはできない。このような消費税率の大幅な格差が、都道府県間に存在していることは、広く薄く公平に租税負担を課すという消費税の課税原則と逸脱しているという指摘も可能である。したがって、このような税率格差を引き起こす背景要因を明らかにし、是正することも必要と考えられる。

一方、個人直接税の限界税率 τ_h の推定は、都道府県の経常税と社会保険料に基づいている。まず、労働所得税は各道府県において集計されている「県民経済計算」の「一般政府の部門別所得支出取引」項目の「所得・富に課される税」から推定している。この「所得・富に課される経常税」から「法人税」(国税庁)の「都道府県別課税状況」を

控除した税額が労働所得税の代理変数である。この労働所得税は労働所得以外の資産所得に対する課税額も含まれている。また、各道府県民が負担している社会保険料は、各道府県において集計されている「県民経済計算」の「一般政府の部門別所得支出取引」項目の「雇用者の強制的社会負担」を利用している。

以上の労働所得税と社会保険料の和が、各道府県民の負担している個人直接税の代理変数であり、この税額が労働所得に基づいて課税されているものと仮定する。そして、労働所得は「県民経済計算」の「雇用者報酬」を代理変数としている。

この個人直接税と雇用者報酬をそれぞれ労働所得税と労働所得の代理変数として、個人所得の租税関数を推定する。すなわち、租税関数の計量モデルは次式で表される⁽⁶⁾。

$$(15) \quad \text{個人直接税}_t = \alpha_h + \tau_h (\text{雇用者報酬}_t) + u_h$$

なお、 u_t は攪乱項である。この租税関数の雇用者報酬の係数が個人直接税の限界税率 τ_h である。1996年度から2008年度の時系列データを利用した46道府県の限界税率の推定結果が表2に示されている。

限界税率の推定結果は、標本期間が13年間と短く、かつ、この期間が「失われた期間」と表現されるように不況期という時代背景が重なったことから、不安定なものとなっている。また、労働所得税の限界税率と社会保険料の限界税率をそれぞれ別個に推定した場合、モデルは極めて不安定となった。それゆえ、労働所得税と社会保険料の和を個人直接税として、(9)式に基づき推定を行っている。

46道府県のうち限界税率の推定値が統計的に有意（有意水準10%）であったのは、半分の23道府県であった。有意ではなかった23道府県の推定値には、理論的整合を満たしていない、いわゆる、限界税率が負や1を超える推定値が6道府県において観察されている。北海道、茨城県、千葉県、奈良県、佐賀県の限界税率は負であり、長野県の限界税率は1を超えている。限界税率が負であることは、所得の増加（減

少)とともに、所得税や社会保険料が低下(増加)していることを意味している。この5道府県の雇用者報酬の推移は、増加傾向ではなく、一定ないしは減少傾向となっている。また、全国計(道府県の集計データ)の限界税率の推定値も0.096であり、不安定な推定結果となっている。坂井(2010)の1980-2007年度のマクロデータを利用したOLSによる労働所得の限界税率の推定結果は0.07、社会保険料のGLSによる限界税率は0.12であり、この両者の和0.19が個人直接税の限界税率の推定値である。この坂井(2010)の推定結果との比較においても、道府県の限界税率の推定結果は不安定である⁽⁷⁾。

限界税率の推定値が有意となった23県の限界税率の平均値は0.21であり、妥当な推定結果と考えられる。しかし、23県の推定値には大幅な格差が存在している。福岡県の0.07が最小であり、次に熊本県と鹿児島県の0.09となっている。一方、神奈川県と滋賀県の限界税率は極端に高い0.5であり、所得の増加の50%が個人直接税負担となっている。所得税が累進税率であることを踏まえるならば、都道府県の限界税率は都道府県の所得水準と最も密接な関係にあることが予想される。しかし、有意な限界税率の推定値と一人当たりの県民所得との相関係数は0.63であり、各県の所得水準と限界税率との間には、明確な関係が存在するとは言えない(表3参照)。このような格差の一つの背景として、資産への課税が影響しているものと考えられる。本研究では、地方税の所得課税と資産課税とを区別していない。このため土地・住宅などの固定資産税収が相対的に多くなる地方自治体の限界税率は高くなることが予想される。また、地域の産業構造が異なる場合、景気変動は地域一律ではなく、その変動幅や景気後退期や景気拡大期が異なることが予想されることから、都道府県の限界税率に差を生み出す原因と考えられる。

時系列データの雇用者報酬と個人直接税による限界税率の推定は、偏った推定結果となっている可能性が高い。したがって、限界税率の推定には、統計データの精査だけでなく、所得税法に基づく2つの適

用課税所得における個人所得の差とその個人の所得税収の差の比率を、所得シェアで加重平均した限界税率を推定することも必要である⁽⁸⁾。

表2 限界税率の推定結果

道府県	限界税率	決定係数	DW	道府県	限界税率	決定係数	DW
北海道	-0.00764 (-0.16)	-0.0883	1.347	青森	0.11061 (2.78)	0.0708	1.278
岩手	0.11166 (2.91)	0.3597	1.201	宮城	0.21621 (2.29)	0.3836	1.418
秋田	0.13181 (5.29)	0.6921	0.81	山形	0.0807 (1.07)	0.0128	1.057
福島	0.27499 (4.45)	0.6102	1.092	茨城	-0.0959 (-0.8)	-0.0313	0.605
栃木	0.159 (0.63)	-0.0528	0.762	群馬	0.0052 (0.07)	-0.0904	0.56
埼玉	0.0734 (0.83)	-0.0266	0.356	千葉	-0.1501 (-0.96)	-0.067	0.666
神奈川	0.495 (5.73)	0.726	1.63	新潟	0.1828 (3.51)	0.4856	1.318
富山	0.1514 (3.17)	0.4305	0.672	石川	0.2651 (2.77)	0.3566	1.052
福井	0.1701 (1.9)	0.1787	0.929	山梨	0.1562 (1.79)	0.1553	1.506
長野	1.1672 (2.83)	0.3689	1.49	岐阜	0.0605 (0.78)	-0.0336	0.834
静岡	0.0662 (0.83)	-0.0271	1.266	愛知	0.2202 (1.22)	0.0397	0.782
三重	0.2670 (1.52)	0.0982	0.605	滋賀	0.4951 (1.82)	0.1625	0.703
京都	0.1784 (1.64)	0.1242	1.531	大阪	0.0146 (0.21)	-0.0864	0.662
兵庫	0.1892 (2.01)	0.203	0.785	奈良	-0.0579 (-0.8)	-0.0304	0.602
和歌山	0.1730 (3.69)	0.5131	1.132	鳥取	0.1869 (4.11)	0.5698	0.745
島根	0.2367 (3.93)	0.5468	1.581	岡山	0.1643 (1.21)	0.0376	0.979
広島	0.0998 (1.76)	0.1479	1.165	山口	0.0870 (1.6)	0.116	1.385
徳島	0.2808 (30.03)	0.4055	1.359	香川	0.1757 (2.11)	0.2242	1.229
愛媛	0.1540 (1.42)	0.0782	0.978	高知	0.2084 (5.96)	0.7419	1.307
福岡	0.0695 (1.91)	0.1805	0.982	佐賀	-0.0112 (-0.2)	-0.0869	0.783
長崎	0.2541 (5.81)	0.7321	0.967	熊本	0.0931 (1.97)	0.1926	1.591
大分	0.2402 (4.7)	0.645	0.972	宮崎	0.0936 (1.75)	0.1474	1.054
鹿児島	0.0902 (1.86)	0.1696	1.409	沖縄	0.0788 (0.87)	-0.0203	0.752
全国計	0.0096 (1.49)	0.0917	0.411				

この適用課税所得に基づく限界税率と本研究における限界税率との乖離が予想されるが、様々な限界税率の推定結果を紹介している Mendoza, Razin and Tesar (1994) は、限界税率の水準は異なるが、その変化については極めて類似していることを報告している (p.317)。本研究の tax wedge の推定では、限界税率の変化よりも水準が問題となるので、時系列データと各適用課税所得に基づく限界税率の推定値の差は、日本の tax wedge の推定値に乖離を生じさせていることが予想されるが、各適用課税所得における個人所得と税収データの確保が困難であることから、時系列データに基づく推定を行った。

4. 都道府県の tax wedge

表3は、都道府県の消費税率と限界税率の推定結果に基づく、tax wedge の推定結果である。表には限界税率の推定結果が有意である23県の消費税率、限界税率と tax wedge が示されている。なお、47都道府県のデータは付表に示している。

23県の tax wedge の平均値は、1.48である。この値は、追加的労働供給1単位から得られる私的財の量が税制によって32% ($= (1 - 1.48^{-1}) \times 100\%$) 失われることを意味している。すなわち、課税によって68%分の私的財しか得られないことを意味している。この値は、Prescott (2004) が推定したアメリカ1.66、イギリス1.82、フランス2.6との比較において最も低い。また、坂井 (2010) が推定した日本の tax wedge 1.58 (1980 - 2007)、1.38 (1980 - 1990)、2.05 (1991 - 2007) のいずれよりも低い値となっている。

しかし、個別的に tax wedge をみると、最小である熊本県は1.22であり、最大は神奈川県と滋賀県の2.29であり、大きな地域間格差が存在している。この tax wedge の格差は以下のことを表している。すなわち、熊本県民は、追加的労働供給1単位から得られる私的財が、税制によって18% ($= (1 - 1.22^{-1}) \times 100\%$) 失われ、82%分の私的財が得られるのに対して、神奈川県と滋賀県の県民は、それが56% ($= (1 - 2.29^{-1}) \times$

100%) 失われ、44%分の私的財しか手に入れることはできないということである。このように熊本県を含めて tax wedge が 1.27 以下の県は青森、岩手、秋田、福岡、鹿児島 の 6 県があり、これらの県と神奈川県・滋賀県の格差は 2 倍近いものとなっている。この推定値は過大推定の可能性も否めないが、課税制度が労働インセンティブに与える影響は都道府県ごとに大きく異なる可能性を示唆するものである。

また、tax wedge の地方の平均は、東北 5 県 1.37、北陸 3 県 1.43、四国 3 県 1.45、九州 4 県 1.35 である。このように地方の tax wedge は都市圏との比較において低い推定結果となっている。このことは、雇員者報酬の水準と所得税・社会保険料の負担制度から理論的に予想されたことであるが、重要なことは、低い地域と高い地域の格差である。土居 (2002) は北海道・東北、北陸・甲信越、中国・四国、九州といった地方部への人口が、パレート最適な状態に比べて過大であったという、分析結果を提示している (p.28)。この土居の分析結果とわれわれの tax wedge の推定結果は整合的である。すなわち、財政制度の結果として、都市部は地方部と比較して tax wedge が高く設定されており、労働供給インセンティブが弱められている可能性がある。この分析結果を踏まえるならば、「今後の財政制度改革は、都市部から地方部への財政移転を助長する制度 (主に地方交付税制度) を廃止し、都市部の住民が租税負担に応じた行政サービス (公共財) の便益を享受できる制度 (各地方政府に対する実質的な課税自主権を与える地方税制) を確立することが求められる」(土居 (2002)、p.31)、という提案が支持される⁽⁹⁾。

表 3 には税率以外に主要経済指標が提示されている。県民所得と雇員者報酬は、市場によって決定された所得である。1 人当たりの県民所得が最低である長崎の 223 万円と最高の神奈川県 の 333 万円とでは、1.4 倍の格差がある。また、1 人当たりの実質雇員者報酬では、最低の秋田の 392 万円と最高の神奈川の 558 万円では、同様に 1.4 倍の格差がある⁽¹⁰⁾。このような地域間の所得の不平等を是正するために財政からの様々な措置が執られてきた。その政策の集約的結果が tax wedge とみ

なすことができる。

表3 各県のtax wedgeと主要経済指標

都道府県	限界税率	消費税率	Tax wedge	県民所得	雇用者報酬	tax wedge で除した 県民所得	tax wedge で除した 雇用者報酬
青森	0.1106	0.1192	1.2584	2358.3	4145.1	1874.0	3293.8
岩手	0.1117	0.1163	1.2566	2447.3	4211.4	1947.6	3351.5
宮城	0.2162	0.1637	1.4847	2647.4	4731.1	1783.1	3186.6
秋田	0.1318	0.0968	1.2633	2405.7	3918.3	1904.3	3101.7
福島	0.2750	0.1343	1.5645	2831.8	4495.0	1810.1	2873.2
神奈川	0.4950	0.1588	2.2947	3333.6	5581.7	1452.7	2432.4
新潟	0.1828	0.1492	1.4062	2766.3	4585.0	1967.2	3260.5
富山	0.1514	0.1469	1.3515	3167.8	4826.4	2343.9	3571.1
石川	0.2651	0.1441	1.5567	2978.0	4520.1	1913.0	2903.6
福井	0.1701	0.1479	1.3831	2844.2	4543.5	2056.4	3284.9
滋賀	0.4951	0.1587	2.2949	3222.3	4731.2	1404.1	2061.6
兵庫	0.1892	0.1498	1.4181	2896.8	5190.1	2042.7	3659.9
和歌山	0.1730	0.2048	1.4568	2555.2	4799.1	1754.0	3294.3
鳥取	0.1869	0.1344	1.3952	2478.6	4437.7	1776.5	3180.7
島根	0.2367	0.1182	1.4650	2473.5	4388.7	1688.4	2995.8
徳島	0.2808	0.1092	1.5423	2834.3	4426.8	1837.7	2870.2
香川	0.1757	0.1577	1.4044	2755.0	4879.6	1961.7	3474.6
高知	0.2084	0.1031	1.3936	2266.5	4922.0	1626.4	3531.9
福岡	0.0695	0.1496	1.2355	2728.0	4753.2	2208.0	3847.3
長崎	0.2505	0.1088	1.4865	2228.8	4167.5	1499.4	2803.7
熊本	0.0931	0.1084	1.2222	2333.4	4463.2	1909.1	3651.7
大分	0.2402	0.1888	1.5645	2667.8	4499.4	1705.2	2876.0
鹿児島	0.0902	0.1183	1.2291	2279.5	4238.1	1854.6	3448.1
平均	0.2086	0.1386	1.4751	2673.9	4585.0	1812.7	3108.2
標準偏差	0.1065	0.0269	0.2753	307.3	356.8	218.1	404.3
最小	0.0695	0.0968	1.2222	2228.8	3918.3	1404.1	2061.6
最大	0.4951	0.2048	2.2949	3333.6	5581.7	2343.9	3847.3

- 注1. 県民所得は県民1人当たりの実質県民所得（千円）
 2. 雇用者報酬は、労働者1人実質雇用者報酬（千円）
 3. 県民所得と雇用者報酬は、名目額をデフレーターで実質化している。
 県内総生産（生産側、デフレーター：連鎖方式）

表3の tax wedge の推定結果の長崎 1.49、秋田 1.26、神奈川 2.29 を利用すると、1人当たりの県民所得は、長崎県は 223 万円が税制によって 73 万円失われ 150 万円に、神奈川県は 333 万円が 188 万円失われ 145 万円となる。また、1人当たりの実質雇用者報酬では、秋田は 392 万円が税制によって 82 万円失われ 310 万円に、神奈川は 558 万円が 315 万円失われ 243 万円となる。この結果、神奈川県は 1 人当たりの県民所得は、1 位から 10 位に下げ、長崎県は最下位 23 位から 21 位になっている。また、神奈川県は 1 人当たりの雇用者報酬は、1 位から 22 位に下げ、秋田県は最下位から 15 位に順位を上げている。滋賀県も神奈川県と同様に順位を下げている。滋賀県の tax wedge 調整後の県民所得は、322 万円が 182 万円失われ 140 万円に、実質雇用者報酬は 473 万円が 167 万円失われ 206 万円となり、いずれも最下位となっている。

また、所得分配の不平等の是正は、所得の平準化を実現することにあるが、標準偏差で確認すると、1人当たりの県民所得は、31 万円から 22 万円に縮小しているが、1人当たりの雇用者報酬は、36 万円から 40 万円に逆に拡大している。このことは、日本の財政制度による所得再分配成策が、所得分配の是正ではなく、不平等を拡大させている可能性を示唆するものである。

各県の 1 人あたりの実質雇用者報酬は、tax wedge で租税負担を考慮すると、その順位が大幅に変わり、かつ、標準偏差が大きくなる。これは、日本の財政制度が過度の所得再分配を行い、資源配分を歪めていることを示唆するものである。

土居 (2008) は、中央政府と地方政府の資金の流れに基づき、都道府県ごとの純便益を推定している。この土居の純便益は、日本の課税制度および地方財政制度に基づいて、国税の納税額と国から地方に配分されている受取額 (地方譲与税、地方交付税、国庫支出金) から算出したものである⁽¹¹⁾。1990 - 2003 年度では、北海道は純便益が 41.9 万円であり、納めた国税よりも、41.9 万円多く受け取っていたことになる。東京都は -134 万円であり、受取額を超えた国税を 134 万円支払っていた

ことになる⁽¹²⁾。このような地域間の所得再分配政策は、近年、都市部の納税者の負担が増し、地方部の住民の「ただ乗り」が助長されていると土居は指摘している。この土居の純便益は、課税後に移転所得を調整した可処分所得であり、tax wedge の代理変数の一つと考えられるかもしれない。土居が提案しているように、地域政策、特に所得再分配政策は tax wedge や純便益のような客観的な指標に基づいて立案・提案することが必要と考えられる⁽¹³⁾。

5. 結び

Romer (2010) は、経済活動から得られる私的収益と社会的収益を調整するような制度や政策を社会的基礎資本 Social infrastructure と呼んでいる (p.164)。また、Hall and Jones (1999) によると、社会的基礎資本は、個人が熟練を蓄積し、企業が資本を蓄積することによって、財・サービスを生み出す経済環境を決定する制度や政府の政策を意味するとし、そのような社会的基礎資本は価格を適正にしている (p.84)。この意味で課税制度は社会的基礎資本であり、tax wedge は課税制度が資源配分をどれだけ歪めているかを示す指標とみなすことができる⁽¹⁴⁾。tax wedge が資源配分をあまり歪めないという意味で適正であるならば、それは経済主体のインセンティブに影響を及ぼし、社会は多くの便益を得ることができると考えられる。

われわれは都道府県別に tax wedge を推定することを試みた。その結果、47 都道府県のうち 23 県で安定的な結果が得られ、少なくともこの 23 県に関しては tax wedge に大きな格差が存在していることが明らかになった。具体的には、1 人当たり県民所得や雇用者報酬は、tax wedge で租税負担を考慮することによって、その順位が大きく入れ替わり、雇用者報酬に関しては標準偏差が小さくなっているのではなく、逆に大きくなる。このことから、わが国の財政制度は過度な所得再分配を行うことによって資源配分を歪めている可能性が示唆される。

最後に、今後の研究課題について述べる。第一に、本稿では、国税

による資源配分の歪みは考慮したが、地方税による資源配分の歪みは単純化のため考慮しなかった。しかし、現実の税制では、地方税体系の中にも所得課税や消費課税があり、本来はこうした歪みを考慮する必要がある。第二に、地方財政においてしばしば指摘される地方における地方公共財の過大供給問題に対して、tax wedge がどのような影響を与えているか実証分析により明らかにすることである。第三に、本稿では、労働所得税率の推定を都道府県別に行ったが、分析期間が短いことから、本来はパネルデータ分析を行う必要があると考えられる。以上、三点が今後の研究課題である。

- (1) Prescott (2002)、(2004) の論文の概要は、坂井 (2010) と國枝 (2008) を参照。Prescott の論文への批判と反論については、國枝 (2008), p.52-59 参照。
- (2) 土居 (2002)、p.11, p.13 及び p.14 の地方政府、家計及び国の予算制約式参照。
- (3) Prescott (2002)、(2004) の基本モデルについては、坂井 (2010) 参照。
- (4) 労働所得への課税は累進税であり、労働所得の限界税率は、次式で定義される。

$\tau_h = dT(w_t h_t) / d(w_t h_t)$ 、なお、 $T(w_t h_t)$ は一般的な租税関数である。Prescott (2002), p.7, (2004), p.4, 坂井 (2010), p.811 参照。

- (5) Prescott (2004) の消費税率 τ_c の推定は次式に基づいている (p.6)。

$$\text{消費税率 } \tau_c = \frac{\text{消費の純間接税}}{\text{民間消費支出} - \text{消費の純間接税}}$$

$$\text{消費の純間接税} = \left(\frac{2}{3} + \frac{1}{3} \frac{\text{民間消費支出}}{\text{民間消費支出} + \text{民間投資}} \right) \text{純直接税}$$

また、坂井 (2010) の推定式は次式によって推定している (p.804)。

$$\text{消費税率 } \tau_c = \frac{\text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金}}{\text{民間消費支出} - \text{生産・輸入品に課される税}}$$

- (6) Prescott (2004) の労働所得税の限界税率 τ_h の推定は次式に基づいている (p.6)。

$$\text{社会保険税の限界税率 } \tau_s = \frac{\text{社会保険税}}{\text{労働分配率} (\text{GDP} - \text{純間接税})}$$

$$\text{平均所得税率} = \frac{\text{直接税}}{\text{GDP} - \text{純間接税} - \text{固定資本減耗}}$$

$$\text{労働所得税の限界税率 } \tau_h = \tau_s + 1.6 \text{ 平均所得税率}$$

- (7) 坂井 (2010) では、政府の財政赤字額 (資金過不足) の 50% を所得税に加えるという調整を行っている。その調整後の OLS による限界税率の推定結果は 0.15 となっている (p.802 参照)。なお、坂井 (2010) の計量モデル次式である。

$$\text{個人所得税}_t = \alpha_l + \tau_l(\text{雇用者報酬}_t) + u_t$$

$$\text{社会保険料}_t = \alpha_s + \tau_s(\text{雇用者報酬}_t) + e_t$$

そして、限界税率 $\tau_h = \tau_l + \tau_s$ である。

- (8) この限界税率は次式で定義される。

$$\text{限界税率} = \sum_{i=1}^n w_i \frac{(T_{i+1} - T_i)}{(Y_{i+1} - Y_i)}$$

なお、 w_i はウェイト (法定税率に基づく各適用課税所得の所得シェア)、 T_i は各適用課税所得の税金、 Y_i は各適用課税所得における個人所得である。この限界税率や本稿の限界税率も含めた限界税率の定義と推定方法については、Mendoza, Razin, and Tesar (1994), pp.315-320 を参照。日本の所得税法に基づく適用課税所得については、石 (2008), p.404 参照。

- (9) また、土居 (2008) は、一般政府の財政収支の改善のために、地方交付税率 (国税収入のうち地方交付税に充当する割合) を引き下げることがを提案している。「地方交付税を抑制できれば、国の一般会計の基礎的財政収支は当然改善する。後は、地方自治体が歳出削減に自助努力することで、地方交付税が減額されたほどには地方財政収支は悪化せずに、国と地方を合わせた基礎的財政収支も改善する」ことを指摘している (p.86)。
- (10) 47 都道府県では、1 人当たりの実質県民所得所の最低は沖縄県の 212 万円、最高は東京都の 461 万円であり、その格差は 2.2 倍である。また、人当たりの実質雇用者報酬の最低は秋田県の 392 万円、最高は東京都の 673 万円であり、その格差は 1.7 倍である (付表 2 参照)。
- (11) 土居 (2008) の純便益は次式に基づいている。

$$\text{純便益} = \text{国税徴収額全県計} - \text{国からの財政移転全県計} (\text{地方譲与税、地方交付税、国庫支出金}) + \text{当該県の国からの財政移転受取額} - \text{当該県の国税徴収額、(p.84)}。$$

- (12) 土居 (2008) の純便益の推定は 4 期間において行っているが、ここでは、本研究期間に最も近接している 1990 - 2003 年度のデータについて相関係数を推定した (p.85 参照)。
- (13) 土居 (2010) は、地域間格差に対応する政策のために客観的指標として、ジニ係数、Reynolds-smolensky 係数、Kakwani 係数、Atkinson-Plotnick 係数などを提案している。
- (14) Hall and Jones (1999) は、「よい社会的基礎資本は、ポジティブな側面ではこれらの収益が、工場で働くことから、新しいアイデアを創造するために人的物的な投資をすること、または、海外から技術移転することまで、経済における活動範囲を横断する形において確実に維持されているという

ことを保証している。そして、負の側面では、窃盗から腐敗までについてもこれらの収益が厳格に保たれていることが確保されていなければならない」と説明している (p.97)。社会的基礎資本に関する議論は、Romer (2010)、第3章3.10節参照。

付表1 都道府県別消費税率

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
北海道	9.3	9.6	10.2	10.5	10.5	10.6	10.5	10.3	9.4	9.9	10.5	10.3	10.5
青森県	10.2	10.9	11.7	11.7	11.9	12.0	11.1	12.0	12.0	12.0	12.6	13.0	13.9
岩手県	9.9	11.2	12.0	11.7	11.5	11.5	11.4	11.5	11.9	11.7	11.6	11.8	13.5
宮城県	15.8	16.2	17.0	16.9	16.1	16.9	16.4	16.2	16.1	16.3	16.4	14.0	18.5
秋田県	9.6	10.3	10.3	10.4	9.9	9.6	9.2	9.0	9.0	9.3	9.3	9.5	10.4
山形県	9.7	10.4	11.8	11.8	11.7	11.6	10.9	10.5	11.1	11.8	11.8	11.7	12.1
福島県	13.6	14.2	14.8	14.2	13.5	13.4	13.1	12.5	12.5	13.3	13.6	13.6	12.1
茨城県	14.8	16.0	16.5	16.9	17.2	17.6	16.6	17.1	16.6	16.9	16.9	17.1	19.5
栃木県	12.3	12.2	12.5	12.1	12.8	13.0	12.5	12.1	12.1	12.1	12.7	12.7	13.3
群馬県	13.9	14.9	15.9	15.4	14.3	13.5	12.9	12.6	12.6	13.1	12.4	12.3	14.3
埼玉県	9.3	9.8	10.1	9.7	9.6	9.8	9.6	9.2	9.5	10.2	10.6	10.5	10.0
千葉県	11.5	11.1	12.3	11.9	12.1	12.1	11.5	11.4	11.1	11.6	11.9	12.0	12.4
東京都	17.3	18.3	18.1	17.0	16.6	17.1	16.4	15.6	15.9	17.0	16.8	17.1	17.9
神奈川県	14.3	15.3	15.8	15.4	15.7	16.1	15.7	15.8	15.8	16.5	16.3	16.1	17.9
新潟県	14.2	15.5	15.8	15.4	14.8	14.7	14.4	14.1	14.7	15.2	14.6	14.2	16.4
富山県	13.3	14.5	15.0	14.7	14.0	14.3	14.4	14.2	14.5	15.3	15.1	14.8	16.8
石川県	13.6	14.2	15.3	15.2	14.7	14.1	13.7	13.4	13.5	14.0	14.9	14.8	15.8
福井県	14.6	15.4	16.1	15.2	14.7	15.3	14.4	13.7	13.7	14.2	14.5	14.8	15.6
山梨県	9.4	9.9	11.4	10.5	10.6	10.6	9.9	10.2	10.9	11.0	10.9	11.2	11.9
長野県	11.7	11.9	12.2	11.1	11.0	11.0	10.5	10.2	10.4	10.5	10.7	10.5	11.8
岐阜県	12.2	12.0	13.4	13.2	13.3	14.1	14.0	13.7	13.7	14.3	14.9	14.3	15.3
静岡県	14.6	16.8	16.5	16.4	16.3	16.4	16.1	15.5	16.1	16.4	16.4	16.8	18.1
愛知県	15.6	17.8	17.6	17.3	16.8	17.3	16.5	16.0	16.2	16.4	17.1	16.9	17.8
三重県	17.0	16.7	17.9	17.6	17.7	17.5	17.2	16.5	18.1	18.2	19.5	20.0	21.2
滋賀県	15.2	17.1	16.6	17.0	16.0	15.8	15.2	14.4	14.7	16.0	16.4	16.3	15.7
京都府	14.8	15.8	16.9	15.3	15.5	15.6	14.6	13.8	13.5	15.1	15.4	15.0	14.8
大阪府	15.2	17.1	17.8	17.6	17.2	17.7	17.5	17.2	17.9	19.5	19.5	19.2	21.9
兵庫県	15.3	15.3	15.8	15.7	15.7	15.3	15.2	14.3	14.3	15.0	14.9	14.3	13.6
奈良県	6.4	7.3	7.9	7.9	7.7	8.0	8.2	7.9	8.1	8.3	8.8	8.3	8.6

和歌山県	20.4	20.4	22.9	22.2	21.1	21.9	20.5	18.1	18.7	19.5	19.9	18.5	22.1
鳥取県	12.5	13.1	13.9	13.5	13.0	14.4	12.3	12.3	13.3	13.5	13.5	13.4	15.8
島根県	10.4	11.2	12.9	12.5	11.7	12.0	11.9	11.1	11.5	11.6	11.9	11.9	13.1
岡山県	19.8	20.9	21.2	21.1	19.6	20.9	20.8	19.9	20.5	20.4	20.7	20.3	25.4
広島県	13.2	13.8	14.1	13.5	12.9	12.8	12.6	12.1	12.3	12.8	12.8	12.5	13.7
山口県	15.3	15.9	16.6	16.4	16.3	16.3	16.2	15.6	15.8	16.7	16.4	16.4	18.9
徳島県	9.9	10.9	11.3	11.0	10.7	11.1	10.9	10.9	10.7	11.2	10.6	10.5	12.2
香川県	14.1	14.8	15.2	14.9	14.5	15.2	15.8	16.1	15.9	16.5	17.0	16.4	18.6
愛媛県	13.2	14.2	15.4	15.8	15.6	15.7	15.2	15.5	15.4	15.4	15.5	16.0	18.4
高知県	9.5	9.8	11.3	11.0	10.7	10.6	9.7	8.8	10.0	10.2	10.6	10.2	11.5
福岡県	14.0	15.3	15.6	15.6	14.8	14.9	14.2	14.0	14.4	14.9	15.4	15.5	15.7
佐賀県	12.8	13.3	14.3	14.0	13.9	14.0	12.7	12.9	13.5	13.8	14.5	14.7	15.8
長崎県	9.9	10.6	11.1	11.2	10.3	10.9	10.9	10.6	10.6	11.1	11.7	11.1	11.6
熊本県	9.7	9.7	9.9	11.0	10.8	10.9	10.6	10.5	11.5	11.1	11.3	11.3	12.7
大分県	14.8	16.8	18.1	18.0	18.6	18.2	18.0	18.9	20.0	19.0	20.1	20.1	24.8
宮崎県	9.6	9.7	12.0	12.7	12.1	12.4	12.3	11.7	12.1	13.1	14.4	14.3	14.4
鹿児島県	10.2	10.9	11.8	12.1	11.5	11.6	11.2	11.3	11.9	12.1	12.2	12.4	14.4
沖縄県	13.3	15.9	15.7	15.5	15.4	15.1	15.4	15.3	15.4	15.8	15.2	15.1	16.6
全県計	13.7	14.6	15.1	14.8	14.6	14.8	14.3	14.0	14.2	14.8	15.0	14.9	15.9

付表2 都道府県の tax wedge と主要経済指標

都道府県	限界税率	決定係数	DW	消費税率	tax wedge	県民所得	雇用者報酬
北海道	-0.00764 (-0.16)	-0.0883	1.347	0.102	1.09328	2680.1	4826.8
青森	0.11061 (2.78)	0.0708	1.278	0.119	1.25843	2421.9	4145.1
岩手	0.11166 (2.91)	0.3597	1.201	0.116	1.25658	2535.5	4211.4
宮城	0.21621 (2.29)	0.3836	1.418	0.164	1.48468	2736.0	4731.1
秋田	0.13181 (5.29)	0.6921	0.810	0.097	1.26329	2646.0	3918.3
山形	0.08073 (1.07)	0.0128	1.057	0.113	1.21058	2622.5	4323.2
福島	0.27499 (4.45)	0.6102	1.092	0.134	1.56447	2984.5	4495.0
茨城	-0.09588 (-0.80)	-0.0313	0.605	0.169	1.06678	3075.4	4807.2
栃木	0.15900 (0.63)	-0.0528	0.762	0.125	1.33762	3226.4	5048.5

群馬	0.00520 (0.07)	-0.0904	0.560	0.137	1.14293	3011.9	4998.2
埼玉	0.07340 (0.83)	-0.0266	0.356	0.098	1.18530	3148.0	5226.8
千葉	-0.15007 (-0.96)	-0.0670	0.666	0.118	0.97170	3135.9	5029.2
東京	—	—	—	0.170	—	4612.9	6730.0
神奈川	0.49500 (5.73)	0.7260	1.630	0.159	2.29473	3421.2	5581.7
新潟	0.18275 (3.51)	0.4856	1.318	0.149	1.40622	2871.5	4585.0
富山	0.15140 (3.17)	0.4305	0.672	0.147	1.35151	3270.7	4826.4
石川	0.26508 (2.77)	0.3566	1.052	0.144	1.55674	3092.3	4520.1
福井	0.17008 (1.90)	0.1787	0.929	0.148	1.38313	2998.0	4543.5
山梨	0.15620 (1.79)	0.1553	1.506	0.107	1.31135	2919.0	5065.8
長野	1.16723 (2.83)	0.3689	1.490	0.110		3091.5	4909.7
岐阜	0.06050 (0.78)	-0.0336	0.834	0.137	1.21064	2900.9	4575.5
静岡	0.06624 (0.83)	-0.0271	1.266	0.163	1.24591	3434.0	4836.5
愛知	0.22016 (1.22)	0.0397	0.782	0.169	1.49867	3588.1	5202.9
三重	0.26697 (1.52)	0.0982	0.605	0.181	1.61096	3152.9	4924.9
滋賀	0.49510 (1.82)	0.1625	0.703	0.159	2.29489	3376.5	4731.2
京都	0.17837 (1.64)	0.1242	1.531	0.151	1.40056	3001.7	4987.1
大阪	0.01458 (0.21)	-0.0864	0.662	0.181	1.19852	3221.8	6023.9
兵庫	0.18921 (2.01)	0.2030	0.785	0.150	1.41811	2992.7	5190.1
奈良	-0.05788 (-0.80)	-0.0304	0.602	0.080	1.02052	2875.8	5574.0
和歌山	0.17298 (3.69)	0.5131	1.132	0.205	1.45678	2573.1	4799.1
鳥取	0.18694 (4.11)	0.5698	0.745	0.134	1.39521	2573.1	4437.7
島根	0.23671 (3.93)	0.5468	1.581	0.118	1.46497	2570.6	4388.7
岡山	0.16430 (1.21)	0.0376	0.979	0.209	1.44651	2866.1	4826.7
広島	0.09977 (1.76)	0.1479	1.165	0.130	1.25545	3074.2	5117.3

山口	0.08699 (1.60)	0.1160	1.385	0.164	1.27441	2948.2	4545.6
徳島	0.28083 (30.03)	0.4055	1.359	0.109	1.54233	2952.6	4426.8
香川	0.17565 (2.11)	0.2242	1.229	0.158	1.40436	2818.0	4879.6
愛媛	0.15397 (1.42)	0.0782	0.978	0.155	1.36483	2631.3	4167.3
高知	0.20844 (5.96)	0.7419	1.307	0.103	1.39356	2337.3	4922.0
福岡	0.06954 (1.91)	0.1805	0.982	0.150	1.23547	2796.5	4753.2
佐賀	-0.01123 (-0.20)	-0.0869	0.783	0.139	1.12606	2607.6	4423.6
長崎	0.25405 (5.81)	0.7321	0.967	0.109	1.48645	2301.2	4167.5
熊本	0.09310 (1.97)	0.1926	1.591	0.108	1.22224	2418.9	4463.2
大分	0.24016 (4.70)	0.6450	0.972	0.189	1.56448	2785.1	4499.4
宮崎	0.09364 (1.75)	0.14740	1.054	0.124	1.23971	2332.3	4149.2
鹿児島	0.09017 (1.86)	0.16960	1.409	0.118	1.22910	22368.9	4238.1
沖縄	0.07878 (0.87)	-0.02030	0.752	0.154	1.25226	2119.1	4051.9
全国計	0.14021	—	—	0.147	1.33367	3156.8	5140.7

注1. 県民所得は県民1人当たりの県民所得(千円)

2. 雇用者報酬は、労働者1人実質雇用者報酬(千円)

3. 県民所得と雇用者報酬は、名目額をデフレーターで実質化した。

県内総生産(生産側、デフレーター：連鎖方式)

参考文献

Bessho, Shun-ichiro and Masayoshi Hayashi (2008), "A Structural Estimation of the CES Preferences and Linear Labor Supply: The Case of Prime-Age Males in Japan," Discussion Paper No. 2008-2, Department of Economics, Hitotsubashi University, 1-38.

Hall, Robert F. and Charles I. Jones (1999), "Why do some countries produce so much more output per worker than others?," *Quarterly Journal of Economy*, 114, 83-116.

Ljungqvist, Lars and Thomas J. Sargent (2006), "Do Tax Explain European Employment? Individual Labor, Human Capital, Lotteries and Saving," *NBER Macroeconomic Annual*, 181-224.

Mendoza, Enrique G. and Assaf Razin, Linda L. Tesar (1994), "Effective tax rates in Macroeconomics Cross-country estimates of tax rates on factor incomes

- and consumption”, *Journal on Monetary Economics*, 34, 297-323.
- Prescott, Edward C. (2002), “Prosperity and Depression,” *American Economic Review*, 92, 1-15.
- (2004), “Why Do Americans Work So Much More Than Europeans?” *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*, 28, 2-13.
- (2006), “Nobel Lecture The Transformation of Macroeconomic Policy and Research,” *Journal of Political Economy*, 114 (2), 203-235.
- Romer, David (2006), *Advanced Macroeconomics*, McGraw-Hill, 堀・岩城・南條訳 (2010) 『上級マクロ経済学』 (日本評論社)
- 石弘光著 (2008) 『現代税制改革史—戦後からバブル崩壊まで』 東洋経済新報社
- 國枝繁樹 (2008) 「労働時間と税制— Prescott 論文を巡って」『日本労働研究雑誌』 No.575, pp.49-61.
- 土居丈朗 (2002) 「日本の地方財政制度が生み出す非効率の厚生分析—動学的最適化行動に基づくシミュレーション分析—」財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」 pp.3-33.
- (2008) 「中央政府・地方政府の資金の流れ」財務省財務総合政策研究所「ファイナンシャル・レビュー」 pp.57-95.
- (2010) 「バブル・デフレ期の地方財政—財政赤字と地域間格差」『井堀利宏編著財政政策と社会保障』慶応義塾大学出版会
- ・別所俊一郎 (2005) 「地方債元利償還金の交付税措置の実証分析—元利補給は公共事業を誘導したか—」日本経済研究センター「日本経済研究」 Vol.51.pp.1-26.
- 林宏昭 (1996) 「地方交付税の地域間再配分」大蔵省財政金融研究所「ファイナンシャル・レビュー」 pp.1-17.
- 坂井吉良「日本の tax wedge と労働供給」『日本法学』第 76 卷第 2 号、pp.793-814.

執筆者紹介

掲載順

山田光矢 日本大学教授
 山城秀市 日本大学教授
 吉森賢 日本大学講師・横浜国立大学名誉教授
 坂井吉良 日本大学教授
 坂本直樹 東北文化学園大学総合政策学部専任講師

機関誌編集委員会

委員長 新井勉
 副委員長 坂井吉良
 委員 伊藤文夫、岩崎洋二、大川真一、小川浩一、奥村大聡、工藤聡一、黒川正功、関正晴、高橋勝一、高木雅夫、谷部澄光、外園澄子

政経研究第四十八巻第二号

平成二十三年九月二十五日印刷 非売品
 平成二十三年十月五日発行

編集責任者 日本大学法学会 杉本稔

発行者 日本大学政経研究所
 電話〇三(五二七五)八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二丁目四 A&Xビル
 印刷所 株式会社メディアオ
 電話〇三(三二九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 48 No. 2 October 2011

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Mitsuya Yamada, *The Future of Heisei Municipal Amalgamation*
—*Especially in Tottori Prefecture*—

Hideichi Yamashiro, *American Trade Policy in the 1990s and the Role of*
the U.S. Export-Import Bank

NOTE

Masaru Yoshimori, *The Governance Structure of Family-funded Charitable*
Foundations
—*The Bosch Foundation and the Krupp Foundation*—

ARTICLE

Yoshinaga Sakai, Naoki Sakamoto, *Tax Wedges and Income Inequality across*
Prefectures in Japan